

第3次富士見市環境基本計画 (案)

令和5年 月
富士見市

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 世界及び日本の動向.....	3
(1) 地球温暖化問題.....	3
(2) 資源循環.....	5
(3) 生物多様性.....	5
(4) 新しい生活様式への対応.....	6
(5) SDGsに向けた取組.....	6
5. 計画の主体と役割.....	7
6. 計画の対象.....	9
第2章 富士見市を取り巻く現況.....	10
1. 富士見市の現況.....	10
(1) 地域特性.....	10
(2) 社会的条件.....	11
(3) 自然的条件.....	14
第3章 これまでの取組評価と課題.....	19
1. 第2次富士見市環境基本計画（改定版）における取組状況の評価.....	19
(1) 進捗状況及び評価の流れ.....	19
(2) 評価期間.....	19
(3) 達成の評価基準.....	19
(4) 評価結果.....	20
2. 環境に関するアンケート調査結果（概要）.....	27
(1) 環境基本計画の認知度.....	27
(2) 環境配慮への取組で困難なこと.....	28
(3) 将来の富士見市に求めるもの.....	28
(4) 市が実施している取組に対する満足度及び重要度.....	29
(5) 環境問題に関して行政が行うべきこと.....	31
3. 課題の整理.....	33
第4章 計画の目標.....	34
1. 基本理念.....	34
2. 望ましい環境像.....	34
3. 基本目標.....	35
4. 施策の体系.....	35
第5章 施策の展開.....	36
基本目標1 脱炭素・循環型社会を目指すまち.....	36

施策の方針1-1 脱炭素まちづくりの推進 《第2次富士見市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)》	36
(1) 個別計画としての策定の背景	36
(2) 個別計画としての位置づけと期間	38
(3) 対象とする温室効果ガス	38
(4) 第2次区域施策編策定にあたっての現状と課題	39
(5) 目標	40
施策1-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及・推進	44
施策1-② 再生可能エネルギーの活用推進	49
施策1-③ 移動の低炭素化の推進	52
施策1-④ 温室効果ガス吸収源対策の推進	55
施策の方針1-2 循環型まちづくりの推進	57
施策1-⑤ 4Rの推進	57
施策1-⑥ 脱プラスチック化の推進	61
基本目標2 豊かな自然を育み共生するまち	64
施策の方針2-1 緑と水辺の保全	64
施策2-① 緑の適切な保全管理	64
施策2-② 河川・水路等の水辺環境の保全管理	66
施策の方針2-2 湧水の保全・活用	68
施策2-③ 湧水地の保全と適切な維持管理	68
施策2-④ 湧水の周知と利活用の推進	70
施策の方針2-372 生物多様性の保全 《富士見市生物多様性地域戦略》	72
(1) 個別計画としての策定の背景	72
(2) 個別計画としての位置づけと期間	74
(3) 生物多様性地域戦略策定にあたっての現状	74
(4) 対象地域と目標	75
施策2-⑤ 生育・生息環境と生きものの保全	76
施策2-⑥ 生物多様性に対する理解の促進	79
施策2-⑦ 生きものとのふれあいの充実	80
基本目標3 安全で快適に暮らせるまち	82
施策の方針3-1 安全なまちづくりの推進	82
施策3-① 身近な生活環境の保全	82
施策3-② 有害化学物質対策の推進	84
施策の方針3-2 快適なまちづくりの推進	85
施策3-③ きれいなまちづくりの推進	85
施策3-④ 公園・緑地等の整備の推進	87
施策3-⑤ 暮らしやすいまちの推進	89
基本目標4 みんなで学び、協働するまち	91
施策の方針4-1 環境教育・環境学習の推進	91

施策 4-① 環境リーダーの育成の整備	91
施策 4-② 環境教育・環境学習の場の整備・創出.....	93
施策の方針 4-2 みんなで協力するまちづくりの推進.....	95
施策 4-③ 環境保全活動の活性化.....	95
施策 4-④ 市民・事業者・行政の連携と情報共有の推進	97
第6章 計画の推進体制と進捗管理.....	99
1. 推進体制.....	99
2. 進捗管理.....	101

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

富士見市では、かけがえのない地球環境をまもり、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造を目指して、「環境にやさしい都市宣言」を平成12(2000)年4月に宣言し、更に平成13(2001)年12月には「富士見市環境基本条例」を制定しました。

この条例の理念に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15(2003)年3月に「富士見市環境基本計画」(以下「第1次計画」という)を策定、更に変わりゆく人々の生活様式や環境の変化に 대응するため、平成25(2013)年3月に「第2次富士見市環境基本計画(以下「第2次計画」という)を策定し、平成30(2018)年3月には施策や取組を整理・評価し、今後の5年間に向け、第2次計画の中間見直しを行い、「第2次富士見市環境基本計画(改定版)」(以下「第2次計画(改定版)」という)を策定し、望ましい環境像である「いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見」を目指して施策を展開してきました。

この間、海洋プラスチック問題や生物多様性に関する危機など様々な環境に関する課題が発生し、対応がせまられています。

また、地球温暖化を抑制するため、令和2(2020)年の臨時国会では「2050年カーボンニュートラル宣言」の表明に続き、令和3(2021)年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正によって、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として明記されるなど低炭素に変わり脱炭素に向けた取組や、世界共通の「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組の広がりなど、富士見市をとりまく状況や環境に対する意識は刻々と変化しています。

今回、このような環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ、「第3次富士見市環境基本計画」(以下「本計画」という)を策定します。

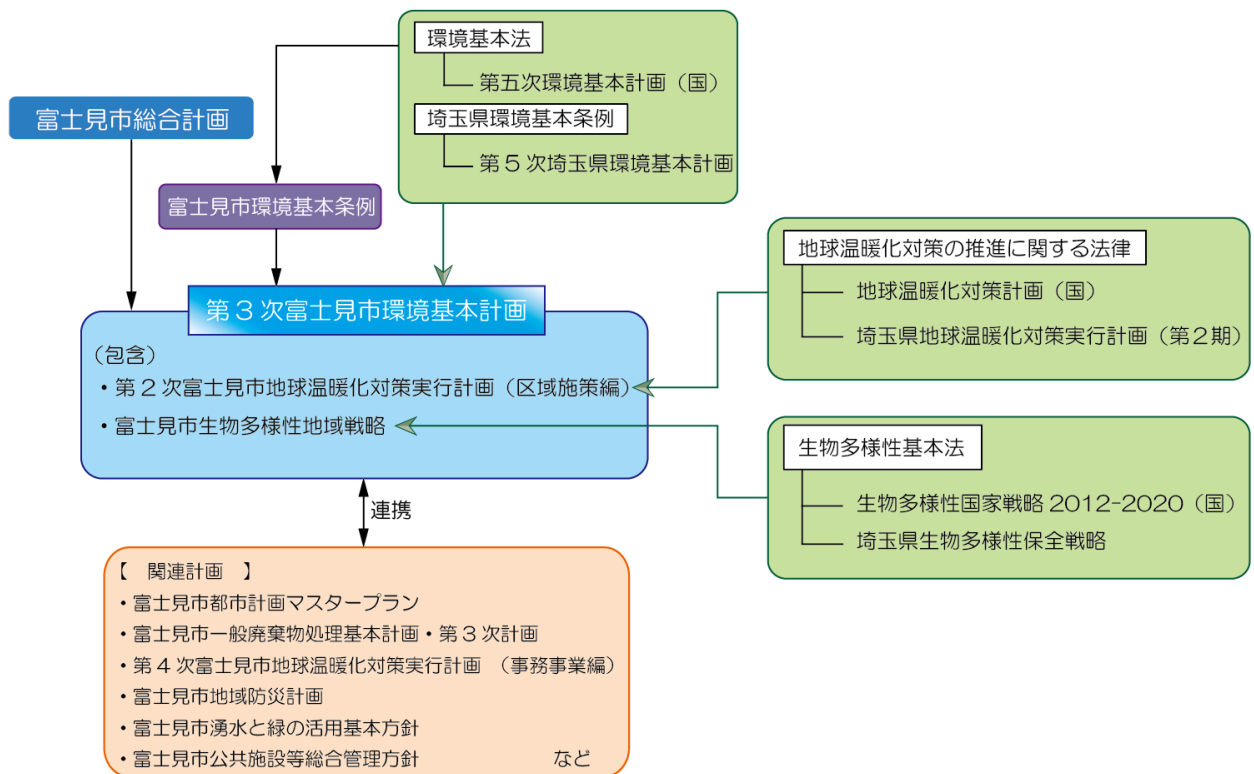
2. 計画の位置づけ

富士見市では、まちづくりを進めていくための最上位計画として「第 6 次基本構想 第 1 期基本計画（令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度まで）」を定め、各種施策を実施しています。

本計画は、富士見市環境基本条例第 8 条に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

なお、令和 4 年度までが計画期間となっている富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の次期計画となる「第 2 次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」¹は、本計画と結びつきが強く、重複する事項も多いため、第 2 次計画に引き続き本計画に包含することとします。

また、今回新たに「富士見市生物多様性地域戦略²」（以下「生物多様性地域戦略」という）を策定し、自然環境分野の実行施策として本計画に包含することとします。



計画の位置づけ（イメージ）

¹ 市内全域から排出される温室効果ガスを削減するための対策や取組を総郷的かつ計画的に推進するための計画。

² 市内の生物多様性を保全するための対策や取組を総合的かつ計画的に推進するための計画。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

なお、計画内容は環境問題を取り巻く社会情勢の変化などに対応するよう、中間年（令和 9（2027）年度）に見直しを行います。



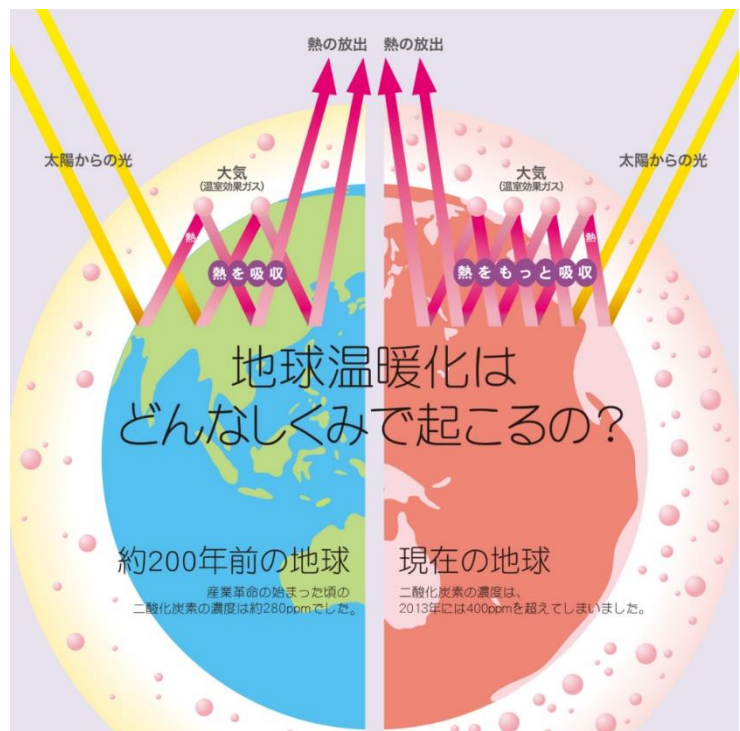
4. 世界及び日本の動向

（1）地球温暖化問題

地球温暖化とは、人間の活動によって二酸化炭素をはじめとする大気中の温室効果ガスが増え、気温が上昇する現象をさします。

地球温暖化による影響は多岐にわたり、近年では集中豪雨などの異常気象による災害の発生や生態系の変化などが考えられています。

平成 27（2015）年 12 月の国際連合気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とし、その目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」を掲げています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

令和 3（2021）年 8 月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「第 6 次評価報告書第 I 作業部会報告書」では、「産業革命前からの世界平均気温の上昇は既に約 1℃であり、今後 20 年のうちに 1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。

更に、同年 11 月の国際連合気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求することを決意するとの成果文書が採択されました。

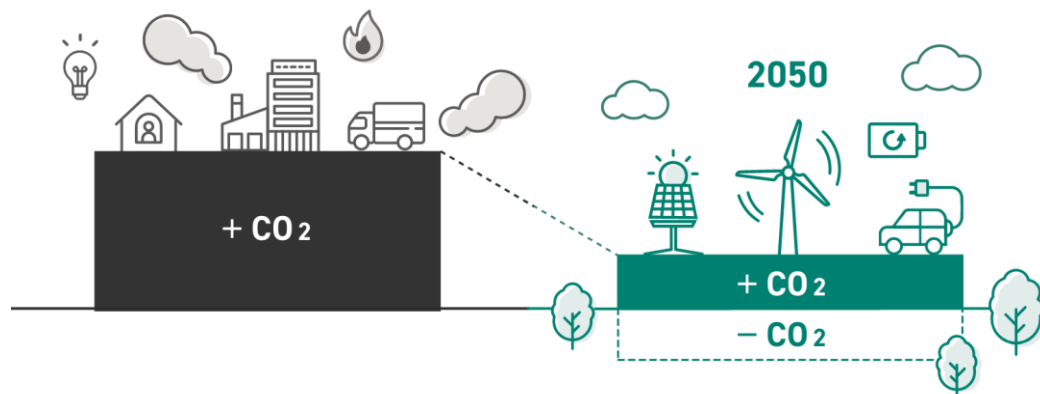
日本では、令和 2（2020）年 11 月に衆参両院で気候非常事態宣言が決議され、同年 12 月に国の成長戦略会議において、2050 年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画が取りまとめられました。令和 3（2021）年 4 月の気候サミットにおいて、我が国は 2030 年度の温室効果ガスの排出を 2013 年度比で 46%削減するとの目標を表明するなど、気候変動を巡る動きは大きく加速しています。

令和 3（2021）年 5 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050 年までの脱炭素社会の実現が基本理念として明記されました。そして、令和 3（2021）年 10 月には、「第 6 次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、再生可能エネルギー導入量が大幅に引き上げられるとともに、令和 12（2030）年度 46%削減目標等に向けた対策・施策が示されました。

コラム カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて実質的にゼロにすること、すなわち温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2050 年のカーボンニュートラル達成は容易なことではありません。一人ひとりが温室効果ガスの排出量削減や吸収作用の保全などに積極的に取り組む必要があります。



出典：脱炭素ポータル（環境省）

(2) 資源循環

全国的にもごみを巡る課題は多く、令和2(2020)年11月に公表された「循環型社会形成推進基本計画」の進捗状況の点検結果によると、全国の一般廃棄物の排出量は、長期的には順調に減少してきているものの、短期的には減少量が少なくなってきたり、更なる取組が必要となっています。

なお、循環利用率については、近年、伸び悩んでおり、廃棄物の発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら、廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが必要です。

国は、資源の有限性、廃棄物の処分の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応することを目的に、令和元(2019)年にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

また、同年に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して、令和32(2050)年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が参加国首脳間で共有されました。

令和3(2021)年6月には、循環経済(サーキュラーエコノミー)³への移行に向け、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)⁴を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。

また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食料を輸入しながら、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている我が国の現状を踏まえ、令和元(2019)年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されました。

(3) 生物多様性

生物多様性分野における令和2(2020)年までの世界目標である愛知目標では、令和32(2050)年までの長期ビジョン「自然と共生」及び20の個別目標が掲げられました。

その目標達成に向け、各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、「生物多様性国家戦略」の中に組み込み、取組を進めてきたものの、国際連合の報告書「地球規模生物多様性概況(第5版)」によると、20の個別の目標のうち完全に達成できたものはありませんでした。

また、長期ビジョンの達成には、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策の推進、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革など様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要であると指摘しています。

³ 資源(製品や部品等を含む)を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システム。

⁴ Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の総称である「3R」に「再生可能資源への代替」を意味するRenewable(リニューアブル)を加えたもの。

これらを踏まえ、愛知目標に続く新たな世界目標「ポスト 2020 生物多様性枠組み」を採択すべく、作業部会（OEWG）が開催され、議論が交わされているとともに、「自然を保全・回復する活動に資金の流れを向け直し、自然と人々が繁栄できるようにすることで、世界経済に回復力をもたらす」ことを目指した自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が発表され、国際的な企業パートナーシップが動き出しています。

国内においては、愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定し、生物多様性の認知度を 75%にするなどの目標を設定するなど、認知度の向上や生態系ネットワークの整備等に取り組んでいます。

また、2020 年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始しています。しかしながら、全国の絶滅危惧種は増加傾向にあり、依然として絶滅の危機に瀕している野生生きものが数多くいる状況下にあります。

（4）新しい生活様式への対応

令和元（2019）年 12 月に確認された新型コロナウイルスは、急速に感染拡大し、世界中で都市封鎖が行われるなど人々の生活だけでなく、世界経済にも多大な影響を及ぼしています。

日本でも緊急事態宣言がくり返し発出され、感染拡大防止策として外出の自粛やテレワークの推奨など生活様式が大きく変化し、環境分野においても新たな生活様式への対応が求められています。

（5）SDGs に向けた取組

平成 27（2015）年 9 月に環境・経済・社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、世界共通の持続可能な開発目標、SDGs が国際連合において採択されました。

「世界の変革」と「誰一人取り残さない」を基本理念とし、17 ある目標の多くが環境に関連しています。

国は平成 30（2018）年 4 月に閣議決定した「第五次環境基本計画」において、各地域が地域資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し合い、支え合う「地域循環共生圏」を提唱しています。

富士見市においても本計画の施策を実行することで関連する SDGs に貢献することができます。



出典：国際連合広報センター

5. 計画の主体と役割

本計画は、市民・事業者・行政、それぞれの立場で役割を果たすとともに、相互に連携・協働して、積極的に環境の保全と創造に取り組むことを基本とします。

富士見市環境基本条例（抜粋）

〈市の責務〉

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

〈市民の責務〉

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

〈事業者の責務〉

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

市民の役割

富士見市及び地球規模の環境の保全と創造を担う役割を理解し、環境に関する正しい知識を習得することや、日常生活の中で環境に配慮した取組の自主的な実践に努めるほか、市民団体等の活動及び市の実施する施策に積極的に参加・協働することで、個人では実践が困難な取組の達成を目指します。

事業者の役割

事業活動に伴う環境への影響を認識・把握し、環境に配慮した業務実施体制の構築や、自主的な企業努力による環境に配慮した取組のほか、市民や市と連携した取組を実践するとともに、市外、業界内及び国内外との広域的な連携による積極的な環境配慮型の事業活動を進めます。

行政の役割

富士見市及び地球規模の環境の保全と創造のために、施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。また、市民及び事業者の協力を得るため、積極的に情報提供を行うとともに、自ら事業活動に対して検証・改善を行うなど、環境に配慮した取組においてイニシアチブをとるほか、国・県・近隣の地方公共団体と連携し、広域的に捉えた活動に取り組みます。

～市民・事業者・行政の協働組織～ 富士見市環境施策推進市民会議の役割

環境に関する取組に対して知識と意欲を持って進める協働組織として、市民・事業者の環境に配慮した行動を促すとともに、市民・事業者・行政が協働して取り組む活動において3者の調整を行うなど、環境にやさしいまちづくりを進めます。

～富士見市環境施策推進市民会議とは～

人と自然とが共生できる豊かな環境の創造を目指し策定された「富士見市環境基本計画」に基づき、平成 15 年 6 月に「富士見市環境施策推進市民会議」が設立されました。

環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が一丸となって以下のような様々な環境問題に関する活動を行っています。

- ◆ 富士見市地球温暖化防止及び生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーン
- ◆ 富士見市をきれいにする条例啓発街頭キャンペーン
- ◆ エコライフ DAY・WEEK の小・中・特別支援学校への実施
- ◆ 富士見ふるさと祭りへ環境啓発に関する展示 など

6. 計画の対象

本計画の対象地域は富士見市市全域とします。なお、広域的な環境問題については、国・県・近隣の地方公共団体と連携して取り組むこととします。

また、本計画の対象とする範囲は、以下の4項目とします。

地球環境	地球温暖化、資源・再生可能エネルギー、廃棄物・リサイクルなど
自然環境	生物多様性、森林、河川、湧水 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、景観、交通、環境美化、放射能など
教育・協働	環境教育・環境学習、環境情報 など

第2章 富士見市を取り巻く現況

1. 富士見市の現況

環境の保全と創造に向けた施策を展開していくためには、市の地域特性と環境状況を把握し、環境課題を抽出することが求められます。

(1) 地域特性

富士見市は埼玉県の南東部に位置し、東部はさいたま市、北部は川越市・ふじみ野市に、西は三芳町に、南部は志木市にそれぞれ接しています。北東部には荒川と新河岸川が流れ、北部と東部には荒川が作り出した荒川低地が形成されています。また、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地との境の斜面からいくつもの湧水が湧く、都市近郊でも貴重な湧水が存在するまちです。

また、貝塚などの歴史的価値のある遺跡も数多く残り、都市交通の進展とともに発展してきた都市近郊のベッドタウンです。



富士見市の地形

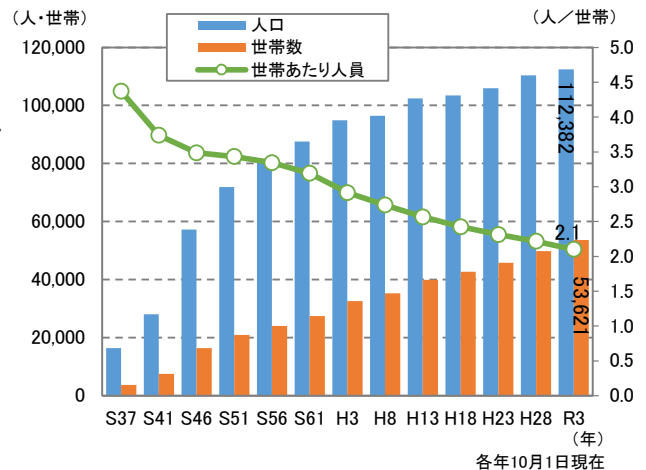
参照：地形分類図（国土交通省）を基に作成

(2) 社会的条件

① 人口・世帯数の推移

人口及び世帯数は増加傾向を示していますが、世帯数あたりの人員数は減少傾向にあり、単身世帯や核家族の増加が考えられます。

また、「富士見市人口ビジョン」（令和2年5月）では、令和7年頃をピークに人口は減少段階に入るものと見込んでいます。



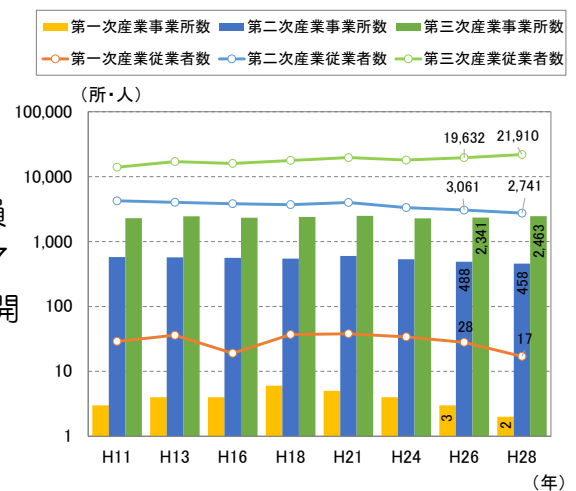
人口・世帯数の推移

出典：統計ふじみ

② 産業構造の変化

農業を中心とした第一次産業と、鉱業・建設業及び第二次産業の事業所数及び従業員数はわずかに減少傾向となっています。

商業を含む第三次産業の事業所数及び従業員数はわずかに増加傾向にあり、平成27（2015）年4月の「ららぽーと富士見」の開業が背景にあると考えられます。



産業構造の推移

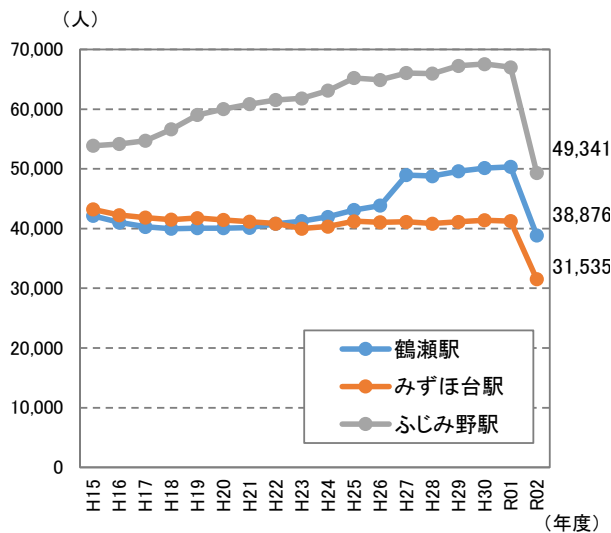
出典：平成18年まで 事業所・企業統計調査、平成21年以降 経済センサス（経済産業省）

③ 社会資本整備

市内には「鶴瀬駅」、「みずほ台駅」、「ふじみ野駅」の3つの駅があり、1日平均乗車数は平成27年以降概ね横ばいで推移していましたが、しかし、令和元（2019）年12月に確認された新型コロナウイルス感染症の流行によるテレワーク等の増加により、令和2年度は市内すべての駅で大きく減少しています。

市道は、舗装や歩道の整備を進めており、令和3（2021）年度において舗装率78.4%、歩道等設置率は10.1%となっています。

都市公園は、土地区画整理等による公園・緑地の整備を進めており、平成28（2016）年度比で、街区公園で2箇所0.7ha、都市緑地で0.8haの増加となっています。その反面、保存樹林は1箇所0.7ha、緑の散歩道は3箇所0.5haの減少となっています。



市内の1日平均乗降者客数

出典：埼玉県統計年鑑（埼玉県）

区分	平成28年度 (3月31日)		令和3年度 (12月31日)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
街区公園	29	5.8	31	6.5
近隣公園	4	5.0	4	5.0
歴史公園	2	5.8	2	5.8
都市緑地	16	18.5	16	19.3
地区公園	1	4.7	1	4.7
保存樹林	15	4.4	14	3.7
緑の散歩道	6	1.2	3	0.7
市民緑地	4	1.9	4	1.9

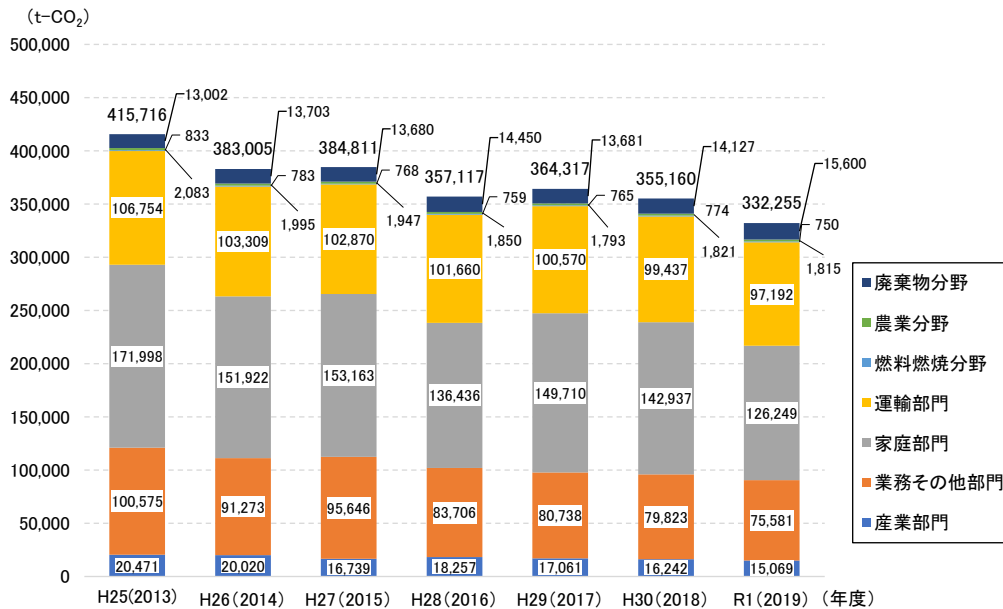
公園・緑地の状況

出典：統計ふじみ

④ 温室効果ガス排出量

市域から排出される温室効果ガスを算定した結果、平成 25 年度をピークに若干の増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。平成 25 年度と令和元年度を比較すると、家庭部門、業務その他部門が大きく減少しています。

主な排出源は家庭部門⁵、運輸部門⁶、業務その他部門⁷の 3 部門が約 90%を占めており、各家庭や事業所の電気使用量、自動車燃料使用量の削減が求められます。



注：算定手法マニュアルの一部変更に伴い、温室効果ガス排出量を再算定しています。

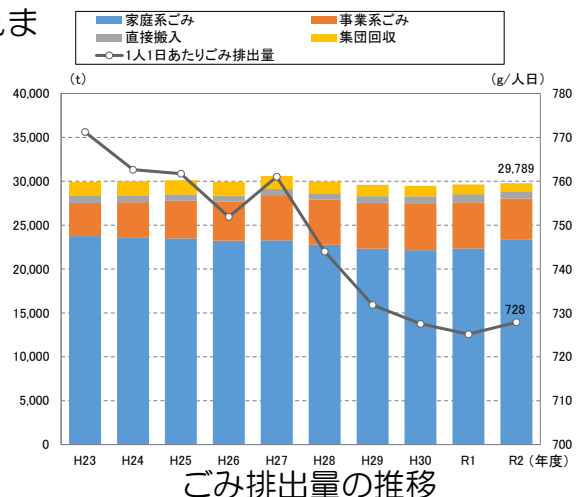
市域から排出される温室効果ガス

⑤ ごみ排出量

令和元年度まで事業系ごみの増加が見られましたが、令和 2 年度には減少に転じたのに対し、近年減少傾向にあった家庭系ごみは、令和 2 年度には増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の流行により、企業活動の縮小やテレワークが増えたことで在宅時間が長くなったことなどが考えられます。

また、令和 2 年度における 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 728g で、県内第 1 位の少なさとなっています。

資源化率は、近年概ね 19%前後で推移しており、リサイクルの推進に努めています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より一部編集

⁵ 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出部門。

⁶ 自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出部門。富士見市の場合は自動車と鉄道からの排出となる。

⁷ 事務所・ビル・商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出部門。

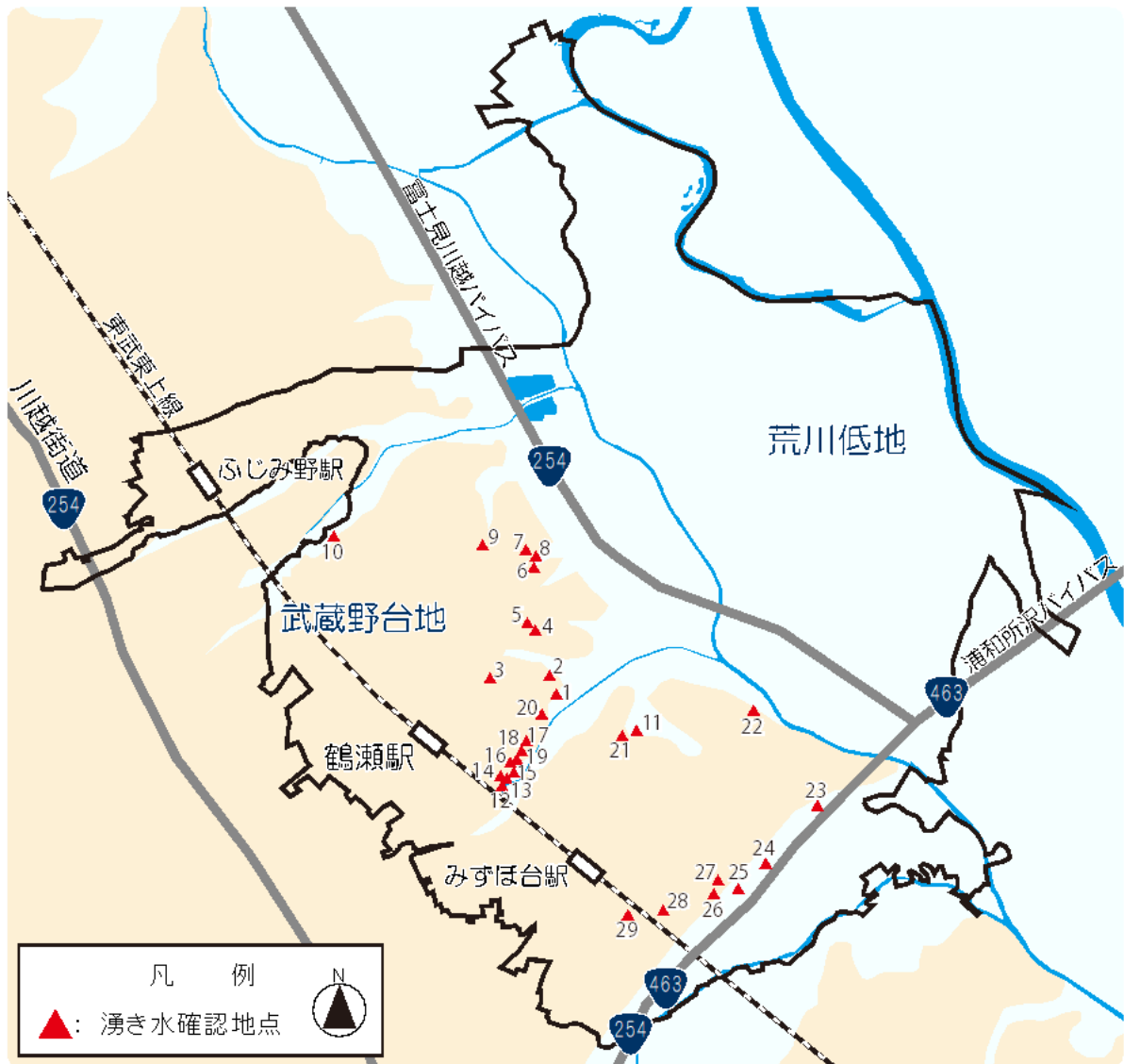
(3) 自然的条件

① 湧水

湧水は、生態系を含む自然環境や地域の生活・文化と深い関わりを持っており、富士見市においても身近な水源や生活の場として親しまれてきました。

令和3年度の調査では29箇所の湧水が確認され、平成29年度の調査と同様の確認数となっており、確認された湧水の中にはサワガニなどの貴重な生きものの生息場所となっているものもあります。

また、近年ではその緊急・災害時における生活用水、環境学習の教材、観光資源としての役割も注目され、湧水の保全と活用の必要性が高まっており、市では湧水と緑の活用について具体的に示す「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を令和3年度に策定しました。



令和3年度に確認された湧水地点

No.	地点名		湧出量 (L/min)	水温 (°C)	水素イオン濃度 (pH)	アクセス	親水性	動物の 生息環境
1	下の水車 (民地)	東側	21.6	18.2	6.5	△	△	◎
		西側	31.8	19.7	6.9	△	○	◎
2	下鶴馬氷川神社		計測不可	19.6	6.6	○	×	◎
3	谷津の森公園		計測不可	18.0	6.09	×	×	◎
4	雲居の滝		414	18.5	5.96	○	△	◎
5	諏訪氷川神社裏		72	18.5	6.04	○	○	◎
6	民地		25.8	17.8	6.6	×	×	○
7	山室地藏堂		4.5	18.4	6.6	×	△	○
8	民地		78	18.0	6.5	×	×	○
9	民地		計測不可	17.9	6.1	×	×	○
10	関口不動堂下		4.62	18.5	6.0	○	×	×
11	西桜井		120	18.8	6.8	○	○	×
12	上の水車 (江川親水公園)		57.6	18.3	6.1	○	○	○
13	関戸坂下(民地)		2.64	18.5	6.2	×	×	△
14	中の水車(民地)		計測不可	計測不可	計測不可	○	×	×
15	中の水車(民地)		計測不可	21.0	6.3	×	×	△
16	民地		120	19.0	6.2	×	×	○
17	民地		1.1	21.3	6.5	×	×	×
18	中の水車 (こばと保育園)		210	20.2	6.23	○	○	△
19	中の水車		15.2	20.3	0.208	○	×	×
20	来迎寺下		66	18.7	6.39	○	○	△
21	上井戸		102	17.7	6.1	○	○	△
22	大應寺		計測不可	17.5	6.26	○	○	×
23	神明社		計測不可	21.2	6.59	○	×	×
24	台下(石井緑地公園)		76.7	18.0	6.37	○	○	◎
25	民地		8.19	20.2	6.9	×	×	△
			3.88	20.0	6.9			
26	性蓮寺		78	20.8	6.3	○	○	△
27	おいど		222	17.6	6.03	○	○	○
28	別所水神		計測不可	18.9	6.0	○	○	○
29	クリカラ不動 (栗谷津公園)		474	18.0	6.03	○	○	△

注：アクセス：湧水地点への行きやすさで、○：可、△：可（制限あり）、×：不可を示しています。
 親水性：水とのふれあいのしやすさで、○：可、△：可（制限あり）、×：不可を示しています。
 動物の生息環境：湧水地点とその周辺での小動物や昆虫類などの生息環境として、◎：樹林に囲まれているなど良好な生息環境と推測でき、実際に生きものが確認できた、○：樹林に囲まれているなど良好な生息環境と推測できる、△：限られた動物の生息環境として適していると推測できる、×：人工構造物が多いなど生息環境として適していないを示しています。

② 動植物

起伏のある地形や水田、湧水、河川等の水辺環境が豊富な富士見市には、多くの動植物が生息・生育しています。

令和3年度に実施した調査では、植物 391 種、哺乳類 9 種、両生類 5 種、爬虫類 8 種、鳥類 68 種、昆虫類 544 種が確認され、水生生物調査では、魚類 21 種、底生動物 87 種が確認されました。

これらの多くは、水辺環境を好む生きものであり、河川や水田等が多くある富士見市の環境を反映した結果となっています。

確認された種の中には絶滅の危惧に瀕している貴重な動植物も確認されているほか、一部の湧水地ではサワガニなどの湧水の豊富な富士見市ならではの生きものも見られました。

レッドリスト掲載種の代表例や写真を掲載予定。

③ 気象、大気質、水質

年間平均気温と年間降水量は、ともに変動を繰り返しながら概ね横ばいで推移していますが、近年は世界的に集中豪雨などの異常気象が問題となっています。

大気質の状況把握として、毎年度定期的に二酸化窒素濃度を主要交差点とバックグラウンド地点で測定を行い、その数値は環境基準⁸を満たしており、減少傾向にあることから、ばい煙等公害規制や次世代型自動車の普及による効果が表れていると考えられます。

河川環境の状況把握として、毎年度定期的に水質調査を実施し、水質汚濁の状況を確認しています。

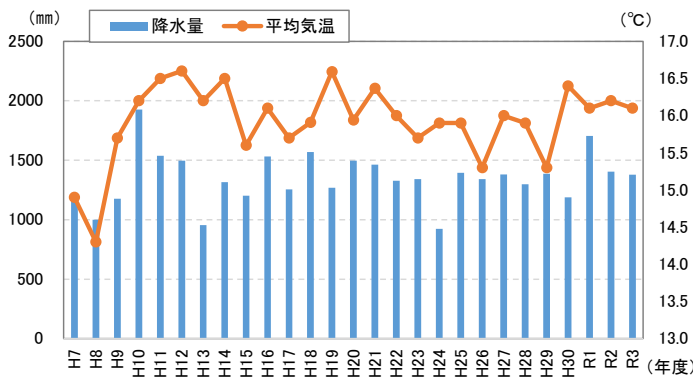
経年変化をみると、BOD⁹は唐沢堀については変動が大きく環境基準を超えるときがあるものの、その他の河川は低い値で推移しており、DO¹⁰はわずかに上昇傾向にあることが伺えます。

⁸ 「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、「大気の汚染」「水質の汚濁」「土壌の汚染」「騒音」の4種類について定められている。(環境基本法第16条第1項)。

⁹ 生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物を微生物が分解するときに消費する酸素の量を表す。

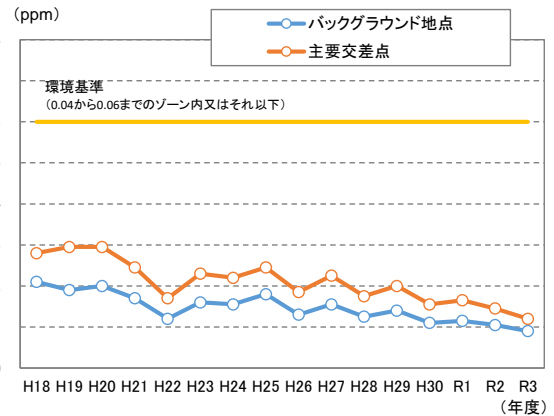
¹⁰ 溶存酸素量のこと。水中に溶け込んでいる酸素の量を表す。

これらは、水質が改善傾向にあることを示しており、これまでの水質保全の取組成果と考えられます。なお、類型指定¹¹されている新河岸川及び柳瀬川はともに環境基準を満たしています。



年間平均気温と降水量の推移

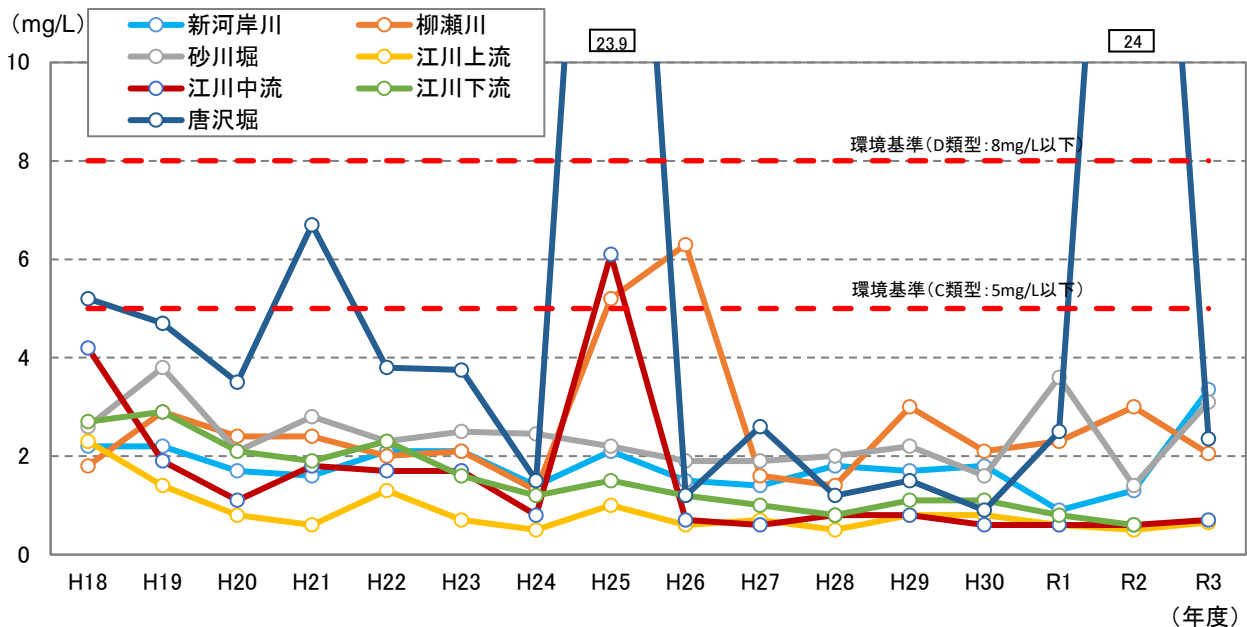
出典：統計ふじみ



注：各年度 8 月及び 12 月のデータ平均値

大気中の二酸化窒素濃度の推移

出典：統計ふじみ



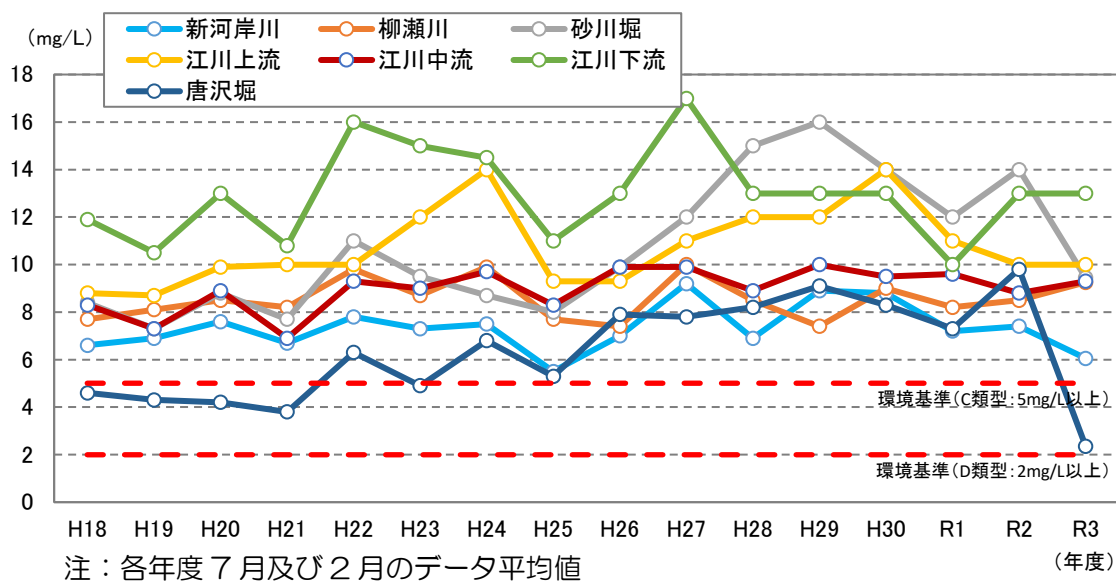
注：各年度 7 月及び 2 月のデータ平均値

注：柳瀬川はC類型、新河岸川は平成 23 年度までD類型、平成 24 年度以降はC類型

河川水中のBOD (生物化学的酸素要求量) の推移

出典：統計ふじみ

¹¹ 生活環境項目は、指定された水域に適用される。水域ごとに類型（等級）が定められ、それぞれの類型ごとに異なる基準値が定められている。



河川水中のDO（溶存酸素量）の推移

出典：統計ふじみ

④ 歴史・文化

富士見市には、水子貝塚公園（国指定史跡）及び難波田城公園（県指定旧跡）の2つの歴史公園があり、当時の生活様式や市の歴史を垣間見ることができます。これらの歴史公園は緑も多く残されており、様々な生きものの生息場所としても機能していると推測できます。

第3章 これまでの取組評価と課題

1. 第2次富士見市環境基本計画（改定版）における取組状況の評価

本計画の策定にあたり、前計画である第2次計画（改定版）における施策の取組状況を以下のとおり整理しました。

（1）進捗状況及び評価の流れ

第2次計画（改定版）の施策の進捗について、各担当課にて取組実績などを記載し、環境にやさしい都市づくり検討委員会において進捗内容を確認しました。

各方針について、各担当課からの回答や取組実績を踏まえ、現在の状況と課題を整理するほか、参考となる関連実績値を整理し、達成状況を評価しました。

（2）評価期間

評価期間は第2次計画（改定版）の計画期間である平成30（2018）年度から実績の把握が可能な直近年度となる令和3（2021）年度の4年間としました。

取組実績値の各年度は以下のとおりです。

【改定初年度】：第2次計画（改定版）の初年度である平成30（2018）年度

【最新値】：原則として令和3（2021）年度

（3）達成の評価基準

施策の達成状況について、取組実績値や取組内容をもとに総合的に判断を行い、5段階評価を行いました。

評価点	評価基準
5	施策目標を達成している。又は目標を大きく超えている。
4	施策目標をほぼ達成し、問題なく順調に推移している。
3	概ね順調に推移しているが課題がある。
2	事業は実施しているが、十分な成果、水準まで達していない。改善が必要。
1	未着手、中止、延期、検討段階など。

(4) 評価結果

基本方針1 資源を大切にしよう

方針の概要	<p>【省エネの取り組み】 ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく取組の積み上げを重ねるとともに、市民・事業者に向けた取組の普及啓発に努めます。</p> <p>【再生可能エネルギーの活用】 ・再生可能エネルギー等の設置に対する奨励制度の普及啓発を継続するとともに、事業者との連携を含めた再生可能エネルギーの活用について検討します。</p> <p>【資源の活用】(資源循環) ・資源循環に関する取組として、剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化などを継続するとともに雨水利用設備の導入推進について検討します。</p>
状況課題	<p>省エネの取り組み 事務局評価 3</p> <p>・市の事務事業における温室効果ガス排出量は減少傾向となっているが、令和4年3月に策定した第4次富士見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において、温室効果ガス削減目標を国の目標に沿う形で大きく引き上げたため、達成に向けた、現在企画中の公共施設への創エネ機器の設置や公用車における次世代自動車への転換など、これまで以上に効果的な施策の実施が必要である。★関連数値①参照★</p> <p>・県内他市と協力しエコアクション21登録・研修会を開催し、事業者における環境配慮の導入支援を継続している。</p> <p>・市民・事業者・行政の協働による「エコライフDAY埼玉」をはじめとした、環境意識の向上を図る取り組みなど、効果的な周知・啓発施策を継続していく。★関連数値②参照★</p> <p>・民間事業者と連携し、令和3～4年度にシェアサイクルの事業実証実験を行っており、現在、市内に約20か所のステーションが設置されている。実験の結果を踏まえた今後の施策を検討すると共に、利便性をPRし、活用を促す取り組みを検討する。★関連数値③参照★</p> <p>・市民・事業者にもさらなる地球温暖化防止に取り組んでいただくため、令和4年4月の市制施行50周年記念式典でゼロカーボンシティ宣言し、2050年のゼロカーボン実現に向けて、この宣言を前面に押し出す形で、意識高揚を図る取り組みを展開していく予定である。</p> <p>再生可能エネルギーの活用 事務局評価 4</p> <p>・市独自の施策として、再生可能エネルギー機器や次世代自動車、充電設備などへの導入補助金の交付を行っている。補助対象機器を増やしながら事業を続けてきたが、令和4年度のゼロカーボンシティ宣言に合わせ補助対象機器・補助対象者を大幅に拡充し、県内自治体でトップの補助対象メニュー数となった。★関連数値④⑤参照★</p> <p>・公共施設への再エネ機器・次世代自動車の導入が進んでいなかったが、第4次富士見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定・推進に合わせ再エネ機器の設置や次世代自動車導入施策の具体化がスタートしている。</p> <p>資源の活用(資源循環) 事務局評価 4</p> <p>・令和3年度より事業者と連携して食品廃棄物のバイオガス化を開始。搬入量増加による廃棄物の削減を進める。</p> <p>・継続的に実施している落ち葉の堆肥化について、資源循環についての環境意識高揚につながる活用方法を検討するなど、更なる一手を講じることが望ましい。★関連数値⑥参照★</p>

基本方針1 関連数値

	改訂初年度	最新値		達成状況
① 事務事業の温室効果ガスの排出量(t-CO2)	7,876	7,443(R2)	・初年度と最新値を比較すると、約5.5%の削減と減少傾向である。第4次富士見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標値である平成25年度比46%削減水準と対比すると、令和2年度時点では、約7.7%の削減となっている。	2
② エコライフDAY参加者(人)及びCO2削減量(kg)	21,055 19,842	10,708 10,741	・市内小中学校と連携し長年続けてきた取り組みであり、参加者数も増加傾向であったが、令和3年度から実施方法が変更(オンライン化)され、参加者数が減少した。市独自で参加を呼びかけるシートを配布しており、参加者数は県内自治体で第1位である。	3
③ シェアサイクルの利用件数(件)	—	22,006	・令和3年7月から民間事業者との協定によりシェアサイクルを開始。令和4年度までを実証実験期間として、効果を検証する。	4
④ 地球温暖化防止活動支援補助金交付累計件数(件)	843	1,047(R4)	・平成27年のパリ協定の採択を受け、市における地球温暖化対策施策についてもその重要性の認識を新たにし、平成29年度から、市独自で補助メニューを増やし続けている状況である。令和4年度時点では、県内トップの補助メニュー数となっている。	5
⑤ 地球温暖化防止活動支援補助金メニュー数(交付対象×補助対象機器・件)	3	16(R4)		
⑥ 学校における落ち葉の堆肥化実施学校数(校)	5	4	・学校において落ち葉を堆肥化し、花壇や植樹、学校ファーム等に活用しているが、実施校は年により増減している。	2

基本方針2 温室効果ガス吸収源対策に取り組もう

方針の概要	<p>【社寺林・斜面林・緑地の保全】 ・みどりの保全に努めるとともに、その取り組みの大切さを啓発します。</p> <p>【緑化の推進】 ・公共施設における壁面緑化を継続するとともに、屋上緑化を検討し、市民・事業者に対するイニシアチブを図ります。</p>
--------------	--

状況・課題	<p>社寺林・斜面林・緑地の保全 事務局評価 3</p> <p>・市内の保存樹林面積については、14箇所のうち2か所において指定の一部解除があったことで、減少傾向となっている。個人所有の緑地は、所有者の事情により増減することがあるが、面積の維持のため、保存樹林指定によるメリットのさらなる周知・啓発による維持を図る。</p> <p>・緑地保全基金等を活用し公有の緑地を増やす取り組みについては、現在、関沢の市民緑地や鶴馬地区の湧水ポイントを含んだ緑地の取得・保全を進めており、今後計画的な取得(公有化による保全)を進めていく予定である。★関連数値⑦⑧参照★</p> <p>緑化の推進 事務局評価 2</p> <p>・公共施設における屋上緑化については、現状施設では課題が多いため新庁舎整備・大規模改修に合わせ検討する。</p> <p>・公共施設の壁面緑化については、現行計画策定後に、ネットなどの備品の支給や要望調査など毎年度のフォローアップを拡充したため、実施施設数が大幅に増加している。★関連数値⑩参照★</p> <p>・市民に対し、ヘチマの種の無料配布を続けており、好評であるため、事業の拡大を検討する。</p> <p>・市民・事業者に向けた緑化支援(生垣補助など)については、補助実績が少ないことから、周知・啓発の工夫と補助内容の再検討が必要である。</p>
--------------	---

基本方針2 関連数値

No.	項目	改訂初年度	最新値	説明	達成状況
⑦	市内の緑地面積(㎡)	65,299	61,165	・市内の緑地面積は、所有者の事情等による保存樹林指定の一部解除によって減少傾向となっている。	2
⑧	保存樹林指定面積(㎡)	39,253	36,181	・初年度と最新値を比較すると、約7.8%の減少となり、増加した年度もあるが、全体的には土地所有者などの意向などもあり、減少傾向となっている。	2
⑨	緑地保全基金残高(千円)	776,787	631,245	・4箇所の緑地の取得や積立額の減少に伴い、基金残高は減少となっている。	2
⑩	市内公共施設の壁面緑化実施施設(施設)	15	31	・初年度の公共施設11施設、小学校4校から、最新年度では公共施設20施設、小学校10校、中学校1校と実施施設を拡大することができた。	4

基本方針3 ごみを減らそう

方針の概要	<p>【4Rの推進】 ・一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物施策を推進するとともに、市民・事業者に向けたごみの減量化とリサイクルの取り組みを啓発します。</p> <p>【生ごみの水切り・堆肥化の推進】 ・生ごみの減量化と堆肥化を推進するとともに、地域循環の仕組みづくりについて検討します。</p> <p>【エコライフの推進】 ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市民・事業者に向けた温室効果ガスの削減の取り組みを啓発します。</p>
--------------	--

状況・課題	<p>4Rの推進 事務局評価 5</p> <p>・ごみの総排出量は減少傾向となっており、当市における令和2年度の日1人あたりの排出量は県内で最も少ない数値であった。更なる削減に向け、資源としての有効活用や広域的な地域循環の構築の検討を進める。★関連数値⑪⑫参照★</p> <p>・令和2年度からフードドライブ事業を開始し、食品ロスの削減を図っている。</p> <p>生ごみの水切り・堆肥化の推進 事務局評価 5</p> <p>・令和3年度より事業者と連携して食品廃棄物のバイオガス化を開始。(再掲)</p> <p>・毎年度、生ごみの水切り運動を継続実施してきたが、現在、生ごみの水切りモニター施策を実施中であり、さらなる施策展開に向け研究中である。</p> <p>エコライフの推進 事務局評価 3 基本方針1省エネの取り組みを参照</p>
--------------	---

基本方針3 関連数値

No.	項目	改訂初年度	最新値	説明	達成状況
⑪	ごみの総排出量(t)	29,490	28,923	・当市におけるごみの排出量は長年減少傾向だが、新型コロナウイルス感染症の発生によるマスク・ペーパータオル等の消費増大に伴い、令和2年度のごみの排出量は増え、排出量は29,789tとなったが、令和3年度は866tの減少となっている。今後は衛生関連以外のごみの資源化により更なる減量化を図る。	4
⑫	ごみの資源化率(%)	18.5	18.9	・町会やPTAなどの団体が自主的に行う集団資源回収について、回収量が減少している一方、家庭で分別し排出されたプラスチックや紙・布類が増加している。集団資源回収の取り組みが持つ、リサイクル意識を向上させる効果・機会を損なわないよう、新規参加の呼びかけや、奨励金の単価の見直しを実施している。資源化率は概ね19%程度で推移している。	3

基本方針4 スマートムーブに取り組もう

方針の概要	<p>【スマートムーブの実践に向けた整備】(インフラ整備等) ・交通弱者に配慮した交通インフラの整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。</p> <p>【環境配慮型自動車・運転の推進】 ・燃料の消費をできる限り抑えるとともに、環境に配慮した自動車の導入と運転を推進します。</p> <p>【スマートムーブの推進】(公共交通機関等の利用促進) ・普段の移動手段を見直し、温室効果ガスの削減に寄与するため、公共交通機関の利用促進について検討します。</p>
状況・課題	<p>スマートムーブの実践に向けた整備(インフラ整備等) 事務局評価 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立駐輪場の空き情報やキャンセル待ちの台数などの情報を積極的に積極的に提供している。 ・シェアサイクルの導入(再掲) <p>環境配慮型自動車・運転の推進 事務局評価 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に公用車における電気自動車の導入を開始した。 ・市独自の施策として、地球温暖化防止活動支援補助金において、再生可能エネルギー機器や次世代自動車、充電設備などへの導入補助金の交付を行っている。(再掲)★関連数値⑬参照★ ・自動車性能の向上やアイドリングストップ機構搭載自動車の登場、電気自動車等の次世代自動車の供給拡大などにより、自動車における燃費意識やエコ概念の定着が進み、エコドライブに特化した施策は減少傾向にあると認識しているが、国の掲げる温室効果ガス削減目標の引き上げ等を鑑み、次世代自動車導入推進等ハードの転換に併せ、エコドライブをスタンダードとする意識啓発を続けていくことが重要である。 <p>スマートムーブの推進(公共交通機関等の利用促進) 事務局評価 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度にデマンド交通(タクシー)の実証実験を開始し、今後の運用の検討を行うため、事業を継続しデータを収集している。 ・ららぽーと富士見の開業により市内のバス路線が変化したため、バスの適切な運行体制の見直しを続けている。 ・シェアサイクルの導入(再掲)

基本方針4 関連数値				
⑬	次世代自動車の導入補助累計件数(人)	改訂初年度 制度なし	最新値 37(R4)	・令和元年度に地球温暖化活動支援補助金において、次世代自動車の導入補助を開始。初年度は3件の利用であったが、今年度は21件の利用があり、自動車の購入の際に、次世代自動車を選択する人が確実に増えていることが実感できる。 達成状況 4
⑭	道路整備に対する満足度(%)	改訂初年度 39.2	最新値 50.4	・市民意識調査における道路整備に対する満足度は向上しているものの、不満と回答した理由として、生活道路の整備が不十分であるとの回答割合が多くなっている。 達成状況 4

基本方針5 生き物を守り育てよう

方針の概要	<p>【みどりの保全】 ・市の良好なみどりと、そこに生息・生育する生き物たちを保全するとともに、有効な活用方法について検討します。</p> <p>【生態系の保全】 ・自然環境や生態系を保全するとともに、その取り組みを啓発・支援します。また、湧き水などの有効な活用方法について検討します。</p> <p>【外来種対策の推進】 ・特定外来生物の防除対策を継続するとともに、在来生物の保全と外来生物の侵入防止を啓発します。</p>
状況・課題	<p>みどりの保全 事務局評価 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針2の『社寺林・斜面林・緑地の保全』参照(再掲) <p>生態系の保全 事務局評価 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対する支援が実施できていないため、協働事業提案制度などを用いた支援の仕組みを検討する。 ・令和3年度に湧水と緑の活用基本方針を作成し、今後は、活用基本方針に基づき、湧水の活用や湧水周辺の環境保全の取組を進めていく。 <p>外来種対策の推進 事務局評価 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在来の野生動植物の生息・生育保護のため、特に特定外来生物であるアライグマの捕獲体制を強化したことで、捕獲数は増加している。2市1町においては、当市が最も捕獲体制が厚く、捕獲頭数も多いが、生息数の減少には広域的な取り組みも重要であるため、積極的な情報提供・情報交換の必要がある。また生態系への被害が懸念される植物であるナガヒナゲシの除去については、令和元年度から継続的に情報を提供しており、道路・公共施設における除去を実施している。

基本方針5 関連数値				
⑮	河川生物調査によるレッドリスト掲載種(種)	改訂初年度 4	最新値 2	・河川生物調査にて確認された種に変化はみられないものの、レッドリスト掲載種の確認数は減少となった。 達成状況 2

基本方針6 里地里山を守り育てよう

方針の概要	<p>【生物多様性の保全】 ・生物の多様性や里地里山の大切さを啓発し、その保全・支援に取り組みます。</p> <p>【湧き水の保全と啓発】 ・湧水の大切さを啓発するとともに、湧水を保全し、有用な活用について検討します。</p> <p>【景勝地・文化財の保全】 ・地域に残る自然景観を守るとともに、有用な活用について検討します。</p> <p>【環境配慮型農業の推進】 ・環境に配慮した農業の拡大を図るとともに、農業公害対策に関する情報提供に努め、里地里山の一端を担う農業・農地の保全に努めます。</p> <p>【地産地消の推進】 ・地元農産物・特産品の使用拡大を図るとともに、農業の担い手・新規就農者支援を推進します。</p> <p>【有害鳥獣対策の促進】 ・有害鳥獣対策について周知するとともに、地域の里地里山環境に影響を及ぼす特定外来生物の防除対策を継続します。</p>
--------------	---

状況・課題	<p>生物多様性の保全 事務局評価 2</p> <p>・生物多様性の保全を推進するため、第3次環境基本計画の策定と併せて生物多様性地域戦略の策定を検討する。</p> <p>湧き水の保全と啓発の保全 事務局評価 3</p> <p>・令和3年度に湧水と緑の活用基本方針を作成。(再掲)</p> <p>・令和3年度に実施した湧水調査においては、平成30年度と同数の湧水箇所を確認することができたが、湧水量の減少が見られた。市の地域資源でもある湧水及び湧水周辺の環境保全に取り組んでいく。</p> <p>景勝地・文化財の保全 事務局評価 3</p> <p>・富士見市の原風景である里地里山の自然や文化を次世代に残すため、指定文化財制度や富士見市景観条例に基づく指導を実施している。</p> <p>環境配慮型農業の推進 事務局評価 4</p> <p>・菜の花の種を配布し、菜の花を緑肥にする取り組みを支援している。</p> <p>・埼玉県特別栽培農産物認証制度やエコファーマー認定制度を周知している。</p> <p>・現在、環境に配慮した農業経営を支援するため、生分解性マルチフィルムの導入に対する補助を検討を行っている。</p> <p>地産地消の推進 事務局評価 3</p> <p>・臨時農産物直売所「つきいち」を開催するほか、市内開催のイベントなどで地元農産物や特産品のPR・販売を行っている。</p> <p>・市の特産物であることをPRするシールの作成・配布など、食品の地域ブランド化に努めている。</p> <p>・学校給食に地元農産物を取り入れ、献立表等でPRしている。</p> <p>・経営農地は510ha(平成27年)から463ha(令和2年)に減少した。既存農家や新たな農業の担い手を支援するための補助制度などにより、農業を支援している。</p> <p>有害鳥獣対策の促進 事務局評価 3</p> <p>・農業や家屋の鳥獣被害対策のため、特定外来生物であるアライグマの捕獲体制の強化を行い、その他の鳥獣についても有害鳥獣捕獲許可制度で対策を支援している。</p>
--------------	---

基本方針6 関連数値

	改訂初年度	最新値	達成状況
⑯ 認定農業者等チャレンジ支援補助金(件)	0	6	・平成30年度より、富士見市産業振興基金を活用し、農業の担い手の育成と農業経営の改善または規模拡大を図るための補助制度を開始した。 3

基本方針7 水環境を大切にしよう

方針の概要	<p>【水環境の保全と活用】 ・きれいな水と水辺環境を守り、その効用を図ります。</p> <p>【生活排水処理対策の推進】 ・公共下水道の整備と生活排水処理の適正管理啓発を展開するとともに、公共用水域の水質改善に向けた水質調査を継続します。</p>
状況・課題	<p>水環境の保全と活用 事務局評価 2</p> <p>・川の国広援団など、水辺環境に関する取組の周知や湧水の周辺環境の保全など通じて、一人ひとりの意識の醸成を図る取組の研究と併せ、環境保全活動団体等への支援や連携について検討する。</p> <p>生活排水処理対策の推進 事務局評価 2</p> <p>・最新値で県内最下位となった浄化槽の法定検査の受検率向上に向け、浄化槽事務を所掌する埼玉県との連携した取組が必要である。★関連数値⑱参照★</p>

基本方針7 関連数値

		改訂初年度	最新値	説明	達成状況
⑰	市内河川の水質調査の環境基準未達成項目(項目)	1	3	・毎年、市内の5河川において水質調査を実施している。ほとんどの数値が環境基準を満たしているが、藻の繁殖が見られる場所や護岸工事による川底の泥の巻き上げなどにより、一時的にBODが基準値を超えたケースがあるため、引き続き、藻の発生や汚泥の原因となる処理が不十分な生活排水について、適正処理の啓発を続けていく	3
⑱	公共下水道整備率(%)	84.2	86.7	・公共用水域の水質保全や水洗化を促進するため、毎年、処理区域面積を拡大しており、令和6年度中の公共下水道整備完了を目指している。	4
⑲	浄化槽定期検査受検率(%)	5.0	7.6	・定期検査受検率は上昇しているものの、依然として低い数値であり、最新値では県内最下位の受検率となった。	2

基本方針8 快適な生活を送れるまちを目指します

方針の概要	<p>【公園・緑地の整備】 ・計画的な公園・緑地等の整備を進めるとともに、後継者不足の解消策について検討します。</p> <p>【きれいなまちづくりの推進】 ・公共空間における環境美化を継続して推進するとともに、空き地・空き家の適正な管理指導を行います。</p> <p>【不法投棄対策の強化】 ・不法投棄対策の展開するとともに、クリーンアップ運動などの環境美化活動を推進・支援することで、不法投棄されにくい環境づくりを進めます。</p>
状況・課題	<p>公園・緑地の整備 事務局評価 3</p> <p>・公園や緑地等の面積は434,114㎡(平成30年度)から439,309㎡(令和2年度)と増加している。</p> <p>・活用が少ない生垣設置奨励制度について、更なる周知・啓発と併せ、補助内容を検討していく。</p> <p>・減少傾向となっている環境美化活動団体の新たな参加者の確保及び支援方法の検討を進める。★関連数値⑳参照★</p> <p>きれいなまちづくりの推進 事務局評価 3</p> <p>・空き家による生活環境の悪化に対応するため、平成30年度に空家総合窓口を設置した。令和3年度には、81件の空き家の所有者に対し適正に管理するよう通知した。引き続き、所有者への迅速な働きかけにより、早期の問題解決を図る。</p> <p>不法投棄対策の強化 事務局評価 3</p> <p>・不法投棄看板の設置や配布を継続し、投棄されやすい場所を中心に定期的にパトロールを行っている。★関連数値㉑参照★</p>

基本方針8 関連数値

		改訂初年度	最新値	説明	達成状況
㉑	クリーン作戦事業実施団体数(団体)	95	29	・令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による活動中止などにより大幅な減少となったほか、活動団体が減少傾向にある。	2
㉒	不法投棄発件数(件)	115	107	・最新値では減少となったが、年度により増減が見られ、明確な減少傾向までには至っていない。	3

基本方針9 健全な生活を送ろう

方針の概要	<p>【身近な生活環境の保全】 ・公害問題に対する迅速な対応と継続的な調査を実施し、また、広域的な問題の場合には県や近隣の地方公共団体と連携して解決に取り組みます。</p> <p>【有害化学物質対策の促進】 ・有害化学物質に対する正しい知識を普及啓発するとともに、市民・事業者・行政各主体の情報共有を図り、対策に取り組みます。</p>
状況・課題	<p>身近な生活環境の保全 事務局評価 3</p> <p>・増加傾向にある公害相談では、大気汚染(主に野外焼却)に関する相談が多くなっている。公害の発生を未然に防ぐため、引き続き広報やホームページなどによる周知・啓発の推進を図る。★関連数値②参照★</p> <p>・毎年実施している、二酸化窒素濃度・ダイオキシン類濃度については、いずれも環境基準を下回る結果となっている。</p> <p>有害化学物質対策の推進 事務局評価 3</p> <p>・公共施設におけるシックハウス対策として、施工終了時に室内の空気測定を実施し、測定結果が指針内であることを確認するほか、アスベストの飛散防止のため、飛散防止対策に関する補助制度などの周知を継続していく。</p>

基本方針9 関連数値

	改訂初年度	最新値	達成状況
② 公害苦情対応件数(件)	52	60	・騒音、振動、悪臭などの公害相談について、生活様式の多様化に伴い、相談件数は増加傾向となっている。 2
③ 公共施設等における空間放射線量の基準値超検出箇所(件)	0	0	・公園や保育園など市内58か所の空間放射線測定を継続して実施。すべての地点において基準値を下回っている。 5

基本方針10 みんなで力を合わせて行動しよう

方針の概要	<p>【地球温暖化防止活動の活性化】 ・地球温暖化の緩和と適応に向けて協働するとともに、拡充に向けた普及啓発を図ります。</p> <p>【環境保全活動の活性化】 ・環境保全活動の実践とともに、拡充に向けた普及啓発を図ります。</p> <p>【地域連携の推進と情報交換】 ・地域交流の場づくりを推進し、市民・事業者・行政各主体の連携強化と情報交換に努めます。</p>
状況・課題	<p>地球温暖化防止活動の活性化 事務局評価 3</p> <p>・近年の地球温暖化対策に関する環境講座では、コロナ禍ということもあり、一人ひとりの生活の中で実践することができる行動を取扱っている。動画配信とすることで、会場開催よりも多くの方への普及啓発につながった。今後も、協働による環境保全活動の実践の拡充に向け、普及啓発を継続していく。★関連数値④参照★</p> <p>・基本方針1、2参照</p> <p>環境保全活動の活性化 事務局評価 4</p> <p>・各町会の代表、一般公募の市民、事業者、行政で構成する協働団体である富士見市環境施策推進市民会議において、美化推進や地球温暖化対策などの啓発活動を続けている。</p> <p>・小型家電の宅配便による回収や、生ごみのバイオガス化など、民間事業者と連携した取り組みの開始を皮切りに、官民連携による環境ビジネスの更なる促進について、先進自治体の取組などを参考に検討を進める。</p> <p>地域連携の推進と情報交換 事務局評価 3</p> <p>・各公民館における、地域交流の場づくりとなる事業を実施。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止が相次ぎ、感染対策と事業の両立を検討する必要がある。</p> <p>・富士見市環境施策推進市民会議において、全体活動の他に、地域ごとのブロック会議やグリーン作戦を開催し、意見交換を行っている。</p>

基本方針10 関連数値

	改訂初年度	最新値	達成状況
④ 環境講座参加者数(人)	57	116	・環境講座は新型コロナウイルス感染症対策として、令和2・3年度は動画配信による開催としたため、参加者数が増加した。(令和2年度:130名、3年度:116名) 3
⑤ 富士見市環境推進施策市民会議の会議・イベント開催回数(回)	14	14	・市民・事業者・行政の協働組織である、富士見市環境推進施策市民会議では、コロナ禍においても会議の書面開催などの方法により、意見交換や事業実施に努めた。 3
⑥ 町会や地域団体による清掃などの地域活動に参加している(%)	26.8	21.8	・市民意識調査では、「参加している」と回答した人の割合が下がる一方、「参加したことがある」と回答した人の割合は若干の増加となった。 2

基本方針11 環境について学ぼう・話し合おう

方針の概要	<p>【環境リーダー育成の整備】 ・人材バンクの活用を含め、環境リーダーの育成を図ります。</p> <p>【環境教育の場の整備】 ・市民・事業者・行政各主体による連携を図るほか、人材バンクを活用した環境教育の場を整備し、環境保全活動に向けた普及啓発を図ります。</p>
状況・課題	<p>環境リーダー育成の整備 事務局評価 2 ・富士見市環境施策推進市民会議と協働による環境講座・啓発事業などを通じ、参加者の知識・意識の向上を図っている。</p> <p>環境教育の場の整備 事務局評価 2 ・富士見市環境施策推進市民会議と各種協働事業を展開しているが、富士見市人材バンクとの連携が図れていない。</p>

基本方針11 関連数値

⑳	川の生き物観察会参加者数(人)	改訂初年度	最新値	・毎年、定員に達する参加申込みがあり、観察会終了後には「個人的にボランティアに参加してみたい」という児童もいるなど、環境意識の向上を図ることができた。	達成状況
		16	15		3
㉑	環境講座参加者数(人)【再掲】	改訂初年度	最新値	・環境講座は新型コロナウイルス感染症対策として、令和2・3年度は動画配信による開催としたため、参加者数が増加した。(令和2年度:130名、3年度:116名)	達成状況
		57	116		3

基本方針12 みんなで計画を実行し、評価しよう

方針の概要	<p>【具体的な目標の設定】 ・施策や取組内容を評価しやすくするため、目標の設定について検討します。</p> <p>【市民・事業者・行政連携の推進】 ・富士見市環境施策推進市民会議や富士見市環境審議会により、市民・事業者・行政各主体の連携を図るとともに、その支援や評価を行います。</p>
状況・課題	<p>具体的な目標の設定 事務局評価 3 ・現計画には数値目標がないため、評価が難しい状況となっている。第3次環境基本計画策定に併せ、施策の進捗を管理・評価するための数値目標の設定を検討していく。</p> <p>市民・事業者・行政連携の推進 事務局評価 4 ・富士見市環境施策推進市民会議などにおいて、市民・事業者・行政間の連携を図るとともに、地域ごとの実情に応じた取組に関して相互に支援を進める。</p>

基本方針12 関連数値

関連する数値なし

注：評価結果の表に記載している関連数値の最新値は評価実施時の最新値であり、第5章 施策の展開に記載している推進指標の現状値と異なる場合があります。

2. 環境に関するアンケート調査結果（概要）

本計画の策定にあたり、令和3年度に市民、事業者、児童（小学5年生）及びその保護者を対象に環境に関するアンケート調査を実施し、環境に関する意識の傾向と環境需要を明らかにしました。アンケートの対象と回収結果、調査結果（概要）は以下のとおりです。

調査対象	配布数	回収数（回収率）	有効回収数※（有効回収率）	抽出方法
市民	1,000	335（33.5%）	333（33.3%）	市内在住の18歳以上の市民から無作為抽出
事業者	200	63（31.5%）	62（31.0%）	市内在所の事業所から無作為抽出
児童 保護者	388	360（92.8%）	児童：360（92.8%） 保護者：355（91.5%）	市内市立小学校在学の5年生 全児童及びその保護者

調査方法：市民及び事業者は郵送配布・回収、児童は学校を經由し配布・回収

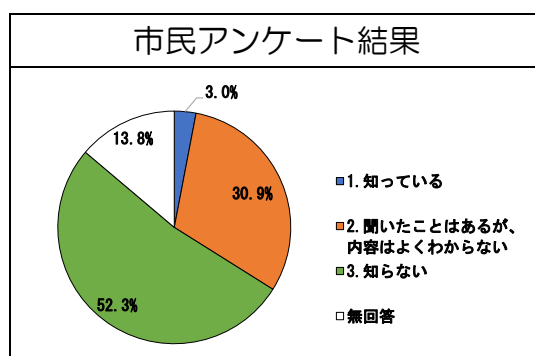
調査期間：市民及び事業者は令和3年10月11日～31日、児童は令和3年10月11日～29日

（1）環境基本計画の認知度

■ 富士見市環境基本計画をどれくらい知っているか

市民アンケートにおいて環境基本計画の認知度を問う設問では、知っていると答えたのは約30%、知らないと答えたのは約50%であり、市民の間では環境基本計画そのものの認知度が低いと考えられます。

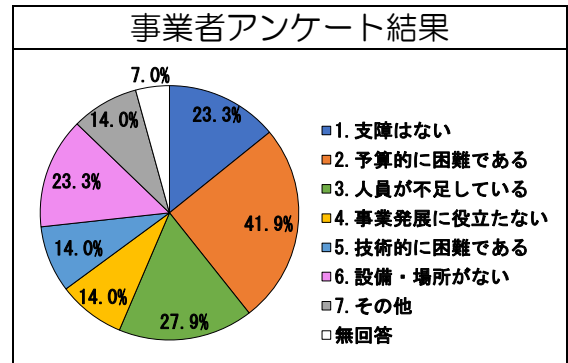
本計画の取組を実現させるには市民との協働が不可欠であることから、認知度を高めることが必要です。



(2) 環境配慮への取組で困難なこと

■ 事業所が環境に配慮した取組を実行する際に、支障となること

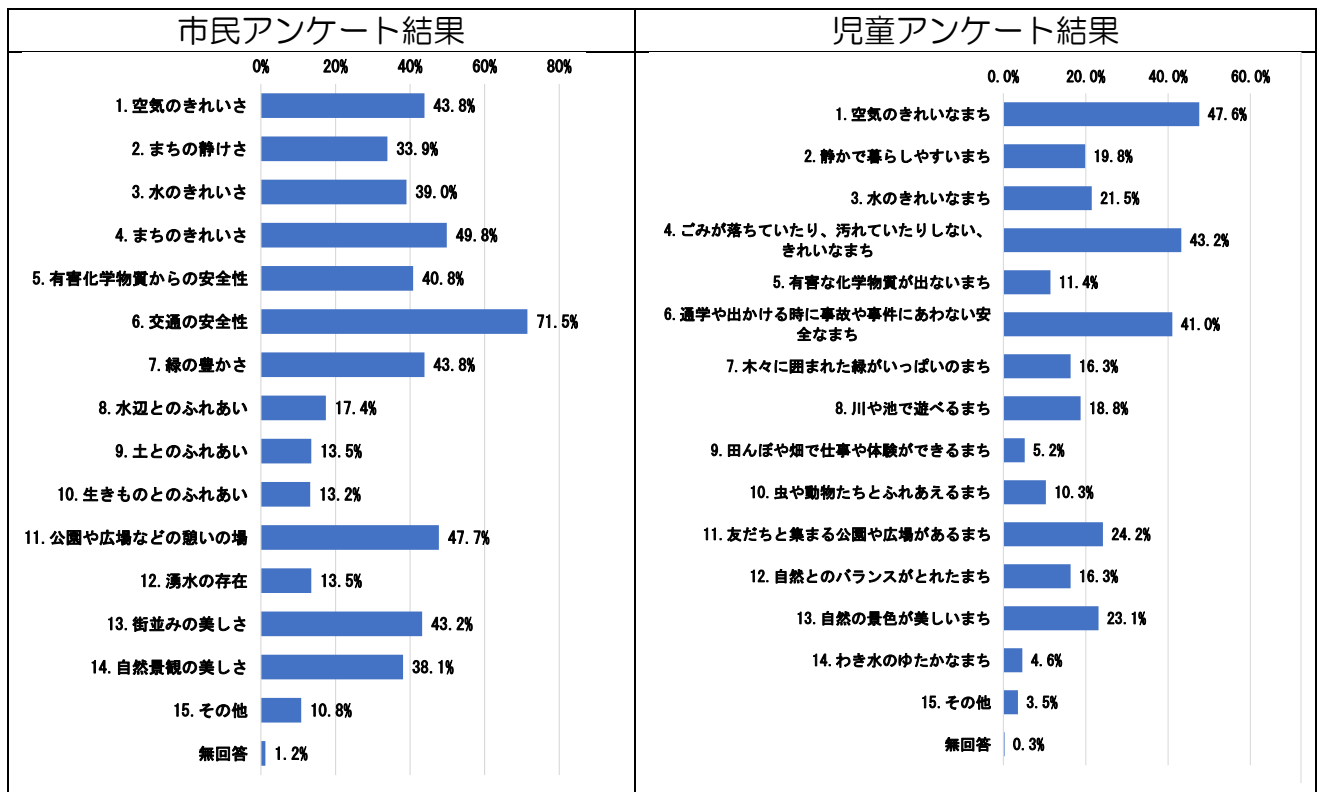
環境に配慮した取組を実行していくうえで、支障となる原因についての項目では、「2. 予算的に困難である」が41.9%と最も多い結果となり、費用面での支障が大きいと考えられます。



(3) 将来の富士見市に求めるもの

■ 将来の富士見市の環境に重要だと思うもの

将来の富士見市の環境に重要だと思うものについて問うた設問では、市民アンケートでは「交通の安全性」と回答した割合が最も高く、児童アンケートでは「空気のきれいなまち」と回答した割合が最も高くなっています。

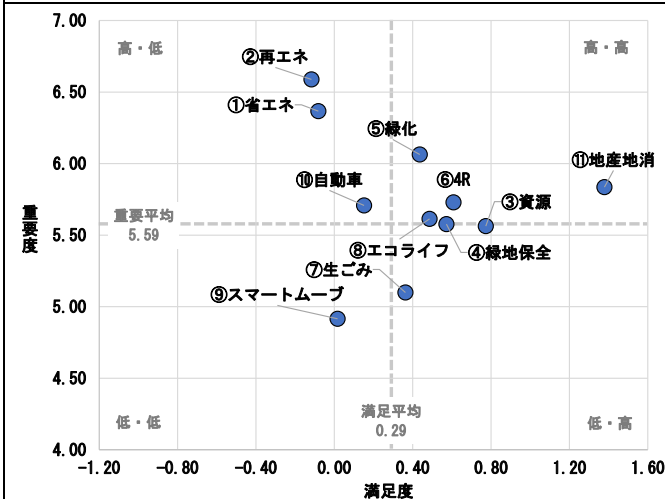


(4) 市が実施している取組に対する満足度及び重要度

市民アンケートにおいて「地球温暖化対策について」、「自然環境について」、「生活環境について」及び「環境教育・環境保全活動について」の各項目の重要度と満足度について、右に示す回答ごとに配分された点数（ウェイト）を各回答の割合に掛けて合算した加重平均で比較したところ、特に市の課題と考えられる「重要度が高く満足度が低い」項目は、「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの活用」、「環境配慮型自動車・運転の推進（低公害型、低燃費型の車両の導入など）」、「きれいな街づくりの推進（公共空間における環境美化、空地・空き家の適正管理など）」、「不法投棄対策の強化」、「身近な生活環境の保全（公害問題の対応や調査の実施など）」、「有害化学物質対策の推進」及び「環境保全活動の活性化」となっています。全体としては、重要度の平均点数に対して満足度の平均点数が低い結果となりました。

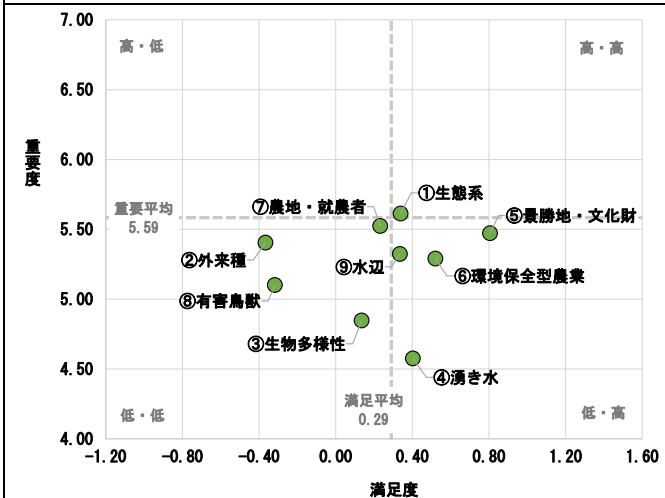
加重平均
満足・重要：10点
やや満足・やや重要：5点
どちらともいえない：0点
やや不満・あまり重要でない：-5点
不満：重要でない：-10点

市民アンケート結果【地球温暖化対策について】



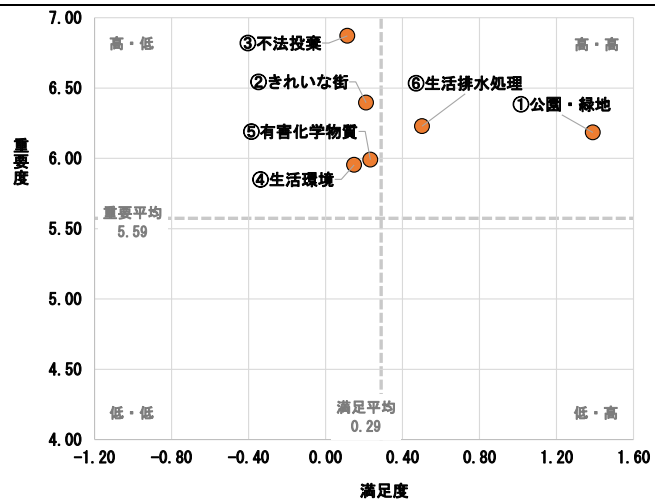
項目	グラフ符号	重要	満足	重要・満足
①省エネルギーの推進	①省エネ	6.37	-0.08	高・低
②再生可能エネルギーの活用	②再エネ	6.59	-0.12	高・低
③資源の活用（公園剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化など）	③資源	5.56	0.77	低・高
④社寺林・斜面林・緑地の保全	④緑地保全	5.58	0.57	低・高
⑤緑化の推進	⑤緑化	6.06	0.44	高・高
⑥4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	⑥4R	5.73	0.61	高・高
⑦生ごみの水切り・堆肥化	⑦生ごみ	5.10	0.36	低・高
⑧エコライフの推進	⑧エコライフ	5.61	0.49	高・高
⑨スマートムーブの実践に向けた整備、推進	⑨スマートムーブ	4.92	0.02	低・低
⑩環境配慮型自動車・運転の推進（低公害型、低燃費型の車両の導入など）	⑩自動車	5.71	0.15	高・低
⑪地産地消の推進	⑪地産地消	5.84	1.38	高・高
問11全体の平均点		5.59	0.29	-

市民アンケート結果【自然環境について】



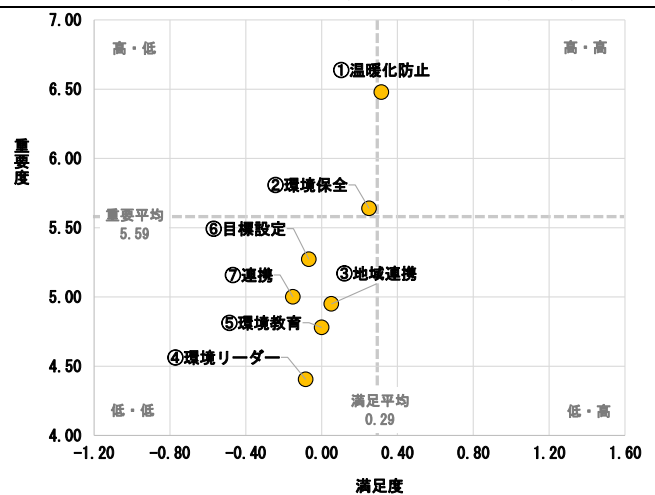
項目	グラフ符号	重要	満足	重要・満足
①省エネルギーの推進	①省エネ	6.37	-0.08	高・低
②再生可能エネルギーの活用	②再エネ	6.59	-0.12	高・低
③資源の活用（公園剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化など）	③資源	5.56	0.77	低・高
④社寺林・斜面林・緑地の保全	④緑地保全	5.58	0.57	低・高
⑤緑化の推進	⑤緑化	6.06	0.44	高・高
⑥4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	⑥4R	5.73	0.61	高・高
⑦生ごみの水切り・堆肥化	⑦生ごみ	5.10	0.36	低・高
⑧エコライフの推進	⑧エコライフ	5.61	0.49	高・高
⑨スマートムーブの実践に向けた整備、推進	⑨スマートムーブ	4.92	0.02	低・低
⑩環境配慮型自動車・運転の推進（低公害型、低燃費型の車両の導入など）	⑩自動車	5.71	0.15	高・低
⑪地産地消の推進	⑪地産地消	5.84	1.38	高・高
問11全体の平均点		5.59	0.29	-

市民アンケート結果【生活環境について】



項目	グラフ符号	重要	満足	重要・満足
①公園・緑地等の整備	①公園・緑地	6.18	1.39	高・高
②きれいな街づくりの推進（公共空間における環境美化、空地・空き家の適	②きれいな街	6.40	0.21	高・低
③不法投棄対策の強化	③不法投棄	6.87	0.11	高・低
④身近な生活環境の保全（公害問題の対応や調査の実施など）	④生活環境	5.95	0.15	高・低
⑤有害化学物質対策の推進	⑤有害化学物質	5.99	0.23	高・低
⑥生活排水処理対策の推進	⑥生活排水処理	6.23	0.50	高・高
問11全体の平均点		5.59	0.29	—

市民アンケート結果【環境教育・環境保全について】



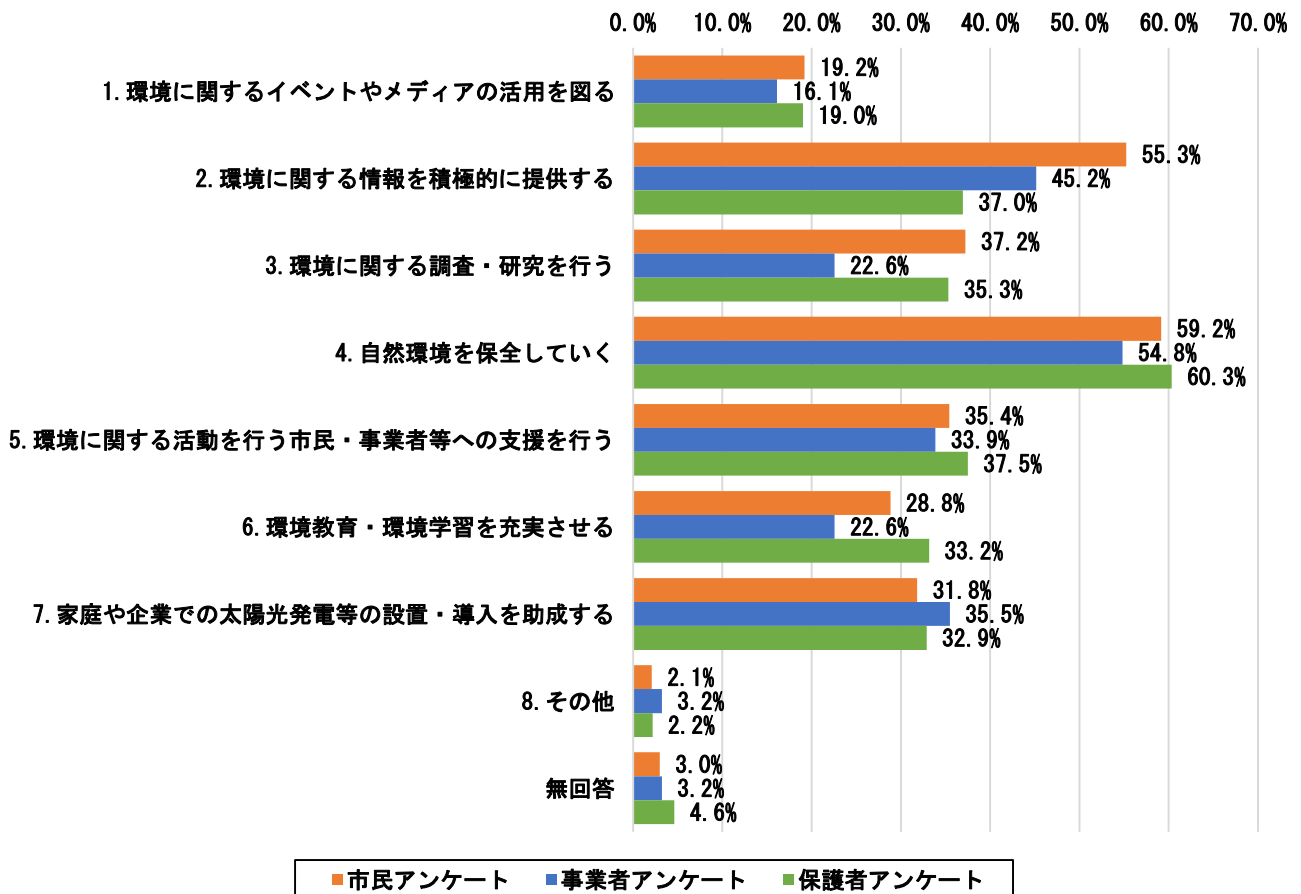
項目	グラフ符号	満足	重要	満足・重要
①地球温暖化防止活動の活性化	①温暖化防止	0.32	6.48	高・高
②環境保全活動の活性化	②環境保全	0.25	5.64	低・高
③地域連携の推進と情報交換	③地域連携	0.05	4.95	低・低
④環境リーダー育成の整備	④環境リーダー	-0.08	4.40	低・低
⑤環境教育の場の整備	⑤環境教育	0.00	4.78	低・低
⑥具体的な目標の設定	⑥目標設定	-0.07	5.27	低・低
⑦市民・事業者・行政連携の推進	⑦連携	-0.15	5.00	低・低
問11全体の平均点		0.29	5.59	—

(5) 環境問題に関して行政が行うべきこと

■ 環境をよりよくしていくために、行政が今後行った方がよいと思うことについて

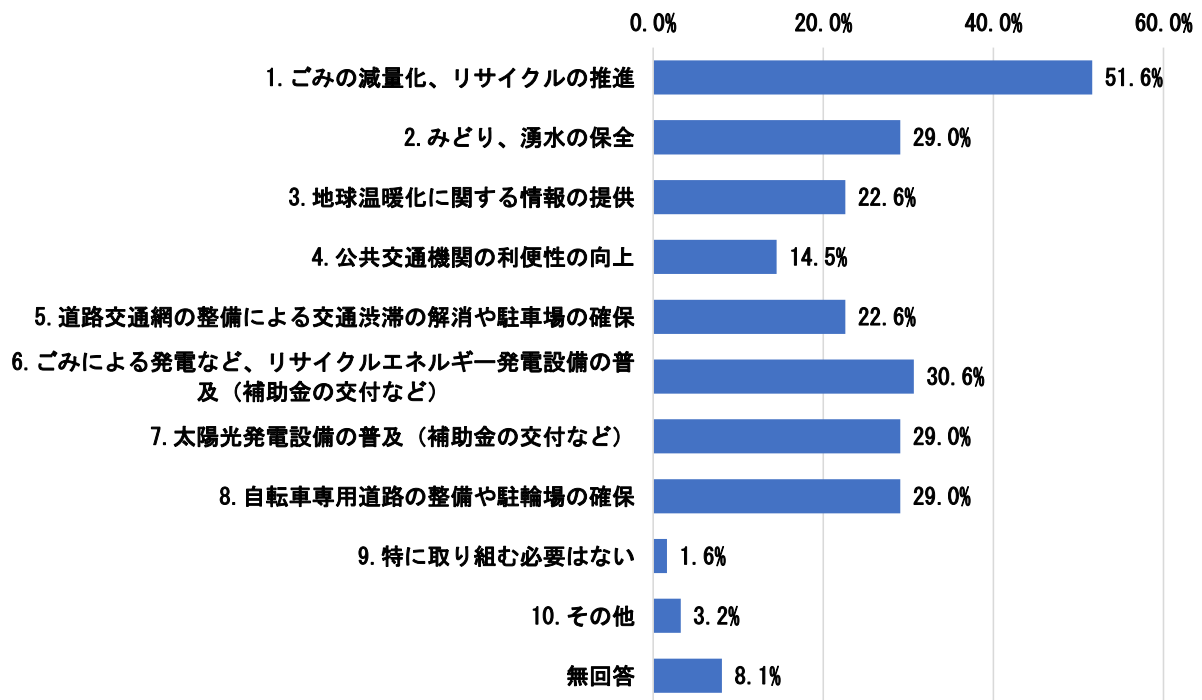
環境をよりよくするために行政が今後行うべきことを問う設問では、「自然環境を保全していく」と回答した割合が最も高く、市民、事業者、保護者のいずれも 50% 以上と高い結果を示しており、行政には自然環境の保全に関する取組が強く求められていることが読み取れます。

次いで回答割合が高かったのは「環境に関する情報を積極的に提供する」であり、効果的な情報発信が求められています。



■ 地球温暖化防止に向けて行政が行ったほうがよいこと

事業者を対象に地球温暖化防止に向けて行政が行うべきことについての設問では、「ごみの減量化、リサイクルの推進」と回答した割合が最も多く、次いで「ごみによる発電など、リサイクルエネルギー発電設備の普及（補助金の交付など）」が高い結果となりました。行政における循環型社会の推進と啓発が求められています。



3. 課題の整理

富士見市の現況を踏まえつつ進捗状況調査結果と環境に関するアンケート調査結果から課題を以下のとおり整理しました。

関連項目	課題
地球温暖化・脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数の増加への対応 ・家庭部門、運輸部門、業務その他部門の温室効果ガス削減 ・再生可能エネルギーへの転換 ・事業者の環境配慮行動を後押しする施策の検討 ・事業者を対象とした補助金の拡大 ・吸収源としての緑の維持 など
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化 ・資源化率の向上 ・バイオマスの利活用の推進 など
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化 ・交通安全の強化 ・公害の防止 ・災害対策の強化 など
自然環境・生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・里地、里山の保全 ・湧水の保全、有効活用 ・湧水の重要性の周知 ・生物多様性の保全 ・レッドリスト掲載種の保全 ・緑の保全、維持、管理 など
環境学習・環境教育・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報の効果的な発信 ・環境基本計画そのものの周知 ・環境に関するボランティアの増員 など

第4章 計画の目標

1. 基本理念

計画の基本理念は、「富士見市環境基本条例」第3条に掲げられている基本理念とします。

【基本理念】

1. 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

2. 望ましい環境像

富士見市は武蔵野台地と荒川低地が会い、その境界の斜面林にはいくつもの湧水が存在する都市近郊では貴重な湧水を有するまちです。更に市内には縦横に流れる河川も存在し、豊かな水辺環境が整っています。

本計画では、望ましい環境像を『いのち豊かな里』として、豊かな里と都市形成の調和を図ります。

環境像変更について審議会にて協議中となります。

望ましい

いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見

3. 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を定めます。

【 基 本 目 標 】

1. 【地球環境】脱炭素・循環型社会を目指すまち
2. 【自然環境】豊かな自然を育み共生するまち
3. 【生活環境】安全で快適に暮らせるまち
4. 【教育・協働】みんなで学び協働するまち

4. 施策の体系

基本目標	施策の方針	施 策
<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px;"> 1 【地球環境】 脱炭素・循環型社会を目指すまち </div>	<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px;"> 1-1 脱炭素まちづくりの推進 第2次富士見市 地球温暖化対策実行計画（区域施策編） </div>	1-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及・推進 1-② 再生可能エネルギーの活用推進 1-③ 移動の低炭素化の推進 1-④ 温室効果ガス吸収源対策の推進
	<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px;"> 1-2 循環型まちづくりの推進 </div>	1-⑤ 4Rの推進 1-⑥ 脱プラスチック化の推進
<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px;"> 2 【自然環境】 豊かな自然を育み 共生するまち </div>	<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px;"> 2-1 緑と水辺の保全 </div>	2-① 緑の適切な保安全管理 2-② 河川・水路等の水辺環境の保安全管理
	<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px;"> 2-2 湧水の保全・活用 </div>	2-③ 湧水地の保全と適切な維持管理 2-④ 湧水の周知と利活用の推進
	<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px;"> 2-3 生物多様性の保全 富士見市生物多様性地域戦略 </div>	2-⑤ 生育・生息環境と生きものの保全 2-⑥ 生物多様性に対する理解の促進 2-⑦ 生きものとのふれあいの充実
<div style="background-color: #f4a460; color: white; padding: 5px;"> 3 【生活環境】 安全で快適に 暮らせるまち </div>	<div style="background-color: #f4a460; color: white; padding: 5px;"> 3-1 安全なまちづくりの推進 </div>	3-① 身近な生活環境の保全 3-② 有害化学物質対策の推進
	<div style="background-color: #f4a460; color: white; padding: 5px;"> 3-2 快適なまちづくりの推進 </div>	3-③ きれいなまちづくりの推進 3-④ 公園・緑地等の整備の推進 3-⑤ 暮らしやすいまちの推進
<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px;"> 4 【教育・協働】 みんなで学び 協働するまち </div>	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px;"> 4-1 環境教育・環境学習の推進 </div>	4-① 環境リーダーの育成の推進 4-② 環境教育・環境学習の場の整備・創出
	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px;"> 4-2 みんなで協力するまちづくりの推進 </div>	4-③ 環境保全活動の活性化 4-④ 市民・事業者・行政の連携と情報共有の推進

輝ましい環境像
 (仮) いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見

第5章 施策の展開

基本目標 1 脱炭素・循環型社会を目指すまち

施策の方針 1-1

脱炭素まちづくりの推進 《第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》

第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（1）個別計画としての策定の背景

地球規模で問題となっている地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

温暖化の原因は、わたしたちの日常生活から排出される温室効果ガスの影響が大きいとされており、温暖化を防止するためにはわたしたち一人ひとりが積極的に温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

我が国は令和2（2020）年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて大きく動き出しました。

令和3（2021）年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度と比較して46%削減する旨が公表され、同年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

富士見市においては、平成25（2013）年3月に「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化防止に向けた取組を行ってきましたが、近年の気候変動による国際的な動向や政府の削減目標の引き上げなどを踏まえると、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。


また、富士見市では、市民・事業者・行政の協働により温室効果ガスの削減に向けた各種取組を進めてきましたが、脱炭素社会の実現に向けて更なる取組が必要となっていることから、豊かな自然と持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、令和4（2022）年4月に「富士見市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

脱炭素社会の実現に向けて、これまでの取組を見直し、「第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「第2次区域施策編」という）」を策定します。

コラム 富士見市ゼロカーボンシティ宣言

世界的規模で地球温暖化による問題が深刻化する中、富士見市でも脱炭素化に向けた取組を強化するため、令和4（2022）年4月に開催した市制施行50周年記念式典において「富士見市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

既に「再生可能エネルギー機器等の設置奨励補助」や「次世代自動車の購入促進補助」など、2050年までにゼロカーボンシティを実現するための取組がはじまっています。



富士見市ゼロカーボンシティ宣言
～ 市民・事業者・行政の協働による脱炭素社会の実現に向けて ～

富士見市では、平成12（2000）年4月10日に「環境にやさしい都市宣言」を行い、市民・事業者・行政が一丸となって、自然環境の保全に取り組んできました。

特に、ごみ減量化の取組みでは、市民や事業者の地道な努力により、埼玉県内の市では、1人1日当たりのごみ排出量の少なさは、常に最上位となっています。


このような中、近年、地球温暖化の影響とみられる異常気象による災害が国内外で多発しており、気候危機というべき深刻な状況にあります。

2018年に公表された気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、2015年に合意されたパリ協定を踏まえ、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされ、政府においても、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

富士見市においては、地球温暖化という一刻の猶予もない課題に対し、脱炭素社会の実現に向けた取組みの更なる推進が求められています。

2050年は遠い未来ではありません。水と緑に恵まれた暮らしやすいこの富士見市を、次世代にしっかりと引き継ぐため、市民・事業者・行政の協働により、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和4（2022）年4月10日

富士見市長 

(2) 個別計画としての位置づけと期間

本計画における「施策の方針 1-1 脱炭素まちづくりの推進《第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》」を「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という）に基づく市域施策の計画として位置づけるものとします。

第2次区域施策編の計画期間は、本計画の計画期間との整合を図り、令和5年（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

第2次区域施策編で対象とする温室効果ガスは下記のとおりとします。なお、代替フロン等4ガスについては算定に必要なデータの取得が困難であることから、今回の温室効果ガス排出量の算定には含めておりません。

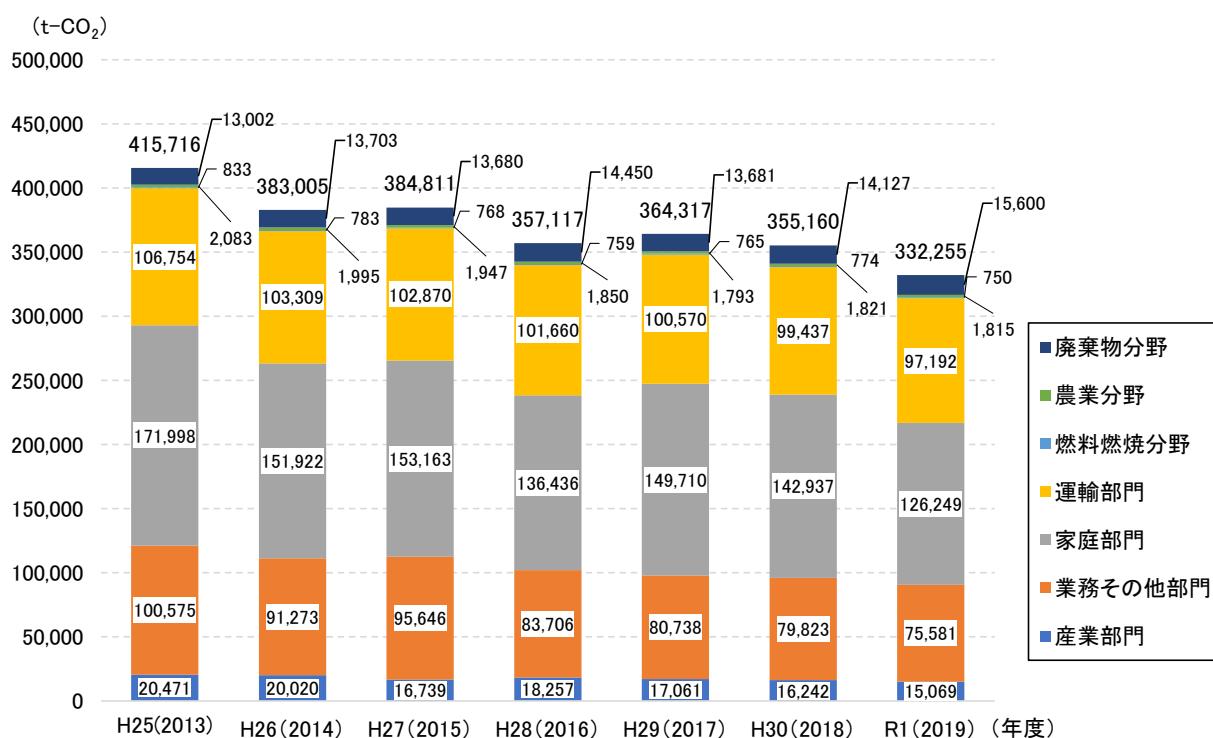
温室効果ガス		算定対象としたガス種	地球温暖化係数（GWP）	主な発生源
エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）		●	1	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）		●		
メタン（CH ₄ ）		●	25	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用（等）、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素（N ₂ O）		●	298	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の使用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用（等）、排水処理
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	—	12~14,800	クロロジフルオロメタン又は FFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用、家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収
	パーフルオロカーボン（PFC）	—	7,390~17,340	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	—	22,800	マグネシウムの合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・廃棄
	三フッ化窒素（NF ₃ ）	—	17,200	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

(4) 第2次区域施策編策定にあたっての現状と課題

富士見市から排出される温室効果ガス排出量の推計結果は、第2章「富士見市を取り巻く現況」で示したとおり、平成25(2013)年度をピークに若干の増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

排出分野の内訳も平成25(2013)年度から令和元(2019)年度にかけて大きな変化はなく、主な排出分野は家庭部門、運輸部門、業務その他部門となっています。

この3部門はわたしたちの生活と密接に関わる部門であるため、一人ひとりが温室効果ガス削減に対する意識を持つことが重要です。

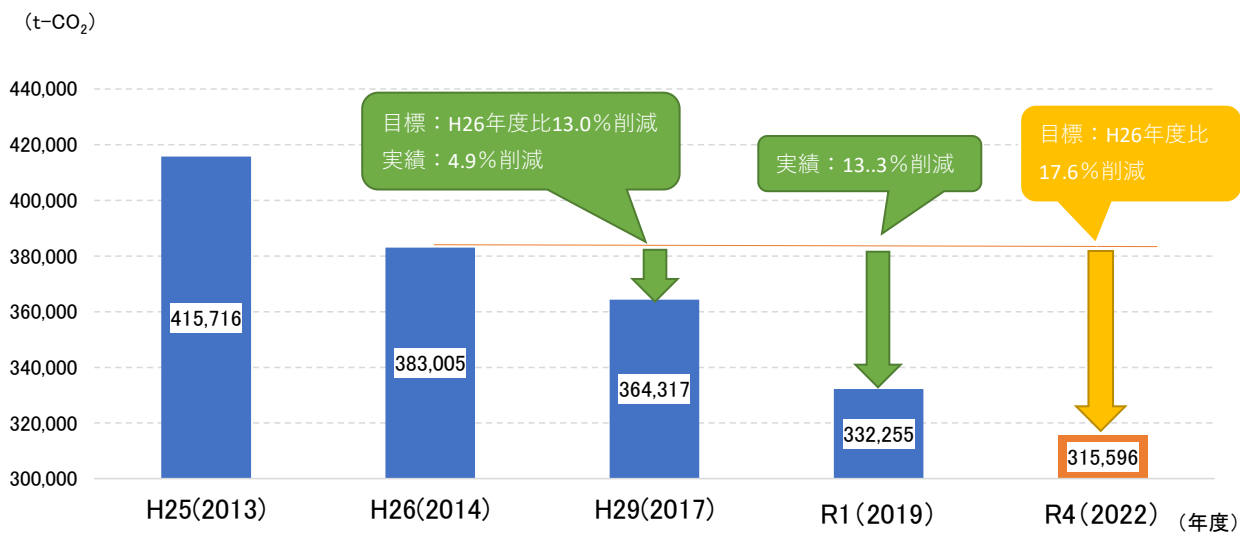


注：算定手法マニュアルの一部変更に伴い、温室効果ガス排出量を再算定しています。

市域から排出される温室効果ガスの推移（再掲）

第2次計画では中間目標として平成29(2017)年度の排出量を平成26(2014)年度比で13.0%の削減を掲げていましたが、実績値は4.9%の削減となっており、中間目標を達成することはできませんでした。

更に、最終目標として、令和4(2022)年度の排出量を平成26(2014)年度比で17.6%削減することとしており、本計画策定時において推計可能な直近年度である令和元(2019)年度の削減率は13.3%となっており、達成率は75.5%となっています。



第2次計画で掲げた温室効果ガス排出量の削減目標との比較

また、富士見市の温室効果ガス排出量削減に関して今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢排出量、以下「BAU 排出量」という）を推計すると、国の掲げた目標年度である令和 12（2030）年度の BAU 排出量は、令和元（2019）年度と比較して 2.1%の増加となる見込みです。

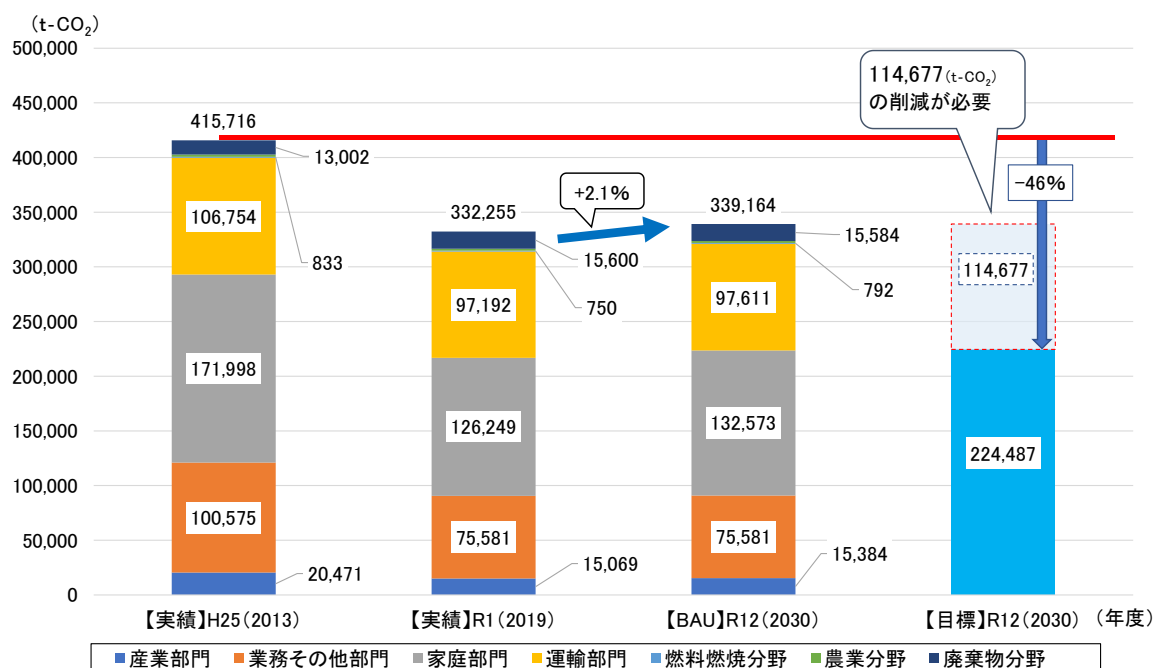
増加の要因として、活動量となる世帯数及び自動車保有台数等の増加が見込まれることが考えられます。

(5) 目標

第2次区域施策編における温室効果ガスの削減目標値は、国との整合を図り、次のとおりとします。

第2次富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	
基準年度	平成 25（2013）年度
目標年度	令和 12（2030）年度
目標	市内の温室効果ガス総排出量を令和 12（2030）年度までに、平成 25（2013）年度比で 46%削減 を目指す。

第 2 次区域施策編の目標となる令和 12（2030）年度における排出量を平成 25（2013）年度比で 46%削減するためには、BAU 排出量から 114,677 t-CO₂ の削減を目指す必要があります。



市域から排出される温室効果ガスの BAU 排出量

地球温暖化を防止するためには、従来の化石エネルギーを再生可能エネルギーに切り替えていくと同時に、エネルギー自体の使用を少なくしていく省エネルギーが必要となります。

省エネルギーの推進には、節電や節水といった私たちが日常生活において取り組むべき省エネ行動だけでなく、省エネルギー設備の導入や建物の省エネ化など、大きなエネルギー削減効果がある取組も同時に進めていく必要があります。

省エネルギーによって期待される CO₂ 削減量は、取組内容や部門によって様々ですが、国の「地球温暖化対策計画」の各施策に取り組んだ場合の富士見市におけるエネルギー起源の部門を中心に地球温暖化対策を実行した場合の削減ポテンシャルは次のとおりです。

部門	対策	削減見込 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)
産業	高効率空調の導入	44	358
	産業用照明の導入	187	
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	128	
業務その他	建築物の省エネルギー化（改修）	1,485	13,933
	業務用給湯器の導入	590	
	高効率照明の導入	5,259	
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3,849	
	BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	2,694	
	クールビズの実施徹底の促進	36	
	ウォームビズ実施徹底の促進	20	
家庭	クールビズ実施徹底の促進	51	16,375
	ウォームビズ実施徹底の促進	316	
	家庭エコ診断	43	
	家庭における食品ロスの削減	349	
	住宅の省エネ化（改修）	1,965	
	高効率給湯器の導入	7,913	
	高効率照明の導入	5,737	
運輸	次世代自動車の普及、燃費改善	15,444	15,444
合 計			46,110

注：上記の削減可能性は国の「地球温暖化対策計画」の各施策に対する排出量削減見込み量のデータから推計した参考値となります。

また、国の地球温暖化対策計画に示された取組のほか、アンケート結果を基に市民の省エネ行動の実践により推計した排出量の削減見込み量は以下のとおりです。

部門	取組の内容	削減見込 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)	備考	
家庭	節電等の省エネの取組	16,449	79,053	実践率を市民アンケートの結果を基に設定して推計。 各取組は「無理のない省エネ節約」（資源エネルギー庁）の内容。各取組内容は資料編に記載。	
	省エネ設備としてエネファームおよび HEMS を各家庭で導入	7,283			
	太陽光発電（10kw 未満）の設置	55,321			
運輸	エコドライブ	4,202	5,122		
	半年間 1 日 5 キロの移動を自家用車からバスへ転換	920			
合 計			84,463		

この2つの削減ポテンシャルを考慮した場合、令和 12（2030）年度の排出量は平成 25 年度比で 46%の削減が期待できます。

部門	H25 (2013) (t-CO ₂)	R12 (2030) BAU (t-CO ₂)	削減目標量 (t-CO ₂)	目標 R12 (2030) 排出量 (t-CO ₂)	目標削減率
産業	20,471	15,384	358	15,025	-27%
業務その他	100,575	75,581	13,933	61,648	-39%
家庭	171,998	132,573	95,428 ^注	52,753	-69%
運輸	106,754	97,611	20,566	77,046	-28%
その他ガス	15,919	18,015	-	18,015	+13%
合計	415,716	339,164	114,677	224,487	-46%

注：総排出量の削減率が46%となるように太陽光発電の設置における導入量を調整したため、家庭部門の削減見込量の合計値とは合致しません。

施策 1-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及・推進

◇現状と課題

【現状】

- 富士見市の温室効果ガスの約 90%は家庭部門、業務その他部門及び運輸部門におけるエネルギー消費によるものとなっています。
- 市民アンケートによると、重要度が高く満足度が低い地球温暖化対策のひとつが省エネルギーの推進でした。また「HEMSの導入」について「既の実施している」と回答した割合は 3.0%、「実施したい」と回答した割合は 9.6%、「助成があれば実施したい」と回答した割合は 35.4%となっており、行政の支援の強化により導入が進むものと考えられます。
- 現状の電気使用量は、再エネポテンシャル（後述）を上回っています。

【課題】

- 市民・事業者のニーズに応えた省エネルギー化の推進に関する取組が必要です。
- 省エネ設備の導入率向上には行政による支援が求められます。
- 家庭部門、業務その他部門、運輸部門でのエネルギー消費量削減の取組が求められます。特に家庭部門では世帯数が増えており、各世帯における省エネルギー化が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 家庭・事業所における省エネルギー対策の推進・普及啓発を図ります。
- 家庭・事業所における省エネルギー化の金銭的支援を行います。
- 省エネ・低炭素型製品の購入やサービス・ライフスタイルの選択など、COOL CHOICE を推進します。
- 事業者に対するエコアクション 21 の取得を支援します。
- 公共交通の利用などスマートムーブの推進・普及啓発を図ります。
- ゆっくり加速、ゆっくりブレーキなどエコドライブの普及啓発を図ります。
- エコな移動を推進するためシェアサイクルの活用を検討します。
- 市広報やホームページなどにより地球温暖化対策の情報発信に努めます。
- 公共施設の ZEB 化を推進します。
- 省エネルギー化の効果的な推進に向け、様々な事業者との連携を検討します。
- フロンの排出抑制に向けた啓発を図ります。
- 国や県の動向を踏まえた水素エネルギーの活用を検討します。

コラム COOL CHOICE とゼロカーボンアクション 30

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという国民運動です。

COOL CHOICE の取組として「ゼロカーボンアクション 30」があります。脱炭素社会の実現に向けて 30 項目のひとりひとりができるライフスタイルの転換が紹介されています。

環境省 COOL CHOICE
Ministry of the Environment
令和4年度2月更新

ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできることから取り組んでみましょう！

<p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 再エネ電気への切り替え クールビズ・ウォームビズ 節電 節水 省エネ家電の導入 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの設置 ZEH（ゼッチ） 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 蓄電池（車載の蓄電池） 蓄電池の導入・設置 省エネ給湯器の導入・設置 暮らしに木を取り入れる 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない交通手段を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> スマートムーブ ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事を食べ残さない 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 脱炭素型の製品・サービスの選択 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 修理や修繕をする フリマ・シェアリング ゴミの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを!</p> <ol style="list-style-type: none"> 今持っている服を長く大切に着る 長く着られる服をじっくり選ぶ 環境に配慮した服を選ぶ

出典：環境省

市民・事業者に期待される取組

- 家庭や事業所における省エネルギー化について積極的な情報収集や省エネ設備の導入に努めます。
- グリーン購入など、省エネに配慮した製品やサービスを選ぶように努めます。
- スマートムーブに取り組みます。
- 家庭や事業所でできる省エネの取組を実践します。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

市民

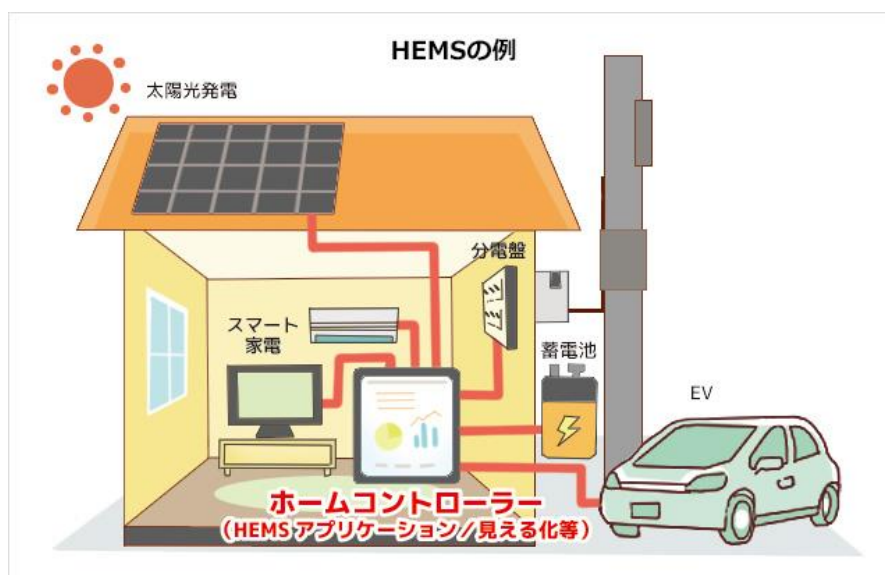
事業者

コラム EMSとは～エネルギーの見える化と管理～

EMS（Energy Management System、エネルギーマネジメントシステム）とは、情報通信技術を活用して、家庭やオフィスビル、工場などのエネルギー（電気やガス等）の使用状況を把握・管理し、最適化するシステムをいいます。照明やエアコンなどのエネルギー設備を自動的に監視・制御すると共に、建物内のエネルギー使用状況を一元的に把握・管理し、需要予測に基づいて設備機器の制御を行い、省エネを図る仕組みになっています。EMSには家庭用のHEMSやオフィスビル等用のBEMSなどがあります。

例えば、HEMS（Home Energy Management System、家庭のエネルギー管理システム）は、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのことです。家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されています。また制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御があります。表示機能は、機器ごとのエネルギー消費量などをパソコン、テレビ、携帯電話の画面などに表示するほか、使用状況に応じた省エネアドバイスをを行うなどの機能を併せ持つものもあります。

また、国の「地球温暖化対策計画」によるとHEMSの導入による温室効果ガスの削減効果は、0.12（t-CO₂/世帯）とされています。仮に市民アンケートでHEMSの導入について「実施したい」「助成があれば実施したい」と回答した45%を追加導入率とすると、2,899 t-CO₂の削減量になります。



出典：省エネポータルサイト（経済産業省エネルギー資源庁）

◇施策の推進指標

富士見市の温室効果ガスの主な排出源である業務その他部門と家庭部門での排出量削減には、各主体による実行可能な省エネ行動に加え、省エネ設備等の導入によるハード面での対策が重要となります。

本計画の基礎資料とするため令和 3 年度に実施した市民アンケートでは、地球温暖化防止活動の活性化および省エネルギーの推進に対する満足度が低く、本計画の施策の実行により満足度を向上させる取組を推進する必要があります。

指標	現状値	目標値
市域から排出される CO ₂ 排出量	332,255 t 【R1 (2019)】	224,487 t 【R12 (2030)】
市の事務事業から 排出される CO ₂ 排出量	7,443 t 【R2 (2020)】	4,347 t 【R12 (2030)】
地球温暖化防止活動の 活性化に対する満足度 【市民アンケート (満足+やや満足)の割合】	12.6% 【R3 (2021)】	50%以上 【R14 (2032)】
省エネルギーの 推進に対する満足度 【市民アンケート (満足+やや満足)の割合】	8.1% 【R3 (2021)】	50%以上 【R14 (2032)】

コラム 家庭でできる省エネ

富士見市はベットタウンという特徴から、家庭や家庭で利用する旅客車から排出される温室効果ガスの割合が大きくなる傾向があります。つまり、富士見市全体の温室効果ガスの排出量を削減するには、市民みんなで日常生活の省エネ化に徹することが重要となります。

省エネ行動を心がけると温暖化対策になるだけでなく、経費削減にもつながります。

以下の家庭でできる省エネ行動を参考に、まずは日常生活で省エネを心がけることから始めてみましょう。

項目	省エネ行動	CO ₂ 削減量
エアコン	冬の暖房時の室温は 20℃を目安に。 外気温度 6℃の時、エアコン（2.2kW）の暖房設定温度を 21℃から 20℃にした場合（使用時間：9 時間/日）	25.9 kg
照明	電球形 LED ランプに取り替え、点灯時間を短く。 54W の白熱電球から 9W の電球形 LED ランプに交換（年間 2,000 時間使用）かつ 1 日 1 時間点灯時間を短くした場合	45.5 kg
テレビ	テレビを見ないときは消す。 1 日 1 時間テレビ（32V 型）を見る時間を減らした場合	8.2 kg
パソコン	使わないときは、電源を切る（デスクトップ） 電源オプションを「モニタの電源を OFF」から「システムスタンバイ」にした場合（3.25 時間/週、52 週）	15.4 kg
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない。 詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較	21.4 kg
電子レンジ	野菜の下ごしらえに電子レンジを活用。（葉菜） 【ガスコンロ】から【電子レンジ】に変えた場合	12.2 kg
電気ポット	長時間使用しないときはプラグを抜く。 電気ポットに満タンの水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L を使用后、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較	52.4 kg
ガスコンロ	炎がなべ底からはみ出さないように調節。 水 1L（20℃程度）を沸騰させる時、強火から中火にした場合（1 日 3 回）	5.3 kg
洗濯機	洗濯物はまとめて洗いを。 定格容量（洗濯・脱水容量：6kg）の 4 割を入れて洗う場合と、8 割を入れて洗う回数を半分にした場合の比較	2.9 kg

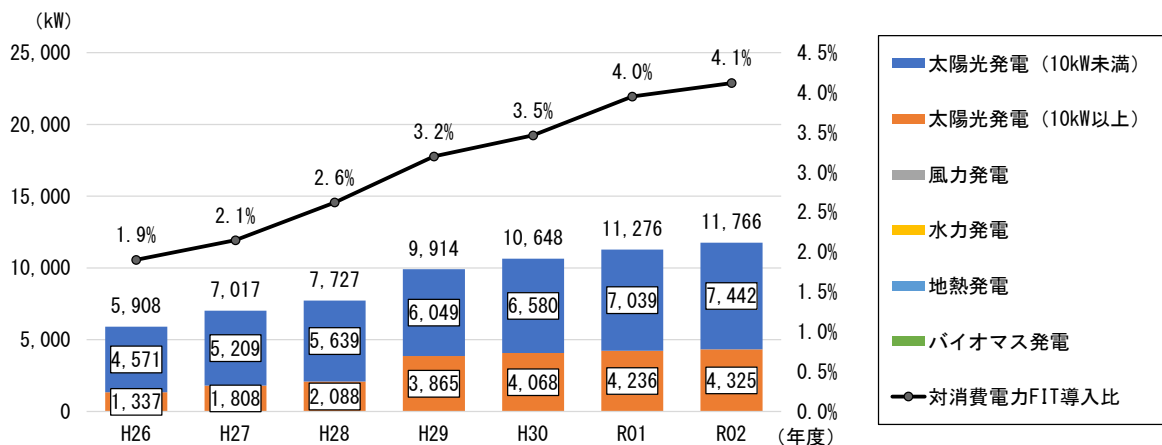
出典：無理のない省エネ節約（資源エネルギー庁）

施策 1-② 再生可能エネルギーの活用推進

◇現状と課題

【現状】

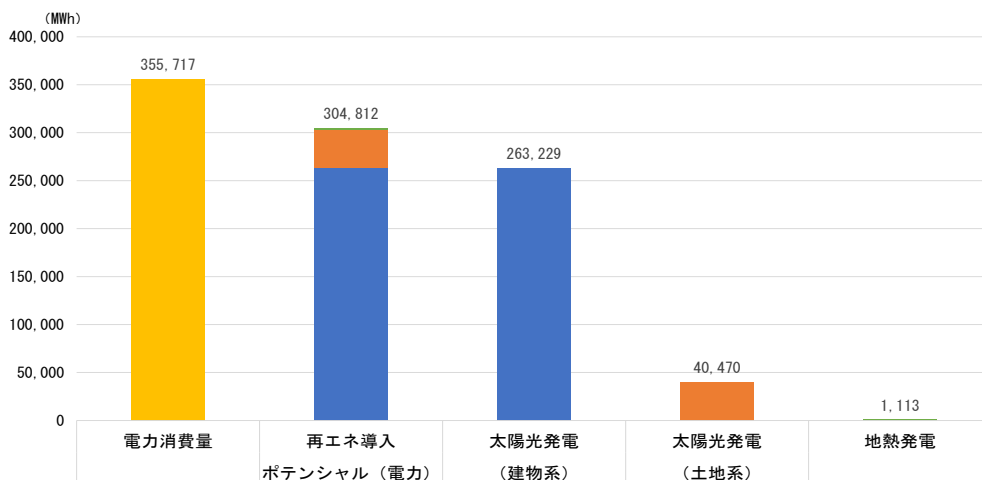
- 環境省の「自治体排出量カルテ」によると、令和 2 年度における富士見市の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）の導入量は、11,766kW となっており、増加傾向にあります。
- 導入されている設備はすべて太陽光発電で令和 2 年度の富士見市内における再エネ発電量は 14,651MWh となり、消費電力のうち約 4.1%の発電量となっています。



市域の再生可能エネルギー導入容量累積の経年変化

資料：自治体排出量カルテ（環境省）より作成

- 環境省の「REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム」による、富士見市における再エネ導入ポテンシャルは、太陽光発電を主として最大で 304,812MWh を有していますが、令和元（2019）年度における富士見市の電力消費量を下回っているため、省エネ等の複合的な対策が不可欠です。



市域の電力消費量と再生可能エネルギー導入ポテンシャル（電力）

資料：REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム（環境省）より作成

再エネ施設の種類	設備容量[MW]	設備容量[億MJ]	発電電力量[MWh]	再エネ導入ポテンシャル[億MJ]
太陽光発電(建物系)	192	—	263,229	9
太陽光発電(土地系)	30	—	40,470	1
風力発電	0	—	0	0
中小水力発電	0	—	0	0
地熱発電合計	0.181	—	1,113	0
蒸気フラッシュ発電	0	—	0	0
バイナリー発電	0	—	0	0
低温バイナリー発電	0.181	—	1,113	0
太陽熱	—	2	—	2
地中熱	—	31	—	31
再エネ合計	222	33	304,812	44

注：端数処理のため合計数値が合わない場合があります。

資料：REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム（環境省）より作成

- 市民アンケートによると、自宅屋根等への太陽光パネルの設置について「すでに実施している」と回答した割合は 3.9%であり、「実施したい」「助成があれば実施したい」と回答した割合は 50.1%でした。また、事業者アンケートでは再生可能エネルギーの活用について重要度は高いものの満足度が低い傾向となりました。
- 富士見市では再生可能エネルギー機器等の設置に対し奨励金を交付し、令和 4 年度からは事業者も対象とするなど再生可能エネルギーの活用を促進しています。

【課題】

- 再生可能エネルギーの活用を推進する必要があります。
- 再生可能エネルギー設備の設置を後押しする補助金等の拡大が求められます。
- 再生可能エネルギー比率の高い電力の選択について、普及・啓発が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 住宅・事業所における太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置の推進・普及啓発を図ります。
- 住宅・事業所における太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置の金銭的支援を行います。
- 事業者との連携などによりバイオマス等の多様な再生可能エネルギーの活用方法を検討します。
- 公共施設における再生可能エネルギーの積極的な導入を検討します。

市民・事業者に期待される取組

- 家庭や事業所における再エネ設備について積極的な情報収集や導入に努めます。
- 再生可能エネルギー由来の電力の導入に努めます。

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

市民アンケートでは、自宅屋根等への太陽光パネルの設置について、「実施したい」「助成があれば実施したい」の回答率は50.1%となっています。

したがって行政の支援の強化などによって自宅屋根等への太陽光パネルの設置率は「すでに実施している」の割合3.9%を加え、最大54.0%（設置条件を考慮しない値）を見込むことができます。

指標	現状値	目標値
再エネ設備設置補助金の 予算執行率	87.7% 【R3 (2021)】	100% 【R14 (2032)】
自宅への太陽光パネル設置割合 【市民アンケート (すでに実施している)の割合】	3.9% 【R3 (2021)】	54.0% 【R14 (2032)】

施策 1-③ 移動の低炭素化の推進

◇現状と課題

【現状】

- 市民アンケートによると、ガソリン自動車の保有率は 79%であり約 8 割を占めていました。次世代自動車の購入について「実施したい」「助成があれば実施したい」と回答した割合は 50.7%となっており、行政の助成を強化することで更なる導入促進が期待されます。
- 富士見市では令和元年度から次世代自動車の導入に対し補助金を交付しており、令和 4 年度からは事業者にも交付対象を拡充し、次世代自動車の普及を進めています。

【課題】

- 次世代自動車の導入率を上げるため、更なる次世代自動車の普及・推進に向けた取組のほか、導入に係る補助金等の拡大、周知が求められます。また、電気自動車導入促進の基盤となる充電設備の拡充も求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車の普及を推進します。
- ニーズに応じた次世代自動車の導入促進に係る補助金を検討します。
- 公用車への次世代自動車の導入を推進します。
- 公共交通の利用などスマートムーブの推進・普及啓発を図ります。(再掲)
- ゆっくり加速、ゆっくりブレーキなどエコドライブの普及啓発を図ります。(再掲)
- エコな移動を推進するためシェアサイクルの活用を検討します。(再掲)

市民・事業者に期待される取組

- 近場の移動は徒歩や自転車を利用します。
- 公共交通機関の利用を心がけます。
- 自家用車や社用車を買替える際には、次世代自動車への転換に努めます。
- エコドライブに努めます。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

コラム 移動をエコに ～スマートムーブ～

スマートムーブとは、通勤・通学・買い物・旅行など、「移動」に伴う CO₂ の排出を抑え、日々の「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイルの提案です。スマートムーブに努めることで、「健康」や「利便性」の向上にもつながります。

smart move が 推進する5つの取組



1. 公共交通機関を利用しよう (電車、バス等の公共交通機関の利用)



通勤や通学はもちろん、旅行やちょっとした外出なども電車やバスの利用を心がけましょう。ハイブリッドバスやLRT*などの低炭素な公共交通や、自然エネルギーを活用した最新型の車両等も登場しています。また、目的地に定期的に到着できる正確さも、日本の公共交通機関の魅力です。
*LRT:ライトレール交通の略。低炭素車両の導入による移動のバリエーションなど、人と環境にやさしい次世代鉄道輸送システム。

2. 自転車、徒歩を見直そう (自転車や徒歩での移動の推奨)



自転車や徒歩はCO₂を全く出さない移動方法、これこそ究極のsmart moveです。最寄り駅までや、渋滞の起こりやすい都市中心部、そして乗換え駅間の移動などは積極的に自転車や徒歩で、地球温暖化防止につながるのはもちろんのこと、なにより健康的ですね。

3. 自動車の利用を工夫しよう (エコドライブの推奨、エコカーへの乗り換え)



「ふんわりアクセル」や「アイドリングストップ」等のエコドライブは燃費も良くなり経済的、燃料消費量を最大約1/4削減できるというデータも。また、ハイブリッド車やEV車などエコカーへの乗り換えもCO₂を大幅に削減できます。

4. 長距離移動を工夫しよう (エコ旅行やエコ出張等の実施)



例えば長距離は目的地への到着時間が正確な新幹線などの公共交通機関、旅行先ではバス、電車、自転車を利用するなど、CO₂を削減できる要素がたくさん。さらに飛行機の利用や旅行時に排出されるCO₂をオフセット(埋め合せ)できるエコ旅行やエコ出張の取組も登場しています。

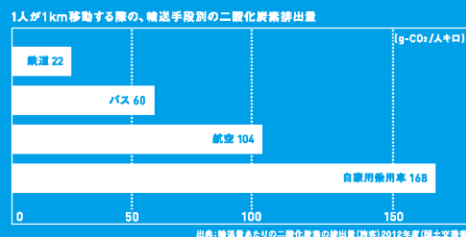
5. 地域や企業の移動・交通におけるCO₂削減の取組に参加しよう (カーシェアリング、コミュニティサイクル等の利用促進)



カーシェアリング
1台の自動車にかかる費用を複数の会員で分担、利用するサービス。車を所有しないため5-10分程度の「ちょい乗り」が減り、車の利用時間も大幅に減るとのデータも。
コミュニティサイクル
借りた自転車を、違う場所で返却できる公共交通システム。東京、横浜、京都などの他、観光地でも普及しています。

移動手段でこんなに違う、CO₂排出量

1人が移動する場合、マイカーでのCO₂排出量を10とすると鉄道は約1、バスは約3、徒歩や自転車はゼロ。環境への負荷が小さい公共交通機関の利用など、日常生活で移動手段を工夫することはCO₂排出量を削減するために大きな意味があります。



出典：COOL CHOICE ホームページ（環境省）

◇施策の推進指標

富士見市の温室効果ガスの主な排出源のひとつである運輸部門での排出量削減には、次世代自動車の導入率を向上させる必要があります。

また、本計画の基礎資料とするため令和3年度に実施した市民アンケートでは、「低燃費車やハイブリッドカー、電気自動車などの購入」について「既の実施している」と回答した割合は15.9%、「実施したい」「助成があれば実施したい」と回答した割合は50.7%となっており、アンケート結果によれば行政の支援を強化することで市民が保有する次世代自動車の導入率は最大66.6%を見込むことができます。

指標	現状値	目標値
自動車の利用に伴う 温室効果ガス排出量 【運輸部門（自動車）+燃料燃焼 分野（自動車の走行に伴い排出さ れるCH ₄ およびN ₂ O）】	95,159 t 【R1（2019）】	75,002 t 【R12（2030）】
市民の次世代自動車の導入率 【市民アンケート（すでに 実施している）の割合】	15.9% 【R3（2021）】	66.6% 【R14（2032）】

施策 1-④ 温室効果ガス吸収源対策の推進

◇現状と課題

【現状】

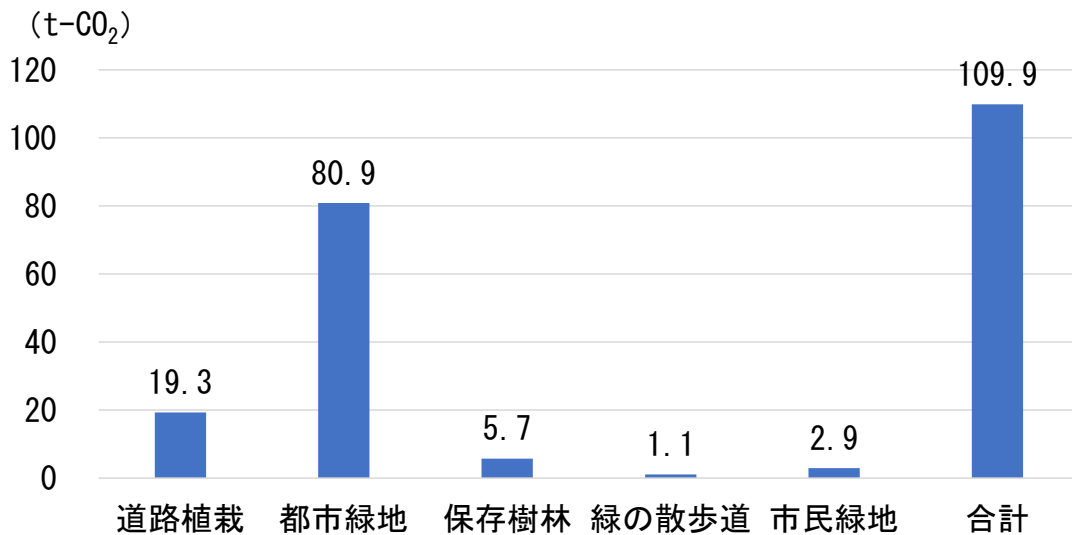
- 緑地は平成 28（2016）年度比で、都市緑地で 0.8ha の増加となっていますが、保存樹林は 1 箇所 0.7ha、緑の散歩道は 3 箇所 0.5ha の減少となっています。

区分	平成 28 年度 (3月31日)		令和 3 年度 (12月31日)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市緑地	16	18.5	16	19.3
保存樹林	15	4.4	14	3.7
緑の散歩道	6	1.2	3	0.7
市民緑地	4	1.9	4	1.9

緑地の状況

出典：統計ふじみ

- 富士見市における森林等の吸収源による温室効果ガスである二酸化炭素の吸収量の推計値は、約 110t-CO₂（緑地面積等に吸収係数を乗じた参考値）となっています。富士見市における貴重な吸収源である森林や緑地を維持するため適切な管理を積み重ねることが重要です。



市域の森林等による二酸化炭素吸収量

【課題】

- 吸収源対策として森林・緑地の保全が求められます。
- 最低限の目標として吸収源の維持が求められますが、吸収源として該当するのは造成・指定・植栽後 30 年以内のものであることから、新たに吸収源を確保する必要があるなど、区域としての吸収量の増加を図ることが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 森林・緑地などの公有化や適切な保全・管理を推進します。
- 緑地保全制度の活用により、街中に残る樹林や樹木の保全・管理を推進します。
- 都市緑化や道路植栽を維持します。
- 建物の屋上緑化・壁面緑化に取り組みます。
- 市内に生育する樹木の状態把握に努めます。
- 市外市町村と連携したカーボンオフセットの活用を検討します。

市民・事業者に期待される取組

- 家庭や事業所の緑化に努めます。 市民 事業者
- 森林整備や緑化活動に積極的に参加します。 市民 事業者
- J-クレジット制度などを利用したカーボンオフセットの活用を検討します。 事業者

◇施策の推進指標

富士見市の吸収量を維持するためには都市緑地などの維持が必要となります。また、現存する森林を適切に管理することも重要です。

指標	現状値	目標値
市域の森林・緑地等の面積 (都市緑地、保存樹林、緑の散歩道、市民緑地の合計面積)	25.6ha 【R3 (2021)】	維持 【R14 (2032)】
保存樹林の指定数	14 箇所 【R3 (2021)】	維持 【R14 (2032)】

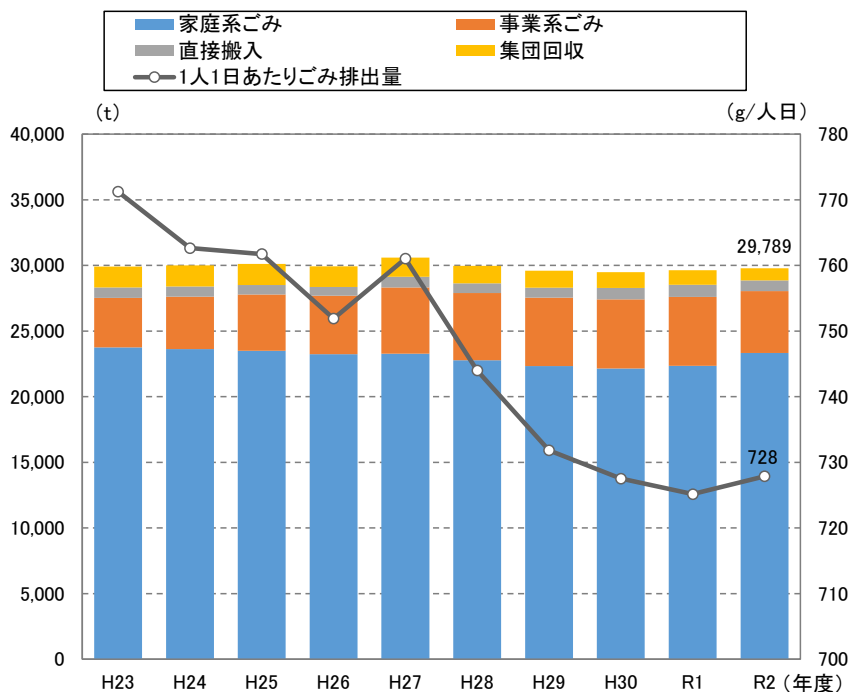
施策の方針1-2 循環型まちづくりの推進

施策1-⑤ 4Rの推進

◇現状と課題

【現状】

- 富士見市では、ごみの減量化・資源化を進めるため4Rの取組を推進しています。4Rとは、リフューズ（ごみとなるものを断る）、リデュース（ごみとなるものを減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の頭文字の4つのRを表したもので、エコバッグの配布、フードドライブの実施、リユース活動の推進などに取り組んでいます。
- ごみの総排出量はほぼ横ばいで推移していますが、近年は微増傾向となっています。
- 事業系ごみは、令和元（2019）年度まで増加の傾向が見られましたが、令和2（2020）年度には減少に転じたのに対し、近年減少傾向にあった家庭系ごみは、令和2年度には増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の流行により、企業活動の縮小やテレワークが増えたことで在宅時間が長くなったことなどが考えられます。
- 令和2（2020）年度における1人1日あたりのごみ排出量は728gで、県内第1位の少なさとなっています。

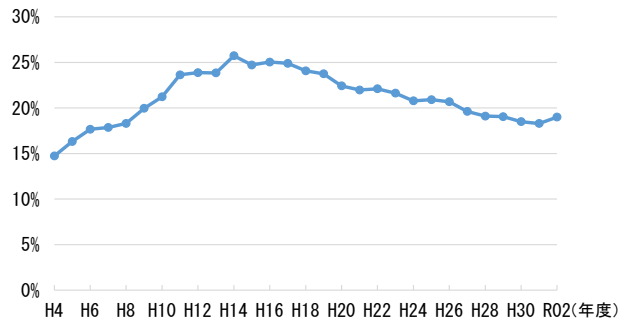


注：1人1日あたりのごみ排出量＝（家庭系ごみ+事業系ごみ）÷人口÷年間日数

ごみ排出量の推移（再掲）

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より一部編集

- 資源化率は、近年は概ね 19%前後で推移しており、リサイクルの推進に努めていますが、平成 14 年度以降は低下傾向にあります。



資源化率の推移

出典：統計ふじみ

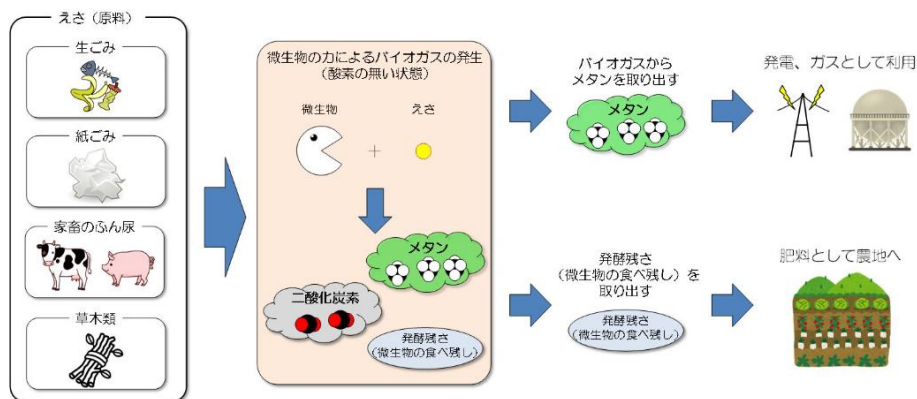
- 富士見市では令和 3（2021）年 4 月に一般廃棄物処理基本計画・第 3 次計画を策定し、計画の推進に取り組んでいます。
- 富士見市では令和 3（2021）年度より事業者と連携して食品廃棄物のバイオガス化を開始し、食品廃棄物搬入量の増加により廃棄物の削減を進めています。

【課題】

- テレワークの増加等の新たな生活様式を踏まえたごみの削減に向けた取組が求められます。
- 資源化率の向上が求められます。

コラム バイオガス化とは

バイオガスとは、微生物の力（メタン発酵）を使ってえさ（生ごみ（食べ残しなど）、紙ごみ、家畜ふん尿など）から発生するガスのことです。えさ（原料）となる生ごみ（食べ残しなど）、紙ごみ、家畜のふん尿などを微生物によって分解させます。発生したバイオガスに含まれるメタンは燃えやすい気体なので、発電も可能です。



出典：環境省

◇主な取組

行政の取組

- ごみの発生を抑制するため、必要なものだけ買う、使い捨て商品の過剰包装を断るなど、環境に対して負荷の少ない買い物をするグリーンコンシューマーの普及に取り組めます。
- まちづくり講座（出前講座）やインターネットなどを活用した4Rの普及啓発を図ります。
- フードドライブなどにより食品ロス削減の普及啓発を図ります。
- 市民・事業者に水切り等による生ごみの減量化の普及啓発を図ります。
- 生ごみや廃油などのバイオマスの利活用の推進について検討します。
- 広報やフリーマーケットなどを通じたリユースの推進を行います。
- 公共施設から排出される生ごみの減量化とバイオガス化を行います。
- 公園等の剪定枝のチップ化を行います。
- 学校等における落ち葉の堆肥化を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- | | | |
|--|----|-----|
| ● ごみをなるべく排出しないよう、環境に配慮した消費に努めます。 | 市民 | 事業者 |
| ● エコバックやマイボトルの持参などを行い、使い捨ての製品を避けるなどプラスチックごみの削減に努めます。 | 市民 | 事業者 |
| ● ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。 | 市民 | 事業者 |
| ● 使わなものの・着られない服などはフリーマーケットや SNS を利用して、リユースに努めます。 | 市民 | |
| ● 生ごみの水切りやコンポストの利用など、生ごみの減量化に努めます。 | 市民 | 事業者 |
| ● 地域で行われる集団資源回収の積極的な利用に努めます。 | 市民 | |
| ● 家庭・事業所における食品ロス対策の推進に努めます。 | 市民 | 事業者 |

◇施策の推進指標

ごみの削減にはリサイクル率の向上が求められます。また、富士見市の誇りともいえる1人1日あたりのごみの排出量の少なさの維持に努めます。

指標	現状値	目標値
資源化率	18.9% 【R3 (2020)】	21.1% 【R12 (2030)】
1人1日あたりのごみ排出量	728g 【R2 (2020)】	635g 【R12 (2030)】
バイオガス化に使用する食品廃棄物搬入割合	約 2.5% 【R3 (2021)】	増加 【R14 (2032)】

注：バイオガス化に使用する食品廃棄物搬入割合は、市域から排出される食品廃棄物総量（推計値）に対する、バイオガス化に使用する割合です。

コラム グリーンコンシューマー

「グリーンコンシューマー」とは、環境に配慮された商品やサービスを選択的に購入する消費者のことです。

グリーンコンシューマー全国ネットワークではグリーンコンシューマーの在り方として「グリーンコンシューマー10原則」を掲げています。

1	必要なものを必要なだけ買う
2	使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
3	包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
4	作るとき、使うとき、捨てるとき、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
5	化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
6	自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ
7	近くで生産・製造されたものを選ぶ
8	作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
9	リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
10	環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

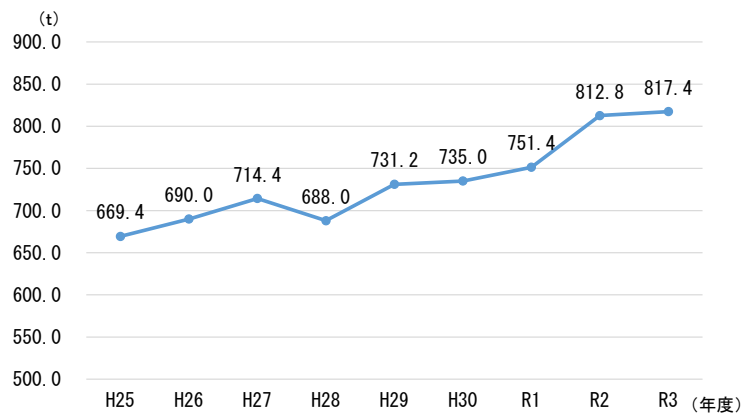
出典：グリーンコンシューマー全国ネットワーク「グリーンコンシューマーになる買い物ガイド」

施策 1-⑥ 脱プラスチック化の推進

◇現状と課題

【現状】

- プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。こうした背景から、政府では、令和元（2019）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。
- 令和 3（2021）年 6 月には、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。
- 一般家庭から出されたプラスチックごみの排出量は、年々増加しており、令和 3 年（2021）度は平成 25（2013）年度以降、最大となりました。排出されたプラスチックごみのうち、多くはリサイクルにより再資源化されていますが、再資源化に必要なエネルギーの使用に伴う二酸化炭素が排出されています。



プラスチックごみの排出量の推移

資料：環境課資料

【課題】

- 増加しているプラスチックごみ削減のため、エコバッグやマイボトルの利用などによる、使い捨てプラスチックの抑制などを更に推進する必要があります。

◇主な取組

行政の取組

- 広報やホームページ、まちづくり講座（出前講座）等にてプラスチックごみ問題の普及啓発を図ります。
- 市民・事業者に対し、プラスチックごみ削減に関する情報提供を行います。
- 使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を検討します。
- 適切なおみ分別などによるプラスチックごみの資源化について普及啓発を図ります。
- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を継続します。

市民・事業者に期待される取組

- エコバックやマイボトルの持参などを行い、使い捨ての製品を避けるなどプラスチックごみの削減に努めます。(再掲)

市民
事業者
- 再生プラスチック製品、バイオプラスチック製品の購入に努めます。

市民
事業者
- ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。(再掲)

市民
事業者
- 事業活動での簡易包装化、バイオプラスチックの導入、再商品化を検討します。

事業者

◇施策の推進指標

脱プラスチック化に向けてプラスチックごみの削減及びプラスチックの資源化を強化します。

一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量は、焼却ごみに含まれるプラスチックごみの割合が高くなると増加することからも、脱プラスチック化によりプラスチックごみの排出量を削減することは二酸化炭素排出量の削減にもつながります。

指標	現状値	目標値
家庭ごみから排出されるプラスチックごみの排出量	817.4 t 【R3 (2021)】	676.9 t 【R12 (2030)】
買い物袋を持参し、レジ袋は使わないようにしている市民の人の割合 【市民アンケート (いつも・時々行っている) の割合】	91.0% 【R3 (2021)】	100% 【R14 (2032)】



コラム 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの使用規制や削減は、各国に広がっており、世界全体としてプラスチックごみ問題に取り組むうえで、欠かせない対策となっています。日本では、「プラスチック資源循環戦略」のマイルストーンのとおり、2030年までに、ワンウェイプラスチックをこれまでの努力も含め累積で25%排出抑制することを目指しています。

本制度では、商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック製品のうち、政令で定める「特定プラスチック使用製品」を提供する事業者（業種や業態の実態に応じて、これらが無償で提供している小売・サービス事業者（特定プラスチック使用製品提供事業者）が削減の取組（有償化、辞退者へのポイント還元、消費者の意思確認、代替素材への切替えなど）を行うこととしています。

対象品目	対象業種
① フォーク ② スプーン ③ テーブルナイフ ④ マドラー ⑤ 飲料用ストロー	● コンビニ ● スーパー ● 百貨店 ● ホテル ● 旅館 ● 飲食店 ● フードデリバリー 等
⑥ ヘアブラシ ⑦ くし ⑧ かみそり ⑨ シャワーキャップ ⑩ 歯ブラシ	● ホテル ● 旅館 等
⑪ 衣類用ハンガー ⑫ 衣類用カバー	● スーパー ● 百貨店 ● クリーニング店 等

基本目標2 豊かな自然を育み共生するまち

施策の方針2-1 緑と水辺の保全

施策2-① 緑の適切な保全管理

◇現状と課題

【現状】

- 緑地は平成28（2016）年度比で、都市緑地で0.8haの増加となっていますが、保存樹林は1箇所0.7ha、緑の散歩道は3箇所0.5haの減少となっています。
- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を令和3年度に策定し、緑の保全を推進しています。
- 保存樹木として令和2（2020）年度では14種78本が指定されています。
- 緑地保全基金等を活用し、緑地を取得するなど公有緑地を増やす取組を進めています。

区分	平成28年度 (3月31日)		令和3年度 (12月31日)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市緑地	16	18.5	16	19.3
保存樹林	15	4.4	14	3.7
緑の散歩道	6	1.2	3	0.7
市民緑地	4	1.9	4	1.9

緑地の状況（再掲）

出典：統計ふじみ

樹種	本数	樹種	本数
ケヤキ	39	スギ	2
シラカシ	3	イトヒバ	1
イヌシデ	1	ヤナギ	1
ムクノキ	1	サクラ	6
クスノキ	3	ヒマラヤスギ	2
イチョウ	16	カヤ	1
エノキ	1	スダジイ	1

保存樹木の指定状況

出典：富士見市の環境

【課題】

- 保存樹林は土地所有者の意向などによる指定の解除があり、減少傾向となっています。面積の維持のため、保存樹林指定によるメリットのさらなる周知・啓発が求められます。
- 計画的な緑地の公有化による保全を図る必要があります。

◇主な取組

行政の取組

- 保存樹木・樹林制度の更なる普及啓発によりまとまった緑地の保全を推進します。
- 国の緑地保全制度の活用などにより、計画的な緑地の公有化を進めます。
- 富士見市の特徴である社寺林・斜面林・緑地・里地里山環境の保全を推進します。
- 開発行為における植栽地の確保や生け垣助成制度などにより、地域の緑化を推進します。
- 公共事業の際に緑地の設置や既存樹木・樹林の保全に努めます。
- 樹木医や造園業者の活用等による枯損木対策の検討も含め、継続的な維持管理対策を図ります。
- 先進自治体における樹林の多面的機能の活用について研究し、市内での活用を検討します。
- 施設の屋上緑化・壁面緑化に取り組みます。(再掲)

市民・事業者に期待される取組

- 保存樹木・樹林制度を活用し、所有する緑の管理を推進します。
- 森林整備や緑化活動に積極的に参加します。(再掲)
- 家庭や事業所の緑化に努めます。(再掲)

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

本施策については前掲「施策1-④温室効果ガス吸収源対策の推進」との関連性が高いことから、同様の推進指標とします。

指標	現状値	目標値
市域の森林・緑地等の面積 (都市緑地、保存樹林、緑の散歩道、市民緑地の合計面積) 【再掲】	25.6ha 【R3 (2021)】	維持 【R14 (2032)】
保存樹林の指定数【再掲】	14箇所 【R3 (2021)】	維持 【R14 (2032)】

施策2-② 河川・水路等の水辺環境の保全管理

◇現状と課題

【現状】

- 富士見市は新河岸川、荒川、柳瀬川などをはじめとした河川や、広大な水田など、水辺環境が豊富なまちです。
- 第2章「富士見市を取り巻く現況」で示したとおり、河川の水質調査を定期的を実施し、水質は概ね改善傾向にあることから、これまでの水質保全の取組成果が表れています。
- 「川の国応援団」の活動を支援するため、埼玉県・川の国応援団・市による覚書を結び、水辺環境の保全を図っています。
- 生活排水対策の推進として、公共下水道の整備や水質汚濁の防止に向けた取組を実施しています。
- 令和3年度の富士見市内の公共下水道の水洗化率（水洗化人口/処理区域内人口）は99.1%となっています。

【課題】

- 水辺環境の美化に向けた取組の実施や市民・事業者への啓発を継続する必要があります。
- 公共下水道への未接続世帯の解消や浄化槽の適正な管理が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 河川などの美化・保全活動等により、水辺環境の保全を推進します。
- 国や県と連携し、水辺環境の保全を推進します。
- 水とふれあう場の整備や機会の充実を図ります。
- 市民による水辺環境の保全活動を支援します。
- 市内河川の水質調査を継続し、河川水質の監視を行います。
- 単独浄化槽の合併浄化槽への転換や公共下水道への接続を進めます。
- 浄化槽の定期検査に関する普及・啓発により受検率の向上を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 水辺環境の保全活動に積極的に参加します。
- 生活排水を適切に処理するなど、水辺環境の保全に努めます。
- 浄化槽の定期的な清掃や点検などの適切な維持・管理に努めます。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

市内河川の水質調査では概ね環境基準を達成していますが、一部未達成の項目があることから、水質保全を推進する必要があります。また、公共下水道への接続により河川の水質保全に努めます。

指標	現状値	目標値
市内河川の水質調査の 環境基準達成項目	未達成項目 3 項目 【R3 (2021)】	全項目達成 【R14 (2032)】
公共下水道（污水）の水洗化率	99.1% 【R3 (2021)】	99.3% 【R7 (2025)】

注：市内河川の水質調査の3つの未達成項目は pH（水素イオン濃度）、SS（浮遊物質質量）、DO（生物化学的酸素要求量）の生活環境項目となります。

施策の方針 2-2 湧水の保全・活用

施策 2-③ 湧水地の保全と適切な維持管理

◇現状と課題

【現状】

- 湧水は水質、水温、水量が一年を通して比較的安定しており、そこにしか生息できないような生きものが育まれています。さらに湧水周辺には斜面林があり、湧水の保全は斜面林も保全することにつながり、緑の保全にもなります。斜面林は平地林と比べて緑の視覚的共有をするという意味でも大きな役割を果たしています。
- 令和 3 年度の調査では 29 箇所の湧水を確認し、水温や湧水量等を測定しています。平成 29 年度に行った調査において確認された湧水地で枯渇してしまった箇所はありませんでした。
- 湧出量は増加となった箇所も見受けられましたが、全体的な傾向としては減少傾向となっています。
- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を令和 3 年度に策定し、湧水の活用・整備方針を示しました。
- 宅地開発などに伴い、本来斜面林から湧出する地下水が埋設管を通して側溝等に流下している地点も散見されています。

【課題】

- 湧水地を十分に管理していない地点もあり、適切な維持管理方法の検討が求められます。
- 遊水地の周辺環境も含めた湧水地の保全と維持管理が必要です。
- 減少傾向にある湧水量を増やす取組が必要です。
- 関係部署と連携した事業の取組の検討が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」に基づく湧水地の適切な整備を行います。
- 雨水の浸透能力が高い、緑地や農地の保全を推進します。
- 雨水浸透設備の設置を促進します。
- 歩道・駐車場等に透水性の高い舗装の導入を検討します。
- 市民と協働した湧水地の維持管理方法の検討や、湧水を有する公園の維持管理を行います。
- 湧水地を整備する際は、生態系に配慮した整備手法で行います。
- 湧水の現況を把握するため、定期的な調査を行います。

市民・事業者に期待される取組

- 湧水地の美化に努めます。
- 行政と連携した湧水地の保全に努めます。
- 開発を行う際は生態系の保全に配慮するよう努めます。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、湧水の活用・整備方針を示しており、今後、湧水地の整備を進めていきます。

指標	現状値	目標値
「富士見市湧水と緑の活用基本方針」における整備計画に基づく湧水地の整備（全3ルート）	— 【R3（2021）】	1ルート 【R14（2032）】
市内の湧水箇所	29箇所 【R3（2021）】	維持 【R14（2032）】

施策2-④ 湧水の周知と利活用の推進

◇現状と課題

【現状】

- 湧水は水そのものの活用のほか、様々な生きものが水飲み場として利用するなど、生態系の維持にも役立っています。
- 湧水マップを作成し、毎年、小学生に配布を行い、市内の湧水の周知を行っています。
- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、3つの活用拠点（ハケ上東緑地公園・江川親水公園、市民緑地御庵、市民緑地谷津の森）を結んだルートで重点整備計画を検討しています。
- 令和3年度に市民への湧水に関する情報や今後の活用方針の周知を目的として湧水見学会を実施しました。
- 令和3年度に実施した市民アンケートによると、「湧水の保全と啓発」に対して、「重要である」「やや重要である」の回答率は56.4%となっており、前回の平成23年度の50.9%から上昇しています。
- 環境省が令和2年度までに把握している湧水地は全国で約16,000件ののぼり、うち埼玉県では約300件が把握されています。現在、富士見市では29件の湧水地が確認されており、県内でも上位の湧水数となっています。

【課題】

- 湧水マップを活用したイベント開催など、湧水マップの更なる活用方法等の検討が必要です。
- 令和3年度に実施した市民アンケートによると、「湧水の存在」に対する満足度を問う設問では、「どちらともいえない」の回答率が60%以上となっており、湧水の存在や湧水が持つ環境機能をアピールすることが重要です。
- 湧水地の整備・開発を行う際は、生態系に配慮することが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 湧水マップの活用などによる、市民参加型イベントの定期的な開催を検討します。
- 市民と協働した湧水調査の実施を検討します。
- 湧水に関する情報発信などにより、市民・事業者との情報共有を図ります。
- 周辺生態系に配慮しながら「富士見市湧水と緑の活用基本方針」に基づく湧水の活用・整備を実施します。
- 生活・農業用水としての利用や自然環境の保全など、様々な湧水の活用方法を検討します。

市民・事業者に期待される取組

- 行政が主催するイベントに参加するなど、湧水への関心を高めます。
- 市民間でも湧水に関する情報の発信を図ります。
- 湧水の活用方法について検討します。

市民

事業者

市民

市民

事業者

◇施策の推進指標

「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、湧水の活用・整備方針や湧水の多面的機能の活用方針を示しています。

湧水地の整備や情報発信、利活用の推進などにより、湧水そのものや周辺の生態系の保全を進めます。

指標	現状値	目標値
湧水に関する市民参加型イベントの定期開催	0回/年 【R3 (2021)】	1回/年 【R14 (2032)】
「湧水の存在」に対する満足度 【市民アンケート (満足+やや満足)の割合】	11.4% 【R3 (2021)】	41.4% 【R14 (2032)】

コラム 湧水の多面的機能

湧水は、生活用水や農業用水として利用されるほか、自然環境の保全機能（生物多様性の確保等）、都市環境の改善機能（ヒートアイランド減少の緩和等）、防災機能（災害時の活用等）、教育や文化、レクリエーション機能等、人々の暮らしに役立つ様々な機能を有しています。

「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、それぞれの湧水の状況に応じて適切に活用し、湧水の持つ多様な機能を活かす方針を示しており、湧水のさらなる魅力・機能向上を図っています。

水資源（生活・農業用水等）機能

自然環境保全機能

都市環境の改善機能

防災機能

教育・文化、レクリエーション機能



施策の方針 2-3

生物多様性の保全 《富士見市生物多様性地域戦略》

富士見市生物多様性地域戦略

(1) 個別計画としての策定の背景

「生物多様性」とは生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接・間接的に支え合って生きています。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって成り立っています。また、多様で豊かな生きものは現在及び将来の人間にとって有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものといえます。

私たちは、こうした生物多様性の保全と持続可能な利用に関する重要性を踏まえ、自然と人との調和のとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、豊かな社会をつくる必要があります。

生物多様性を守る世界的な取組として、平成4（1992）年に生物多様性条約が採択され、平成5（1993）年に発効しました。平成22（2010）年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する平成23（2011）年以降の新たな世界目標「愛知目標」が採択されました。

愛知目標は長期目標として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」と20の個別目標を掲げました。

このような国際情勢の中、日本においても条約を締結し、平成24（2012）年9月に愛知目標を達成するための国別目標などを盛り込んだ「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。

愛知目標の達成に向けて各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、「生物多様性国家戦略」の中に組み込み、取組を進めてきました。しかし、多くの国で設定された目標が、愛知目標の達成には不十分なものであったことなどから、国際連合の報告書「地球規模生物多様性概況（第5版）」によると、20の個別の目標のうち完全に達成できたものはありませんでした。

目標達成には、さらなる社会変革が必要とされ、次の国際的な目標（ポスト2020生物多様性枠組）の策定に向けたプロセスは、平成30（2018）年にエジプトで開催されたCOP14において決定され、これに基づき公開ワーキンググループや海洋、自然再生、保護地域等のテーマ別ワークショップ、地域ワークショップ等が順次開催されています。

また、令和3年（2021）年にはCOP15第一部が開催され、昆明宣言が採択されるなど、ポスト2020生物多様性枠組の採択に向けて動き出しています。

富士見市では生物多様性を保全する取組を環境基本計画における自然環境分野の施策として展開してきました。

昨今の国際的・全国的な生物多様性の保全に向けた取組が活発化する情勢を踏まえ、より実効性の高い施策・取組とするため富士見市生物多様性地域戦略を策定します。

コラム 生物多様性

生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるととしています。

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
		
<p>「さまざまな生態系が存在すること」</p> <p>自然には森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。</p>	<p>「生物の種間にさまざまな差異が存在すること」</p> <p>動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。</p>	<p>「生物の種内にさまざまな差異が存在すること」</p> <p>同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。(例：ナミテントウは遺伝子によって模様が異なる)</p>

生物多様性はなぜ重要なのか

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵みである「生態系サービス」によって支えられています。生態系サービスには基盤サービス（酸素や水など生命の生存基盤）・供給サービス（食料や医療品などの供給）・文化的サービス（伝統文化などの育み）・調整サービス（気候調整や自然災害などの緩和）の4つがあります。もし、生物多様性が失われてしまうと私たちはこれらの恩恵を受けることができなくなってしまいます。私たちが生きていくためにも生物多様性の保全は重要なのです。

(2) 個別計画としての位置づけと期間

富士見市生物多様性地域戦略（以下「生物多様性地域戦略」という）は、「生物多様性基本法」に基づくもので、国家戦略を基本とし、県の地域戦略や、市の関連する各種計画と整合性を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する戦略です。

本計画では、「施策の方針 2-3 生物多様性の保全《富士見市生物多様性地域戦略》」を生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置づけるものとします。

生物多様性地域戦略の計画期間は、本計画の計画期間との整合を図り、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

(3) 生物多様性地域戦略策定にあたっての現状

① 地形・地質

「第 2 章 富士見市を取り巻く現況」で記載したとおり、富士見市は南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地との境の斜面からいくつもの湧水が湧く、都市近郊でも貴重な湧水が存在するまちであり、水辺環境の豊富さが特徴です。

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土（ローム）でおおわれているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。

これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海となっていたことによるものであり、台地縁辺部には縄文時代の人びとの生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。

② 富士見市の動植物

「第 2 章 富士見市を取り巻く現況」で記載したとおり、起伏のある地形や水田、湧水、河川等の水辺環境が豊富な富士見市には、多くの動植物が生息・生育しています。

北東部の荒川低地では水田地帯を形成し水田雑草群落が広がっており、南西部の武蔵野台地では、宅地化が進み市街地が広がっていますが、シラカシ・ケヤキ林やコナラ・クヌギ林から成る斜面林や社寺林が点在しています。（資料編：「植生図」参照）

また、令和 3 年度に行った調査で確認された動植物の多くは、富士見市の水辺環境が豊富な状況を反映し、水辺に生息する種も多く確認され、樹林環境では森林性の動植物が多く確認されました。

環境省レッドリスト 2020 および埼玉県レッドリスト 2018 に掲載されている種は、植物 15 種、両生類 2 種、爬虫類 6 種、鳥類 25 種、昆虫類 11 種、魚類 2 種、水生生物 3 種が確認され、いずれも水田や湿地等の水辺を中心に確認されています。

項目	種数	注目すべき種	確認されたレッドリスト掲載種の例
植物	391 種	15 種	タコノアシ、ゴギツル、ウスゲチョウジタデなど
哺乳類	9 種	—	—
両生類	5 種	2 種	トウキョウダルマガエル、アズマヒキガエル
爬虫類	8 種	6 種	シマヘビ、ヒバカリ、ヤマカガシなど
鳥類	68 種	25 種	チュウサギ、オオタカ、ハヤブサなど
昆虫類	544 種	11 種	ナゴヤサナエ、ネアカヨシヤンマ、ヒロウドサシガメなど
魚類	21 種	2 種	ホトケドジョウ、ミナミメダカ
水生生物	87 種	3 種	ナミウズムシ、サワガニ、アオヤンマ

生きものの写真を掲載

③ 富士見市の生態系

富士見市では田畑と斜面林・社寺林、河川敷の草地などから成る里地里山環境および新河岸川等の河川環境の生態系が構築されています。

更に、富士見市の特徴である湧水を取りまく生態系もあり、様々なタイプの生態系が存在しています。

富士見市で確認されたオオタカは、生態系上位種として豊かな生態系の象徴であり、確認されたレッドリストに掲載されている他の希少な生きものが引き続き生息できる自然環境を保全することが重要です。

市内の様々な自然環境の写真を掲載

(4) 対象地域と目標

富士見市の豊かな自然環境の保全を推進するため、市全域を対象とし、生物多様性地域戦略の目標を以下に定めることとします。

目標（目指すべき社会）

**多様な生きものと共生し、自然と
調和のとれた健全で豊かな社会を目指す**

施策 2-⑤ 生育・生息環境と生きものの保全

◇現状と課題

【現状】

- 市内には水田や河川等の豊富な水辺環境、斜面林や社寺林からなる森林環境に加え、富士見市の特徴である湧水環境など様々な生態系が存在します。
- 市内に広く存在する水田や畑などの農地には、米や野菜などの生産の場としての役割だけでなく、多様な生きものが生息する場としての役割もあります。このような里地里山環境は全国的に減少しており、かつては普通に見られた種が絶滅の危機に瀕している例もあります。したがって、生物多様性に配慮しながら農地の保全を行い、農業生産が継続的に行うことは、豊かな生態系を育むことにもつながります。
- 令和3年度の調査では、植物391種、哺乳類9種、両生類5種、爬虫類8種、鳥類68種、昆虫類544種、魚類21種、水生生物87種の生息が確認されています。湧水環境や森林環境等でオオタカ、ホトケドジョウ、サワガニなどの希少な生きものが確認されました。
- アレチウリやアライグマなどの特定外来生物を含む外来生物も確認されています。
- アライグマの積極的な捕獲や外来植物の駆除などに関する普及啓発を行い、外来生物対策を推進しています。

【課題】

- 多種多様な生きものが生息できるよう、減少傾向にある緑や農地を維持していくことが求められます。
- 生息地周辺の環境も含めた希少な生きものの保全を推進する必要があります。
- 在来生物の保全のため、外来生物対策を強化する必要があります。
- 生きものの生息状況を定期的に把握し、状況に応じて保全措置を講じることが求められます。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対する更なる支援体制の構築が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 富士見市の特徴である社寺林・斜面林・緑地・里地里山環境の保全を推進します。
(再掲)
- 湧水とその周辺の水辺環境における生態系の保全を推進します。
- 国や県と連携し、水辺環境の保全を推進します。
- 周辺生態系に配慮した既存ビオトープの維持管理を行うとともに、新たなビオトープの創出を検討します。
- 希少な生きものの生息状況を把握し、周辺環境の保全を図るため、動植物調査を継続します。
- 外来生物の生息状況を把握し周知を図るとともに、適切な防除対策を行います。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対し、協働事業提案制度などを用いた支援の仕組みを検討します。
- 農地を適正に維持管理するため、既存農家および新たな農業の担い手を支援します。
- 農地の継続的な維持のため、地元農産物の普及啓発などにより、地産地消を推進します。
- 化学合成農薬・化学肥料を適正に使用するなど環境への負荷を低減した環境配慮型農業を推進します。

市民・事業者に期待される取組

- | | | |
|-------------------------------|----|-----|
| ● 生物多様性の保全に配慮した生活・事業活動に努めます。 | 市民 | 事業者 |
| ● ペットは責任を持って終生飼育します。 | 市民 | 事業者 |
| ● 生態系に影響がある特定外来生物の駆除活動に協力します。 | 市民 | 事業者 |
| ● 開発の際にその地域の生態系に配慮します。 | | 事業者 |

◇施策の推進指標

令和 3 年度の調査で確認されたオオタカは、本市の陸上生態系の頂点に君臨する生きもののひとつです。オオタカが生息するためには、豊富な餌資源と繁殖場所となる森林環境が必要であり、本種の生息は豊かな生態系の指標となります。

オオタカをはじめとしたレッドリストに掲載されている種や掲載されていない動植物も含め、現時点で確認されている希少な生きものを保全し、良好な生息環境を維持することが求められます。

指標	現状値	目標値
市内で確認された動植物 (レッドリスト掲載種)	64 種 【R3 (2021)】	64 種 【R14 (2032)】
市内で確認された動植物 (レッドリスト掲載種以外)	1,069 種 【R3 (2021)】	1,069 種 【R14 (2032)】
市域の森林・緑地等の面積 (都市緑地、保存樹林、緑の 散歩道、市民緑地の合計面積) 【再掲】	25.6ha 【R3 (2021)】	維持 【R14 (2032)】
保存樹林の指定数【再掲】	14 箇所 【R3 (2021)】	維持 【R14 (2032)】

注：レッドリスト記載種は、次回の調査時点においてレッドリストに掲載されている種及び令和 3 年度の調査で確認された種を対象とします。

施策 2-⑥ 生物多様性に対する理解の促進

◇現状と課題

【現状】

- 生物多様性国家戦略では「生物多様性の認知度」の目標を令和元年度までに 75%以上としていましたが、国の進捗状況では令和元年度の認知度は 51.8%にとどまっています。
- 市民アンケートによると自然環境に対する満足度及び重要度について、「生物多様性の保全」について「よくわからない」の割合が全項目の中で最も高く、生物多様性の重要性について理解を深める必要があります。また、児童アンケートでは、外来生物の問題について「知らない」の回答率が 34.4%となっており、生物多様性に関する問題の認知度が低いことが推察できます。

【課題】

- 生物多様性の認知度を向上させる必要があります。
- 生物多様性について正しい理解を普及させる必要があります。

◇主な取組

行政の取組

- 生物多様性に関する情報の発信やまちづくり講座（出前講座）等を実施し、周知を図ります。
- アライグマなどの外来生物が与える影響などについて周知します。
- 市民や市民団体と協働した自然観察会の実施を検討します。
- 市民や事業者からの情報収集に努めます。

市民・事業者に期待される取組

- 生物多様性に対して関心を高め正しい理解を深めます。
- 市民・事業者・行政間で情報の共有を図ります。（再掲）

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

生物多様性の保全には、市民・事業者・行政全員で生物多様性に対する理解を深めることが重要です。その第一歩として認知度を向上させる必要があります。

指標	現状値	目標値
生物多様性の認知度	— 【R3（2021）】	75%以上 【R14（2032）】

注：目標値は国の目標設定と整合を図ることとし、目標値の達成度合いはアンケート調査により把握することとします。

施策 2-⑦ 生きものとのふれあいの充実

◇現状と課題

【現状】

- 市の水生生物調査を体験する「川の生きもの調査・観察会」を実施しています。
- 地域を流れる柳瀬川に親しみながら河川について学習することにより、自然環境への関心を高めることを目的として、講師の指導の下、リバーウォッチングを行う「川の探検隊」を開催しています。
- 市民団体に協力し、諏訪の森や石井緑地公園の手入れなど自然環境の保全活動に取り組んでいます。
- 市民アンケートによると 10 年前と比較した「生きものとのふれあい」について「悪くなった」「やや悪くなった」の回答率が 20.7%となっており、他の項目よりも高い結果となりました。
- 児童アンケートによると「遊びのなかで植物や生き物にふれる機会があるか」について「したことがない」の回答率はほぼすべての項目で 30%以上となっています。また、項目によって学校ごとに回答率が違う傾向もありました。また、「田畑・家庭菜園・花作りの手伝いをする」について「したことがない」の回答率は 39.4%と比較的高い値となっています。

【課題】

- 市民団体への支援・協力体制の強化が求められます。
- 生きものとのふれあいの場とふれあいの機会を増やすことが求められます。
- 里地里山環境の一端を担う農地は減少傾向にあることから保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場として機能させることが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 川の生きもの調査・観察会をはじめとする観察会を実施します。
- 自然や生きものとのふれあいの場をつくり、維持します。
- 自然や生きものとのふれあいの場の情報提供を行います。
- 学校における生きものとのふれあう機会の創出に努めます。
- 体験型農園など農業とのふれあいの充実を図ります。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対し、協働事業提案制度などを用いた支援の仕組みを検討します。(再掲)

市民・事業者に期待される取組

- 観察会や農業体験などのイベントに積極的に参加します。
- 自然とふれあいの機会を増やします。

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

自然や生きものとのふれあいの場を創出・保全し、生物多様性への関心を高めます。また、次世代を担う子どもたちの生物多様性に対する意識向上を図ります。

指標	現状値	目標値
川の生きもの観察会参加者数 (延べ人数)	85人 【R4 (2022)】	335人 【R14 (2032)】
「自然の生きものとのふれあい」 の満足度 【市民アンケート (満足・やや満足)の割合】	17.4% 【R3 (2021)】	50%以上 【R14 (2032)】
「遊びのなかで植物や生きものに ふれているか」 【児童アンケート(したことが ない)の割合の平均値】	34.5% 【R3 (2021)】	減少 【R14 (2032)】

基本目標 3 安全で快適に暮らせるまち

施策の方針 3-1 安全なまちづくりの推進

施策 3-① 身近な生活環境の保全

◇現状と課題

【現状】

- 公害問題（大気質、ダイオキシン類、河川水質、自動車騒音等）に関する調査・測定を定期的実施しており、測定結果をホームページや年次報告書「富士見市の環境」で公表しています。
- 公共施設等の空間放射線量を測定し、結果を公表しています。富士見市では平成 23 年度を最後に除染対象箇所は見つかっていません。
- 学校給食等の放射性物質含有検査を実施し、結果を公表しています。すべての検査において放射性物質は不検出であることを確認しています。
- 公害苦情対応件数は、令和 3 年度では 60 件となっており、増加傾向となっています。
- 相談の多い騒音、振動、野焼き等に関する情報を広報やホームページで周知しています。
- 市民アンケートによると、「身近な生活環境の保全（公害問題の対応や調査の実施など）」に対して、重要度が高く満足度が低い傾向となりました。

【課題】

- 生活様式の多様化に伴い、相談内容の多様化が進み、解決に時間を要する場合が増えているため、迅速かつ柔軟に対応可能な体制の構築が求められます。
- 近隣の生活騒音に対する相互理解や樹木の越境に対する日常の維持管理などの啓発が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 大気汚染や生活騒音などを未然に防ぐための周知・啓発を行います。
- 公害等の相談に対して迅速に対応できる体制づくりを進めます。
- 公害問題（大気質、ダイオキシン類、河川水質、自動車騒音等）に関する定期的な調査・測定を継続し、その結果を公表します。
- 公共施設等において空間放射線量の測定を継続し、その結果を公表します。
- 低騒音舗装の整備や適切な維持管理により、自動車騒音対策を進めます。
- 給食食材等の放射性物資の測定を継続し、その結果を公表します。
- 広域的な公害問題は埼玉県及び近隣自治体と連携して対応します。

市民・事業者に期待される取組

- 生活騒音や事業活動による騒音の防止を心掛けます。 市民 事業者
- 設備機器の適切な保守・管理により、騒音・振動の発生防止に努めます。 市民 事業者
- 低公害型の自動車の購入に努めます。 市民 事業者
- 環境に配慮した生活及び事業活動に努めます。 市民 事業者

◇施策の推進指標

生活様式の多様化に伴う公害問題の相談に迅速かつ柔軟に対応し、安全に暮らせるまちづくりを目指します。

指標	現状値	目標値
公害苦情対応件数	60件 【R3 (2021)】	減少 【R14 (2032)】
大気汚染（二酸化窒素）の環境基準未達成測定箇所	0箇所 【R3 (2021)】	0箇所 【R14 (2032)】
「身近な生活環境の保全（公害問題の対応や調査の実施など）」に対する満足度【市民アンケート（満足+やや満足）の割合】	14.1% 【R3 (2021)】	50%以上 【R14 (2032)】

施策 3-② 有害化学物質対策の推進

◇現状と課題

【現状】

- 建築物等の解体・改造・補修工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されました。
- 富士見市では、公共施設の石綿事前調査や必要に応じたアスベスト含有建材の適切な撤去を実施するほか、公共施設のシックハウス対策として、施設の新設・改修の施工終了時に室内の環境測定を実施し、法令等で定められた基準等に適合していることを確認しています。
- 解体時のアスベスト飛散防止対策、フロン回収義務付けの周知や補助制度の普及啓発を図っています。

【課題】

- シックハウス対策を考慮した材料・製品の選定を適切に行う必要があります。
- 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正に伴い、アスベスト含有の事前調査を実施し、解体・改修時のアスベスト対策を遵守することが必要です。

◇主な取組

行政の取組

- シックハウス対策資材を使用するなど、公共施設のシックハウス対策を推進します。
- アスベスト・フロン類に関する対策について国や県と連携した取組を進めます。
- 有害化学物質に対する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 事業者に対し法令を遵守した解体方法を推進します。
- 建設工事に伴い発生する廃棄物について、適正な分別解体・再資源化の普及啓発を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 有害化学物質対策をほどこした事業活動を行います。
- 法令等に基づき、適正な建設・解体を行います。
- 室内環境マークを表示している製品の使用に努めます。

事業者

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

有害化学物質対策の推進のため、県と連携した法令等を遵守した適正な対策の継続及び普及啓発を行います。

指標	現状値	目標値
県と連携した事業所への立入検査の実施	実施 【R3 (2021)】	継続 【R14 (2032)】

施策の方針 3-2
快適なまちづくりの推進

施策 3-③ きれいなまちづくりの推進

◇現状と課題

【現状】

- 富士見市は平成 19（2007）年に「富士見市をきれいにする条例」を制定し、空き缶等の投げ捨て、犬のふんの放置、路上喫煙に関するルールを定め、きれいなまちづくりを推進しています。
- 町会等が自主的に地域の清掃を行うクリーン作戦などにより、地域の環境美化活動を推進しています。
- 富士見市環境施策推進市民会議による「富士見市をきれいにする条例」を普及啓発するための街頭キャンペーンを行っています。
- 違法屋外広告物・放置自転車の撤去処分等を行っており、減少傾向となっています。
- 不法投棄対策として、看板の設置やパトロールを行っています。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
作業回数	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回
除去枚数	2,296 枚	1,651 枚	1,514 枚	1,305 枚	660 枚	783 枚
処分量	0kg	1,430kg	1,550kg	200kg	170kg	460kg

立て看板等の撤去・処分状況

資料：富士見市の環境

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
撤去回数	105 回	105 回	105 回	105 回	105 回	105 回
撤去台数	1,938 台	1,439 台	1,246 台	1,160 台	539 台	411 台
処分台数	933 台	925 台	712 台	931 台	736 台	540 台

放置自転車の撤去・処分状況

資料：富士見市の環境

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
不法投棄発生件数	32 件	108 件	115 件	139 件	106 件	107 件

不法投棄発生件数

資料：富士見市の環境

【課題】

- 地域の環境美化活動は活動団体が減少傾向にあるほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大幅な減少となっています。
- 路上喫煙に係る周知の強化が求められます。
- 不法投棄を減少させる施策が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 「富士見市をきれいにする条例（美化推進計画）」及び「富士見市をきれいにする日」の普及啓発を図ります。
- クリーン作戦などの地域における環境美化活動を支援します。
- 美化推進協定を推進します。
- 違法屋外広告物、放置自転車の撤去・処分等を実施します。
- 不法投棄防止啓発看板の設置・提供を行い、定期的なパトロールを実施します。
- 県や警察と連携して不法投棄対策を展開します。
- 公共空間における環境美化を進めます。

市民・事業者に期待される取組

- ごみの投げ捨てや犬のふんの放置などを行いません。 市民 事業者
- 地域の環境美化活動に積極的に参加します。 市民 事業者
- 違法屋外広告物の掲示・自転車の放置・不法投棄を行いません。 市民 事業者

◇施策の推進指標

クリーン作戦事業実施団体は減少傾向にあるため、新型コロナウイルス感染症拡大に配慮しながら実施団体の支援を行います。また、不法投棄対策を強化し、防止を図ります。

指標	現状値	目標値
クリーン作戦実施団体数	29 団体 【R3 (2021)】	増加 【R14 (2032)】
不法投棄発生件数	107 件 【R3 (2021)】	減少 【R14 (2032)】

施策3-④ 公園・緑地等の整備の推進

◇現状と課題

【現状】

- 令和3年度に市民緑地「諏訪の森」、関沢緑地公園を用地取得するなど、公園・緑地の整備に努めています。
- 公園や緑地等の面積は434,114㎡（平成30年度）から439,309㎡（令和2年度）と増加しています。
- 令和3年度に実施した市民アンケートの公園や広場などの憩いの場の満足度に関する問いでは、満足とやや満足を合わせた回答が48%となり、生活環境の満足度を問う設問の中で最も高くなりました。
- 水子貝塚公園（国指定史跡）及び難波田城公園（県指定旧跡）の2つの歴史公園をはじめ、貴重な歴史的資源があります。
- 市民協働による花壇の花植え作業により、街中の緑化を推進しています。
- 令和3年度に「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を策定し、湧水の活用・整備方針を示しました。（再掲）

【課題】

- ボランティアの固定化や高齢化により、市民協働による公園の整備への参加者の減少が懸念されます。
- 農村景観や歴史的景観を将来にわたって残していくことが重要です。
- 老木等の適正な維持管理方法を検討する必要があります。
- 活用が少ない生け垣設置奨励制度について、更なる周知・普及と支援内容を検討する必要があります。

◇主な取組

行政の取組

- 公園・緑地等の計画的な保全・維持管理を行います。
- 公園内などに自然とふれあえる散策路の整備手法を検討します。
- 公園等の適切な維持管理と併せ、市民との協働による維持管理方法を検討します。
- 教育機関と連携するなど、若者が参加できるような公園・緑地等の維持管理への参加手法を検討します。
- 現存する歴史的資源の適切な維持により、歴史的景観の保全を推進します。
- 生け垣設置奨励制度の周知・普及と支援内容を検討します。
- 樹木医や造園業者の活用等による枯損木対策の検討も含め、継続的な維持管理対策を図ります。（再掲）

市民・事業者に期待される取組

- 行政と協働した公園・緑地等の整備への参加に努めます。
- 生垣設置奨励制度の利用を検討します。

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

公園・緑地の更なる保全・整備を図り、街中の憩いの場の創出に努めます。

指標	現状値	目標値
公園・緑地の箇所数	61 箇所 【R3 (2021)】	増加 【R14 (2032)】
住民 1 人当たりの公園面積	3.71 m ² 【R2 (2020)】	3.74 m ² 【R7 (2025)】

施策 3-⑤ 暮らしやすいまちの推進

◇現状と課題

【現状】

- 平成 26 年 11 月に「空家等の対策の推進に関する特別措置法」が制定されたことをうけ、平成 29 年 6 月に「富士見市空家等対策の推進に関する条例」を制定し、平成 30 年度「富士見市空家等対策計画」の策定及び空家総合窓口を設置し、増加する空家による生活環境の悪化に対応を進めています。
- 富士見市では、空家の所有者に対し適正に管理するよう通知するほか、市内の空家の発生抑制や流通促進を図ることを目的として空家バンク事業を行っています。
- 令和 3 年度に実施した市民アンケートにおいて「将来の富士見市の環境として何が重要か」についての設問では、「交通の安全性」の回答率が 71.5%と最も高く、交通の安全性を重視する声が大きくなっています。
- 外来生物や有害鳥獣対策では、県と連携した適切な対策を実施しており、近年では有害鳥獣としてカラスなどの捕獲を実施しています。
- 全国の自動車運転免許証の自主返納件数は令和元年の約 60 万件をピークに 50 万件近くで推移しています。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲					
ドバト	63	117	—	—	—
カラス(雛・卵)	—	—	4	12	2
イノシシ	—	—	1	—	—
ハクビシン	—	—	—	1	—
アライグマ	—	—	1	—	—

有害鳥獣捕獲頭数

資料：環境課資料

【課題】

- 増加する空地・空家を適正に維持管理するため、管理者に対し意識の醸成を促進する必要があります。
- 令和 3 年度に実施した市民意識調査において、もっとも満足度が低くなっている安全で快適な道路の整備について、交通の利便性と安全性の向上が求められます。
- 様々な野生動物が及ぼす生活環境への影響への対策が求められます。
- 高齢化社会を迎えるなか、高齢者の生活を支える交通手段の確保が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 空地・空家の所有者に対し、速やかな働きかけを行い問題の早期解決を図ります。
- 空地・空家の除却や利活用に対する支援により、空家対策を推進します。
- 空家バンクの活用について周知普及を図ります。
- 歩道の整備など適切な道路の整備・維持管理を行います。
- 駐輪場の適切な管理や歩行者や交通の妨げとなる放置自転車の撤去など、安全で快適な交通環境を整備します。
- 人への被害を防止するため、有害鳥獣対策を推進します。
- 飼い主のいない猫等への対策を進めます。
- 市内循環バスやデマンドタクシーなど、交通インフラの充実を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 所有する建築物を適切に管理します。 市民 事業者
- 空家バンクなど空家に対する支援を活用し、空家を適切に管理します。 市民
- 自動車や自転車の安全運転に努めます。 市民 事業者

◇施策の推進指標

空地・空家対策として、空家の発生件数を将来予想値から減少させるための取組を進めます。また、市内循環バスの充実により公共交通の利便性の向上を図ります。

指標	現状値	目標値
その他の空家の件数	2,073 戸 【R7 (2025)】 (将来予想値)	1,970 戸 【R7 (2025)】 (将来予想値から 5%減少)
市内循環バスの利用者数	106,932 人 【R3 (2019)】	175,000 人 【R7 (2025)】

注：その他の空家とは、住宅・土地統計調査における空家のうち、賃貸・売却用、別荘等を除いたものです。

基本目標 4 みんなで学び、協働するまち

施策の方針 4-1 環境教育・環境学習の推進

施策 4-① 環境リーダーの育成の整備

◇現状と課題

【現状】

- 富士見市では、市民・事業者・行政の協働組織である富士見市環境推進施策市民会議が中心となり、環境に関する取組に対し、知識と意欲を持って環境にやさしいまちづくりを進めています。
- 富士見市環境施策推進市民会議では、地球温暖化防止や生ごみの水切り推進活動、エコライフ DAY・WEEK の小・中・特別支援学校への実施による普及啓発活動のほか、環境講座への参加により知識・意識の向上を図るなど、富士見市の環境リーダーとして活動を行っています。
- このほか、環境学習活動、河川の保全などの取組を行っている市民団体も複数存在します。

【課題】

- 各団体の活動に参加する人を増やすとともに、活動団体の支援を行っていく必要があります。
- 富士見市人材バンク登録者の増加に向けた、普及啓発を図る必要があります。

◇主な取組

行政の取組

- 富士見市環境施策推進市民会議の活動の推進や人材バンク登録者を増やすため、活動支援や活動の場の提供などにより環境に関する意識の醸成に努めます。
- 県の環境アドバイザーと協力した講座やまちづくり講座（出前講座）の開催などにより、知識・意欲の向上の場を作ります。
- 人材バンクに登録された環境リーダーと積極的に連携します。

市民・事業者に期待される取組

- 富士見市の環境について理解を深め、環境活動への参加に努めます。
- 環境に関する知識を有する方は、積極的に人材バンクに登録します。

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

富士見市環境推進施策市民会議と市の協働で開催している環境講座への参加により環境リーダーの育成を進めます。

指標	現状値	目標値
環境講座の参加人数	116回 【R3（2021）】	1,000人 【R14（2032）までの 累計参加者数】

注：令和3年度の環境講座は動画配信としたため、視聴回数で示しています。

コラム 富士見市人材バンク

富士見市市民人材バンクの制度とは、「市民同士の学び合い・助け合い」ができるよう支援することを目的として設立され、平成15年4月から利用が開始されました。具体的には、地域やグループで行う学習活動、スポーツ活動、地域活動などの活動に対して、指導・協力いただける方（個人・団体）を登録し、その情報を提供する仕組みです。

また、制度の有効活用やPRを市民との協働を進めるため、「富士見市市民人材バンク推進員の会」を組織し、人材バンク登録者と利用者の開拓、市民への広報、普及のための「モデル事業」の実施などを、主な事業内容として活動しており、環境分野における利用や活用が期待されています。

施策 4-② 環境教育・環境学習の場の整備・創出

◇現状と課題

【現状】

- 埼玉県では、環境を守り育てる人材育成により、持続可能な社会を創り出していく人材を増やしていくため、環境学習（環境教育）の取組が進められています。
- 富士見市では、富士見市環境施策推進市民会議と各種協働事業の実施、市民団体へのまちづくり講座（出前講座）、市の水生生物調査を体験する「川の生きもの調査・観察会」の開催などにより、環境学習を推進しています。
- また、学校では、学校ファームを活用した活動を行うほか、公民館では、地域を流れる柳瀬川に親しみながら河川について学習する「川の探検隊」を開催しています。

【課題】

- 環境について学び、活動する人材のすそ野を広げていくため、子どもたちや若い世代が環境について学習できる機会の充実を図っていく必要があります。
- 注目される環境問題・環境意識に合わせた、まちづくり講座（出前講座）の内容とすることが求められます。
- 自然観察会の調査結果のフィードバック方法など、情報発信の充実などに取り組んでいくことも必要です。

◇主な取組

行政の取組

- 環境講座・まちづくり講座（出前講座）を推進します。
- 川の生きもの調査・観察会を継続し、自然公園や湧水を活用した学習の場の創出を検討します。
- 自然や生きものとのふれあいの場をつくり、維持します。（再掲）
- 学校における落ち葉の堆肥化や環境ポスター展への応募など、学校と連携した環境教育を推進します。
- 環境に関する図書館資料等の収集を実施します。
- 環境に関する人材バンク登録者の増加に向けた普及啓発と人材バンクを活用した環境教育の普及啓発を図ります。
- 市職員の環境意識の向上を図るため、環境に関する職員研修を実施します。

市民・事業者に期待される取組

- 環境教育・環境学習に関するイベントに積極的に参加します。
- 環境教育・環境学習の場を創出します。
- 環境に関する知識を有する方は、積極的に人材バンクに登録します。(再掲)

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

環境教育・環境学習の場として引き続き、川の生きもの調査・観察会や環境講座を開催により環境教育・環境学習の充実を図ります。

指標	現状値	目標値
川の生きもの観察会参加者数 (延べ人数)【再掲】	85人 【R4(2022)】	335人 【R14(2032)】
環境講座の参加人数【再掲】	116回 【R3(2021)】	1,000人 【R14(2032)までの 累計参加者数】

注：令和3年度の環境講座は動画配信としたため、視聴回数で示しています。

施策の方針 4-2

みんなで協力するまちづくりの推進

施策 4-③ 環境保全活動の活性化

◇現状と課題

【現状】

- 富士見市環境施策推進市民会議と協働による環境講座などを通じ、参加者の知識・意識の向上を図っています。
- 近年の環境講座では、地球温暖化対策に対して、一人ひとりの生活の中で実践できる行動をテーマに取扱っています。
- エネルギーの地産地消と環境意識の高揚を図り、保全行動に繋げてもらうため太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器等を設置した者に対して補助金を交付し、太陽光発電システム累計設置者数は令和3年度で986人・件となっています。
- 「COOL CHOICE」の中でアピール度の高い「COOL BIZ」や「WARM BIZ」等に積極的に参加するほか、周知ポスターを掲示し、認知度の向上に努めています。
- 地球温暖化防止活動を活性化するため、市のホームページにおいて、エコライフDAY・WEEKの取組結果に合わせ、温暖化防止に関する情報を掲載しています。
- クリーン作戦などの地域における環境美化活動を推進するため、支援しています。

【課題】

- 子どもから大人まで、多くの人の環境意識を育むことにより、市全体で環境保全活動に取り組むことが求められます。
- 環境保全行動の推進を図るため、環境リーダーの更なる育成が必要です。
- 各取組の共有や団体の連携などによる更なる環境保全活動の活性化のために、情報交換の場を設けるなどが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 環境意識の向上を図るため、環境講座・まちづくり講座（出前講座）を推進します。
- 補助制度や環境保全活動に関する情報提供を推進します。
- 環境に関するイベントを周知し、環境保全行動の活性化を図ります。
- 環境イベントの開催により、環境保全の啓発に努めます。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対し、協働事業提案制度などを用いた支援の仕組みを検討します。（再掲）
- クリーン作戦などの地域における環境美化活動を支援します。（再掲）
- 「COOL CHOICE」に賛同し、地球温暖化対策に取り組みます。
- 富士見市環境施策推進市民会議との連携強化により、全市的な環境保全活動を推進します。

市民・事業者に期待される取組

- 環境講座・まちづくり講座（出前講座）に積極的に参加します。（再掲）
- 地域の環境保全活動への参加に努めます。
- 環境保全活動に関する情報収集に努めます。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

身近な環境保全活動であるクリーン作戦の参加者増加を図り、環境保全への意識醸成を強化します。

指標	現状値	目標値
環境美化活動（クリーン作戦） 参加人数	3,271 人 【R3（2022）】	8,500 人 【R7（2025）】

施策 4-④ 市民・事業者・行政の連携と情報共有の推進

◇現状と課題

【現状】

- 富士見市環境施策推進市民会議において各種会議（総会・全体会・役員会・事業推進委員会・地区ブロック会議）を開催するなど、連携を強化し、情報を交換しています。令和3年度の会議開催数（書面開催含む）は7回となっています。
- 地域における環境美化活動を推進するため、町会等が自主的に実施するクリーン作戦でゴミ袋の配布やごみの収集を支援しています。（再掲）
- 石井緑地公園に水谷小学校区まちづくり協議会の協力により堆肥置き場を設置し、水谷小学校の児童が落ち葉の堆肥づくりを行っています。
- 環境に関する様々な情報を収集するため、国・県主催の会議、講習会等に参加するほか、近隣の地方公共団体と一部事務組合の事業について意見交換をしています。
- 富士見市環境施策推進市民会議や環境審議会の中で環境施策について報告を行うなど、意見交換を行っています。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式に対応した協働手法の検討が求められます。
- ターゲットに合わせた情報発信媒体を活用するなど、効果的な情報発信が求められます。
- 幅広い年代による多様な意見交換を通じて、相互に活動を支援できる体制づくりが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 富士見市環境施策推進市民会議及び環境審議会の中で、各主体の活動内容の紹介や意見交換などにより、活動の情報共有・支援を図ります。
- ボランティア団体との連携強化と情報交換に努めます。
- 自然観察会などを通じて地域交流を推進します。
- 環境に関する情報をホームページ等を活用し、情報発信を進めます。
- 国・県・近隣の地方公共団体との連携強化と情報交換に努めます。

市民・事業者に期待される取組

- 富士見市環境施策推進市民会議及び環境審議会での積極的な意見交換に努めます。
- 行政や事業者の環境情報や環境報告書などの最新情報を確認し、日々の環境保全運動に役立てます。
- アンケート調査等への協力に努めます。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

環境保全には市民・事業者・行政の連携が重要なことから、富士見市環境施策推進市民会議との協働事業による啓発活動や環境審議会の場において、市の環境施策に関する意見交換を行うなど、市民・事業者・行政の連携を図ります。

指標	現状値	目標値
富士見市環境施策推進市民会議における協働事業の実施及び環境審議会における意見交換の実施	実施 【R4 (2022)】	継続 【R14 (2032)】

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1. 推進体制

富士見市が目指す望ましい環境像の実現に向け、下図に示す体制で各主体が連携・協働して計画を推進します。なお、各主体・組織の役割は以下のとおりです。

(1) 市民・事業者

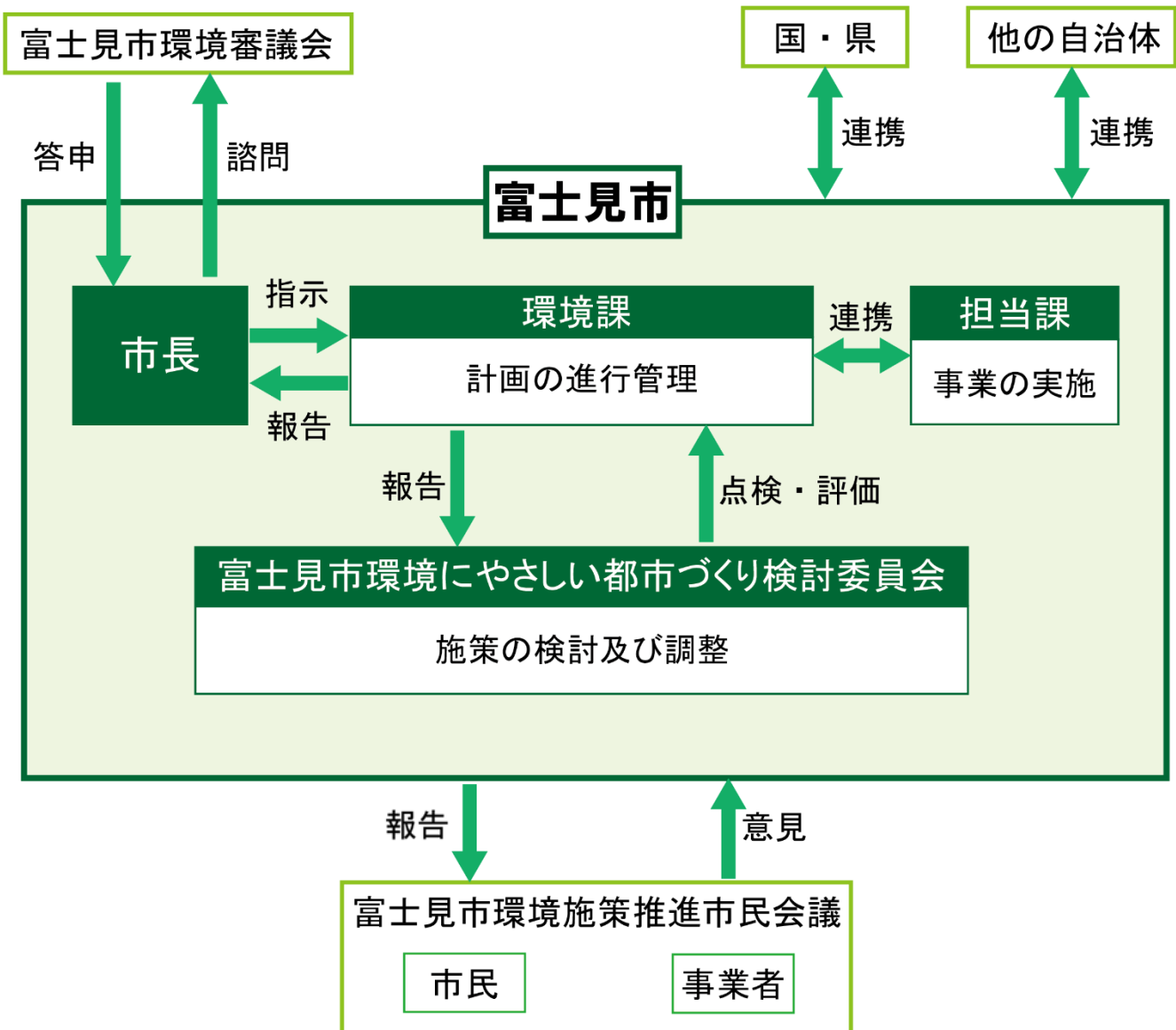
- ・ 日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した取組を自主的に実行します。
- ・ 富士見市環境施策推進市民会議に参加・協力します。
- ・ 市の実施する環境施策に積極的に参加・協力します。
- ・ 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。
- ・ 市民団体同士の交流活動や、事業所間のネットワークを活用した情報交換を行います。

(2) 富士見市環境施策推進市民会議

- ・ 市民・事業者・行政の協働による取組の中心的組織として、情報交換や本計画で定めた施策を推進します。
- ・ 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

(3) 行政（担当課）

- ・ 率先して環境に配慮した取組を実行します。
- ・ 市民・事業者に対して、積極的に情報提供を行います。
- ・ 市民や事業者が、環境配慮活動に取り組むよう啓発します。
- ・ 各担い手が協働した活動に取り組むための企画・調整を行います。



計画の推進体制図（イメージ）

2. 進捗管理

本計画の実効性を確保するため、本計画の進捗管理は「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」のPDCAサイクルに基づき実施し、毎年度、進捗状況の達成度を把握し、評価を行います。

なお、進捗管理における各主体・組織の役割は以下のとおりです。

（1）富士見市環境施策推進市民会議

- ・ 取組状況の点検・評価を行います。

（2）富士見市環境審議会

- ・ 市長からの諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項を審議し、必要に応じて市長に意見を述べます。
- ・ 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

（3）富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

- ・ 庁内の総合的な調整を行う組織で、環境に関する施策について、検討・調整を行い本計画の進行を管理します。
- ・ 各担い手が実行した取組状況を点検・評価します。
- ・ 年次報告書として「富士見市の環境」を作成し、報告します。
- ・ 年次報告書に対して出された意見をとりまとめ、次年度以降の計画の推進に反映させます。

（4）行政（担当課）

- ・ 本計画に基づく各種取組状況の検証・改善を行います。
- ・ 国・県・近隣の地方公共団体と連携し、情報交換を行います。

